

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「各府省等が締結している随意契約に関する会計検査の結果  
について」

平成19年10月

会計検査院

参議院決算委員会において、平成18年6月7日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、各府省等が締結している随意契約の状況について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月8日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

平成19年10月

会計検査院

# 目次

第1	検査の背景及び実施状況	1
1	検査の要請の内容	1
2	平成16年度決算に関する決議における内閣に対する警告の内容	1
3	国の契約方式等の概要	2
(1)	国の契約方式と契約相手方の決定方法	2
ア	契約方式	2
イ	契約相手方の決定方法	4
(2)	各府省等が実施した随意契約の点検	4
4	検査の観点、着眼点、対象及び方法	6
第2	検査の結果	8
1	随意契約を含めた契約全般の状況	8
(1)	府省等における契約全体の状況	8
ア	契約種類別の契約状況	8
イ	府省等別の契約状況	9
ウ	契約相手方別の契約状況	13
(2)	契約方式の状況	14
ア	契約種類別の契約方式の状況	15
イ	府省等別の契約方式の状況	16
ウ	契約相手方別の契約方式の状況	20
エ	競争契約における応札者数の状況	21
(3)	落札率の状況	24
2	随意契約の実施状況及び随意契約となった理由の妥当性	27
(1)	随意契約の実施状況	27
ア	契約種類別の随意契約の状況	27
イ	府省等別の随意契約の状況	28
ウ	契約相手方別の随意契約の状況	32
エ	契約時期別の随意契約の状況	32

オ	落札率の状況	33
(2)	随意契約とした理由の状況	34
ア	法令上の適用理由	34
イ	法令上の適用理由別の各府省等における点検結果の状況	37
ウ	随意契約の具体的な理由	39
エ	A、B、C各グループ区分と各府省等における点検結果の状況	43
(3)	企画競争の実施方法の状況	45
ア	企画競争の実施に関する要領等の整備状況	45
イ	応募者数の状況	47
ウ	参加者の募集方法の状況	48
エ	審査における契約担当部局の関与の状況	48
オ	評価項目の設定状況	48
(4)	随意契約とした理由の妥当性等	50
ア	随意契約とした理由の妥当性に関して検討の余地があったもの	50
イ	競争性を高める工夫をし、競争契約等に移行しているもの（参考事例）	61
(5)	個別の事態と随意契約点検及び見直し状況との関連等	62
ア	個別の事態と随意契約点検及び見直し状況との関連	62
イ	個別の事態についての見直し後における競争性の状況	65
3	公益法人に対する随意契約の実施状況及び公益法人による再委託の状況	67
(1)	公益法人を契約相手方とする随意契約の実施状況	67
ア	公益法人を契約相手方とする契約の競争性の状況	67
イ	公益法人との随意契約の実施状況	68
(2)	公益法人を契約相手方とする随意契約において随意契約とした理由の状況	73
ア	法令上の適用理由	73
イ	随意契約の具体的な理由	74
(3)	公益法人による再委託の状況	75
ア	再委託に関する契約条項の状況	76
イ	再委託の実施状況	76
(4)	公益法人を契約相手方とする随意契約の随意契約とした理由の妥当性等	78
(5)	公益法人による再委託と随意契約とした理由との整合性	86

4	契約の透明性の向上に向けた体制整備の状況	87
(1)	契約担当職員の配置状況	87
(2)	随意契約とした理由の審査体制	89
(3)	内部監査の実施状況	91
(4)	随意契約等の公表状況	92
(5)	契約の適正化に向けた政府の取組	98
5	随意契約先公益法人における所管府省退職者の再就職者数	100
6	再委託先への所管府省及び当該公益法人それぞれの退職者の再就職者数	104
(1)	再委託先への所管府省退職者の再就職者数	104
(2)	再委託先への随契先公益法人退職者の再就職者数	106
7	5、6についてそれぞれの公益法人及び再委託先の従業員に占める再就職者の比率、 役員に占める比率	109
(1)	随契先公益法人の従業員及び役員に占める再就職者の比率	109
(2)	再委託先の従業員及び役員に占める再就職者の比率	111
第3	検査の結果に対する所見	115

## 第1 検査の背景及び実施状況

### 1 検査の要請の内容

会計検査院は、平成18年6月7日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月8日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

#### 一、 会計検査及びその結果の報告を求める事項

##### (一)検査の対象

内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、国会、裁判所、会計検査院

##### (二)検査の内容

各府省等が締結している随意契約についての次の各事項

随意契約を含めた契約全般の状況

随意契約の実施状況及び随意契約となった理由の妥当性

公益法人に対する随意契約の実施状況及び公益法人による再委託の状況

契約の透明性の向上に向けた体制整備の状況

随意契約先公益法人における所管府省退職者の再就職者数

再委託先への所管府省及び当該公益法人それぞれの退職者の再就職者数

についてそれぞれの公益法人及び再委託先の従業員に占める再就職者の比率、役員に占める比率

### 2 平成16年度決算に関する決議における内閣に対する警告の内容

参議院では、18年6月7日に決算委員会において、検査を要請する旨の上記の決議を行うとともに、平成16年度決算に関して内閣に対し警告すべきものと議決し、同月9日に本会議において内閣に対し警告することに決している。

この警告決議のうち、上記検査の要請に関連する項目の内容は、次のとおりである。

- 1 平成十六年度に中央省庁が実施した一件五百万円以上の工事の発注や、業務委託等の契約に占める随意契約の件数の割合が約七十パーセントと極めて高率にな

っており、中でも、国土交通省所管の各建設協会などを始め所管公益法人に発注した契約には、随意契約割合が百パーセント、あるいはそれに近い高率になっている例が少なからず見られ、さらに、これらの公益法人に多数のOBが天下っていることは、契約の公平性、競争性及び透明性の確保に疑念を抱かせ、看過できない。また、IT調達にあっては、民間企業を相手とする随意契約が金額の七割から八割を占めている省庁もある。

政府は、随意契約の見直しに当たっては、相手方の官民を問わず一般競争入札を原則とし例外的に随意契約を認めている会計法に照らして厳格な運用に努めるとともに、所管公益法人等への業務委託の実施に当たっては、天下りの状況も含め積極的に情報開示を行うなど、国民の不信を招くことのないよう厳正に対処し、公共調達の適正化に努めるべきである。

### 3 国の契約方式等の概要

#### (1) 国の契約方式と契約相手方の決定方法

##### ア 契約方式

国の契約制度は、会計制度の一環として、公正かつ厳正に運用されなければならないが、さらに、支出の原因となる契約については、その支出が租税等国民の貴重な財源をもって充てられていることから最も効率的に使用されるように、契約相手方の選定は適切に行われる必要がある。会計法（昭和22年法律第35号） 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）その他の会計法令等においては、この契約相手方の選定方法、すなわち契約方式を図表0-1のとおり定めている。

これによると、国の契約方式としては、一般競争契約及び指名競争契約（以下、両者を合わせて「競争契約」という。）並びに随意契約の三つがあるが、機会の均等、公正性の保持、予算の効率的使用の面から、一般競争契約が原則とされている。

このうち随意契約は、競争によることなく特定の者を選定してその者と契約を締結する方式であり、相手方を特定することにより資産、信用、能力の確実な者を選定することができるほか、競争契約の場合のように、通常入札への参加者を募るための公告が必要とされていないなど契約に要する日数と手続が少なく、契約事務の負担軽減が図れる最も簡便な契約方式でもある。しかし、これが安易に適用された

場合には、契約の相手方が固定され公正性が確保されなくなったり、ひいては国にとって不利な価格で契約を締結することになったりすることも懸念されるため、その運用は適正に行われる必要がある。

図表0-1 国の契約方式

区分	要件	根拠条項
一般競争契約	(原則) 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、以下の場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。	会計法第29条の3第1項
指名競争契約	指名競争に付するものとされている場合	会計法第29条の3第3項
	指名競争に付することができるとなっている場合	予決令第94条第1項等
随意契約	契約の性質又は目的が競争を許さない場合 緊急の必要により競争に付することができない場合 競争に付することが不利と認められる場合	会計法第29条の3第4項
	国の行為を秘密にする必要があるとき 契約に係る予定価格が少額である場合(以下、この要件による随意契約を「少額随契」という。) a 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき b 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき c 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき d 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき など その他	予決令第99条等

また、近年、契約の内容によっては価格による競争を実施することが困難で随意契約によらざるを得ない場合においても、業者選定の公平性及び透明性を向上させるための取組も行われている。すなわち、契約手続の前段階において、複数の業者から企画書等を提出させるなどして、これらの内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定する手続（以下「企画競争」という。）を経て、その者を契約相手方とする随意契約（以下、このような随意契約を「企画随契」という。）も行われるようになってきている。

#### イ 契約相手方の決定方法

国の契約を競争契約により行う場合、支出原因契約にあつては、原則として予定価格以下で最低の価格の入札者を落札者としてとされている。ただし、契約の性質又は目的から価格のみの競争により難しい場合には、価格だけでなく、技術的要素等も併せて総合的に評価して落札者を決定する、いわゆる総合評価方式が認められている。そして、総合評価方式による場合には、各省各庁の長（衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣をいう。）が財務大臣と協議して定めるところによりこれを行うこととされている。

#### (2) 各府省等が実施した随意契約の点検

近年、国が締結している随意契約に関して透明性、効率性の確保の面から問題があるとの指摘がなされている状況等を踏まえ、政府における随意契約の適正化に向けた取組の一環として、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議において、18年2月に「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」がまとめられた。

そして、これを受けて、各府省等では、17年度に締結した随意契約のうち所管公益法人等との間で締結したものについて随意契約によることが適切かどうかの点検を行い、18年6月にその結果及び「随意契約見直し計画」を公表している。さらに、所管公益法人等以外が相手方となっている随意契約についても同様の点検（以下、上記の点検と合わせて「随意契約点検」という。）を行い、19年1月にその結果及び「随意契約見直し計画」（改訂）を公表している。

この「随意契約見直し計画」（改訂）によると、17年度における国全体の随意契約（少額随契等を除く。）は、図表0-2のとおり、所管公益法人等及びそれ以外の分を合わせて10.1万件、契約金額3.8兆円となっている。そして、このうち、6.4万件（64.2%）、2.4兆円（63.1%）を一般競争契約、企画随契等の競争性のある契約方

式等に移行することになっている。

図表0-2 各府省等の「随意契約見直し計画」(改訂)の状況(平成17年度)  
 上段:件数、契約金額(単位:件、億円)  
 下段:割合(単位:%)

府省等	競争性のある契約方式等に移行するもの		引き続き競争性のない随意契約とするもの		事務・事業を取りやめたもの		合計	
	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額
内閣官房	72 (28.9)	30 (7.2)	116 (46.6)	321 (76.6)	61 (24.5)	68 (16.2)	249 (100)	419 (100)
内閣法制局	11 (78.6)	1 (100)	-	-	3 (21.4)	0 (0.0)	14 (100)	1 (100)
人事院	66 (57.4)	5 (71.4)	38 (33.0)	2 (28.6)	11 (9.6)	1 (14.3)	115 (100)	7 (100)
内閣本府	951 (57.0)	216 (46.0)	236 (14.2)	149 (31.7)	480 (28.8)	105 (22.3)	1,667 (100)	470 (100)
宮内庁	41 (23.6)	6 (30.0)	125 (71.8)	13 (65.0)	8 (4.6)	0 (0.0)	174 (100)	20 (100)
公正取引委員会	47 (67.1)	3 (75.0)	17 (24.3)	1 (25.0)	6 (8.6)	0 (0.0)	70 (100)	4 (100)
警察庁	219 (12.1)	39 (13.4)	1,572 (86.8)	252 (86.3)	21 (1.2)	1 (0.3)	1,812 (100)	292 (100)
金融庁	86 (49.4)	20 (62.5)	43 (24.7)	3 (9.4)	45 (25.9)	10 (31.3)	174 (100)	32 (100)
総務省	913 (67.7)	401 (74.7)	91 (6.7)	40 (7.4)	345 (25.6)	96 (17.9)	1,349 (100)	537 (100)
法務省	2,667 (64.8)	719 (74.4)	673 (16.3)	202 (20.9)	777 (18.9)	45 (4.7)	4,117 (100)	966 (100)
外務省	462 (52.0)	88 (62.0)	167 (18.8)	21 (14.8)	260 (29.2)	33 (23.2)	889 (100)	142 (100)
財務省	2,324 (62.6)	866 (64.8)	1,083 (29.2)	415 (31.0)	306 (8.2)	56 (4.2)	3,713 (100)	1,337 (100)
文部科学省	2,341 (77.0)	1,094 (58.6)	338 (11.1)	555 (29.7)	363 (11.9)	219 (11.7)	3,042 (100)	1,867 (100)
厚生労働省	5,761 (44.7)	2,947 (78.0)	6,160 (47.8)	739 (19.6)	967 (7.5)	92 (2.4)	12,888 (100)	3,778 (100)
農林水産省	6,115 (66.0)	1,231 (73.4)	2,133 (23.0)	220 (13.1)	1,015 (11.0)	225 (13.4)	9,263 (100)	1,676 (100)
経済産業省	1,568 (53.1)	1,214 (61.5)	316 (10.7)	281 (14.2)	1,068 (36.2)	480 (24.3)	2,952 (100)	1,975 (100)
国土交通省	19,490 (62.0)	4,487 (68.7)	7,615 (24.2)	1,678 (25.7)	4,317 (13.7)	366 (5.6)	31,422 (100)	6,531 (100)
環境省	847 (48.3)	220 (68.3)	480 (27.4)	46 (14.3)	426 (24.3)	56 (17.4)	1,753 (100)	322 (100)
防衛省	20,213 (85.7)	10,835 (59.4)	3,341 (14.2)	7,361 (40.3)	24 (0.1)	49 (0.3)	23,578 (100)	18,245 (100)
衆議院	40 (17.4)	7 (13.2)	142 (61.7)	38 (71.7)	48 (20.9)	9 (17.0)	230 (100)	53 (100)
参議院	61 (27.0)	15 (38.5)	72 (31.9)	10 (25.6)	93 (41.2)	15 (38.5)	226 (100)	39 (100)
国立国会図書館	19 (9.0)	17 (28.8)	151 (71.6)	33 (55.9)	41 (19.4)	8 (13.6)	211 (100)	59 (100)
裁判所	538 (47.2)	86 (68.8)	592 (52.0)	37 (29.6)	9 (0.8)	2 (1.6)	1,139 (100)	125 (100)
会計検査院	22 (31.0)	4 (10.3)	25 (35.2)	1 (2.6)	24 (33.8)	34 (87.2)	71 (100)	39 (100)
合計	64,874 (64.2)	24,550 (63.1)	25,526 (25.2)	12,416 (31.9)	10,718 (10.6)	1,970 (5.1)	101,118 (100)	38,937 (100)

注(1) 本表は、各府省等が公表している「随意契約見直し計画」(改訂)に基づき、会計検査院において作成したものである。

注(2) 「事務・事業を取りやめたもの」には、17年度限りの契約も含む。

#### 4 検査の観点、着眼点、対象及び方法

会計検査院は、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、各府省等の契約全般の状況を把握するとともに、契約事務が適切に行われ、公正性、競争性及び透明性が確保されているかなどに着眼して検査を実施した。

検査は、各府省等の内部部局及び地方支分部局等における支出原因契約を対象とした。そして、契約の状況については、直近の18年度は随意契約を含めた契約全体、17年度は随意契約に絞り調書を徴して契約の実施状況、競争性の状況、再委託の状況等を分析するとともに、調書に該当契約があった内部部局40箇所のすべて及び地方支分部局等537箇所を抽出して会計実地検査を行った。また、国の随意契約の相手方である公益法人及び当該公益法人から再委託先への再就職者数については、所管府省及び当該公益法人の協力を得て提出された調査票等に基づき調査を実施した。

会計実地検査の人日数及び実地検査箇所数は、次のとおりである。

- ・実地検査人日数 1,571.3人日
- ・実地検査箇所数 577箇所

(内訳)

検査対象機関	検査箇所	実地検査箇所数
内閣	内閣官房	1
	内閣法制局	1
	人事院	1
内閣府	本府	6 (5)
	宮内庁	3 (2)
	公正取引委員会	1
	警察庁	17 (16)
	金融庁	1
総務省	本省	10 (9)
	公害等調整委員会	1
	消防庁	2 (1)
法務省	本省	43 (42)
	公安調査庁	3 (2)
外務省	外務省	1
財務省	本省	33 (32)
	国税庁	18 (17)

検査対象機関	検査箇所	実地検査箇所数
文部科学省	本省 文化庁	4 (3) 1
厚生労働省	本省 中央労働委員会 社会保険庁	42 (41) 1 29 (28)
農林水産省	本省 林野庁 水産庁	55 (54) 46 (45) 1
経済産業省	本省 資源エネルギー庁 特許庁 中小企業庁	8 (7) 1 1 1
国土交通省	本省 気象庁 海上保安庁 海難審判庁	119 (118) 5 (4) 8 (7) 1
環境省	環境省	6 (5)
防衛省	本省 防衛施設庁	81 (80) 7 (6)
国会	衆議院 参議院 国立国会図書館	1 1 1
裁判所	裁判所	14 (13)
会計検査院	会計検査院	1
合計		577 (537)

注(1) 防衛省及び防衛本省は、平成19年1月8日以前は、それぞれ内閣府防衛庁及び防衛本庁である。また、防衛施設庁は、19年9月1日に廃止されている。

注(2) 「実地検査箇所数」は、内部部局及び地方支分部局等の計であり、( )書きは、地方支分部局等の箇所数で内書きである。

## 第2 検査の結果

### 1 随意契約を含めた契約全般の状況

各府省等の国内のすべての官署において締結された支出原因契約（少額随契が認められる契約等は除く。以下「対象契約」という。）のうち、全体の状況、契約方式の状況等契約全般については、18年度（12月まで）<sup>(注1)</sup>に締結された契約（以下「18年度対象契約」という。）でみることにし、その状況を示すと、以下のとおりとなっている。

（注1） 18年度（12月まで） 18年度については、本報告を取りまとめるに当たっての時間的制約により18年4月から12月までに締結された契約を対象とした。

以下、本文及び図表中の数値は、原則として、件数及び金額については表示単位未満を切り捨て、割合については表示単位未満を四捨五入している。

#### (1) 府省等における契約全体の状況

##### ア 契約種類別の契約状況

各府省等から提出された調書によると、府省等全体の18年度対象契約は、図表1-1のとおり、件数で14.1万件、支払金額（18年12月までに支払われた金額。以下同じ。）で2.2兆円となっている。

これを契約種類別にみると、件数、支払金額共に「役務」、「工事（設計、調査等を含む。）」の順に多く、契約全体に対する割合は、件数で46.9%、25.9%、支払金額で32.8%、30.0%となっている。

図表1-1 契約種類別の契約状況（平成18年度（12月まで））

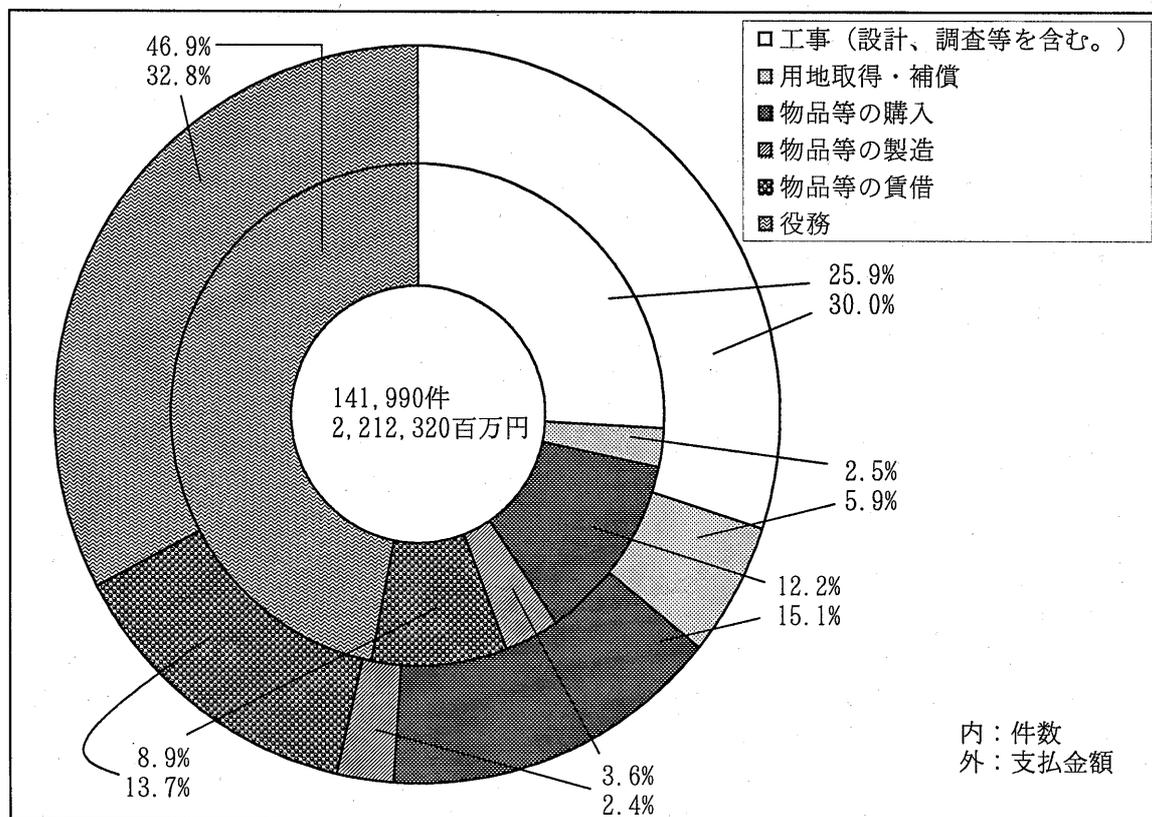
①件数及び支払金額

（単位：件、百万円、％）

契約種類	件数		支払金額	
		割合		割合
工事（設計、調査等を含む。）	36,809	25.9	663,203	30.0
用地取得・補償	3,531	2.5	130,940	5.9
物品等の購入	17,317	12.2	335,159	15.1
物品等の製造	5,137	3.6	54,151	2.4
物品等の賃借	12,664	8.9	302,204	13.7
役務	66,532	46.9	726,659	32.8
合計	141,990	100	2,212,320	100

（注）「用地取得・補償」は、工事に必要な用地の取得や補償である。以下の図表においても同じ。

②件数及び支払金額の割合



イ 府省等別の契約状況

18年度対象契約を府省等別にみると、図表1-2及び1-3のとおり、公共事業関係の工

事契約が多い国土交通省が件数、支払金額共に40%程度を占めており、次いで防衛省が件数で18.8%、支払金額で15.0%となっている。

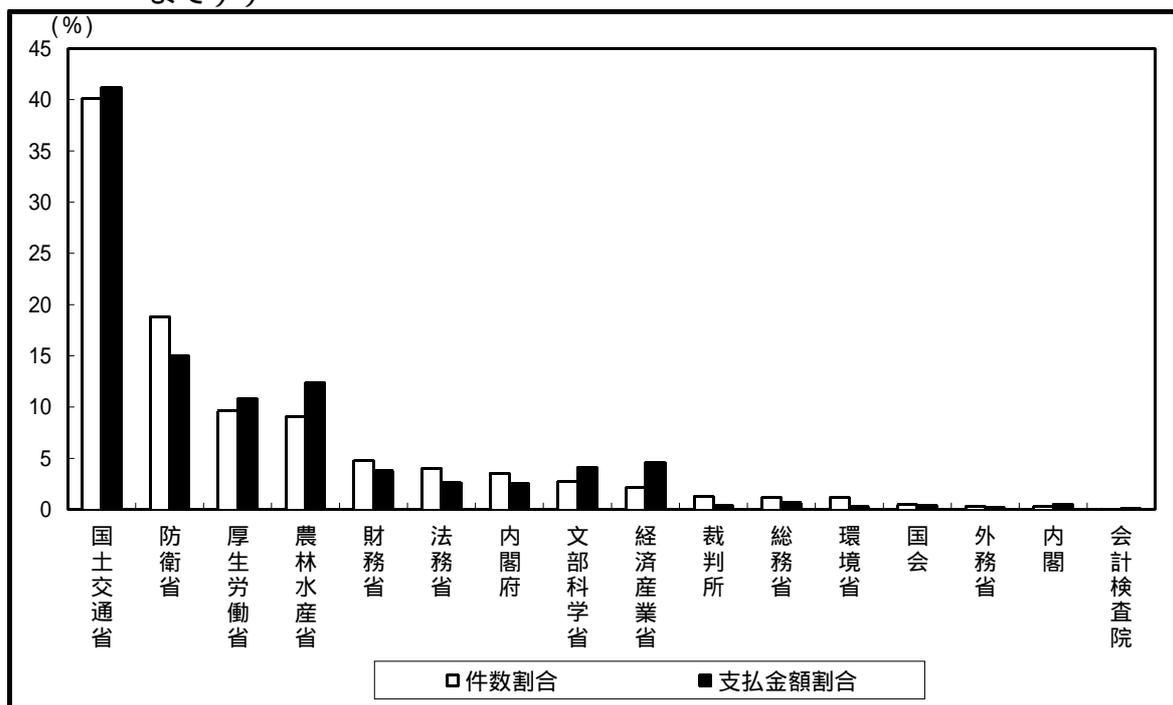
また、18年度対象契約を内部部局と地方支分部局等別にみると、内部部局は、地方支分部局等に比べ、件数で14.8%、支払金額で29.9%を占めているにすぎないが、1件当たりの平均支払金額は、内部部局3155万円、地方支分部局等1281万円となっていて、1件当たりの契約規模では内部部局の方が2.5倍程度大きい状況となっている。

図表1-2 府省等別の契約状況（平成18年度（12月まで））

（単位：件、百万円）

府省等	区分	件数			支払金額		
		内部部局	地方支分部局等	合計	内部部局	地方支分部局等	合計
内閣		384	43	427	12,178	64	12,242
	内閣官房	284	-	284	11,659	-	11,659
	内閣法制局	16	-	16	53	-	53
	人事院	84	43	127	465	64	529
内閣府		1,887	3,180	5,067	27,238	29,313	56,551
	内閣本府	833	1,424	2,257	11,460	19,302	30,763
	宮内庁	249	85	334	1,572	722	2,295
	公正取引委員会	53	-	53	198	-	198
	警察庁	600	1,671	2,271	12,185	9,287	21,473
	金融庁	152	-	152	1,821	-	1,821
総務省		1,336	382	1,718	13,933	1,422	15,355
	総務本省	1,146	371	1,517	13,587	1,400	14,987
	公害等調整委員会	4	-	4	14	-	14
	消防庁	186	11	197	331	22	353
法務省		625	5,160	5,785	14,273	44,186	58,459
	法務本省	573	5,101	5,674	14,032	44,066	58,098
	公安調査庁	52	59	111	241	119	360
外務省		472	-	472	4,275	-	4,275
財務省		1,026	5,795	6,821	40,656	43,236	83,892
	財務本省	492	2,526	3,018	17,314	23,929	41,244
	国税庁	534	3,269	3,803	23,341	19,306	42,648
文部科学省		3,806	108	3,914	91,447	420	91,867
	文部科学本省	2,801	108	2,909	84,791	420	85,211
	文化庁	1,005	-	1,005	6,656	-	6,656
厚生労働省		2,516	11,155	13,671	127,128	112,172	239,301
	厚生労働本省	1,753	6,881	8,634	39,801	60,114	99,915
	中央労働委員会	21	-	21	57	-	57
	社会保険庁	742	4,274	5,016	87,269	52,058	139,327
農林水産省		1,727	11,216	12,943	176,281	98,324	274,605
	農林水産本省	1,121	5,773	6,894	161,859	51,349	213,208
	林野庁	252	5,436	5,688	2,282	46,952	49,235
	水産庁	354	7	361	12,139	21	12,161
経済産業省		1,769	1,339	3,108	97,223	5,507	102,730
	経済産業本省	983	1,148	2,131	8,458	4,499	12,958
	資源エネルギー庁	272	191	463	58,901	1,007	59,908
	特許庁	402	-	402	28,095	-	28,095
	中小企業庁	112	-	112	1,767	-	1,767
国土交通省		2,879	54,092	56,971	35,695	876,804	912,499
	国土交通本省	1,898	51,420	53,318	17,060	857,564	874,625
	気象庁	537	527	1,064	5,245	2,095	7,341
	海上保安庁	437	2,145	2,582	13,377	17,144	30,521
	海難審判庁	7	-	7	11	-	11
環境省		1,250	448	1,698	4,209	1,694	5,904
防衛省		298	26,447	26,745	2,783	329,661	332,444
	防衛本省	221	22,103	22,324	1,407	194,602	196,009
	防衛施設庁	77	4,344	4,421	1,376	135,059	136,435
国会		678	-	678	10,033	-	10,033
	衆議院	220	-	220	2,876	-	2,876
	参議院	160	-	160	2,595	-	2,595
	国立国会図書館	298	-	298	4,562	-	4,562
裁判所		241	1,626	1,867	2,085	6,981	9,066
会計検査院		105	-	105	3,089	-	3,089
	合計	20,999	120,991	141,990	662,531	1,549,788	2,212,320
	<割合>	<14.8%>	<85.2%>	<100%>	<29.9%>	<70.1%>	<100%>
	1件当たりの支払金額(万円)				3,155	1,281	1,558

図表1-3 府省等別の契約状況（全体に占める各府省等ごとの割合）（平成18年度（12月まで））



さらに、18年度対象契約を会計別にみると、図表1-4のとおり、一般会計と道路整備特別会計の2会計で支払金額全体の半分以上を占めている。

図表1-4 会計別の契約状況（平成18年度（12月まで））

（単位：件、百万円、%）

会計	支払金額		(参考)件数		所管
	金額	割合	件数	割合	
一般会計	792,488	35.8	65,432	46.1	各府省等
道路整備	428,802	19.4	20,790	14.6	国土交通省
治水	161,463	7.3	15,762	11.1	国土交通省
食糧管理	156,575	7.1	514	0.4	農林水産省
国営土地改良事業	75,709	3.4	5,833	4.1	農林水産省
港湾整備	64,191	2.9	2,684	1.9	国土交通省
石油及びエネルギー需給構造高度化対策	58,414	2.6	447	0.3	財務省、経済産業省及び環境省
空港整備	50,703	2.3	3,371	2.4	国土交通省
国有林野事業	44,189	2.0	5,357	3.8	農林水産省
厚生保険	43,368	2.0	2,892	2.0	厚生労働省
労働保険	40,150	1.8	4,804	3.4	厚生労働省
国立高度専門医療センター	29,467	1.3	1,442	1.0	厚生労働省
特許	28,283	1.3	493	0.3	経済産業省
登記	26,791	1.2	1,710	1.2	法務省
電源開発促進対策	10,468	0.5	518	0.4	財務省、文部科学省及び経済産業省
その他	201,252	9.1	9,941	7.0	各府省
合計	2,212,320	100	141,990	100	

（注）会計名中「特別会計」は記載を省略した。

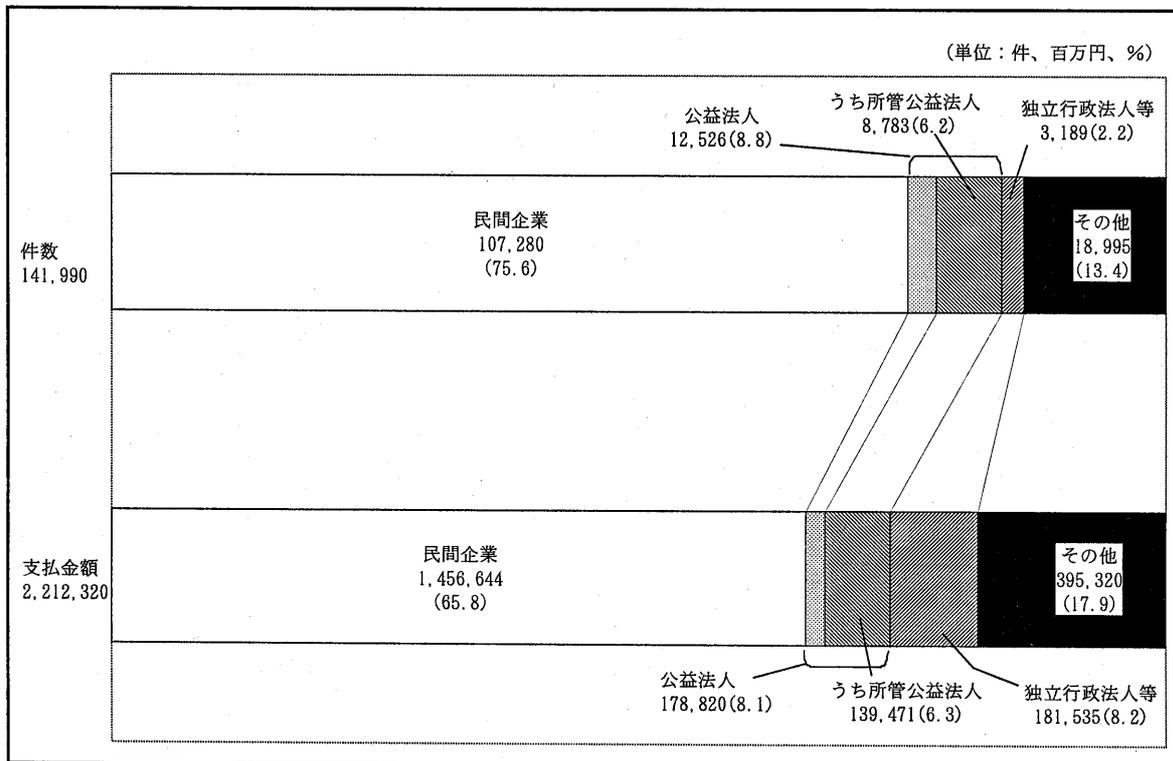
ウ 契約相手方別の契約状況

契約の相手方については、民間企業、公益法人、独立行政法人等（独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいう。以下同じ。）及びその他に4分類した。このうち公益法人については、各府省と結び付きの深い所管公益法人を括弧内に内書きで示している。

18年度対象契約を契約相手方別にみると、図表1-5のとおり、「民間企業」との契約の割合が、件数、支払金額共に最も多く、それぞれ全体の75.6%、65.8%を占めている。次いで多いのは、件数では「公益法人」が8.8%（うち所管公益法人6.2%）、支払金額では「独立行政法人等」が8.2%、「公益法人」が8.1%（うち所管公益法人6.3%）となっている。

（注2） 所管公益法人 各府省が設立許可及び指導監督の権限を有する公益法人をいう。

図表1-5 契約相手方別の契約状況（平成18年度（12月まで））



また、契約相手方別に契約種類の状況をみると、図表1-6のとおり、支払金額の割合が最も高いのは、民間企業では「工事（設計、調査等を含む。）」の41.3%（件数31.1%）、公益法人では「役務」の80.1%（同72.1%）である。

図表1-6 契約相手方別契約種類の状況（平成18年度（12月まで））

上段：件数(単位：件)  
下段：割合(単位：%)

件数

契約相手方	契約種類		用地取得・補償	物品等の購入	物品等の製造	物品等の賃借	役務	合計
	工事(設計、調査等を含む。)							
民間企業	33,340 (31.1)		738 (0.7)	16,354 (15.2)	4,811 (4.5)	8,082 (7.5)	43,955 (41.0)	107,280 (100)
公益法人	2,928 (23.4)		62 (0.5)	349 (2.8)	25 (0.2)	133 (1.1)	9,029 (72.1)	12,526 (100)
うち所管公益法人	2,375 (27.0)		49 (0.6)	300 (3.4)	13 (0.1)	45 (0.5)	6,001 (68.3)	8,783 (100)
独立行政法人等	97 (3.0)		37 (1.2)	55 (1.7)	71 (2.2)	111 (3.5)	2,818 (88.4)	3,189 (100)
その他	444 (2.3)		2,694 (14.2)	559 (2.9)	230 (1.2)	4,338 (22.8)	10,730 (56.5)	18,995 (100)
合計	36,809 (25.9)		3,531 (2.5)	17,317 (12.2)	5,137 (3.6)	12,664 (8.9)	66,532 (46.9)	141,990 (100)

上段：支払金額(単位：百万円)  
下段：割合(単位：%)

支払金額

契約相手方	契約種類		用地取得・補償	物品等の購入	物品等の製造	物品等の賃借	役務	合計
	工事(設計、調査等を含む。)							
民間企業	601,897 (41.3)		18,278 (1.3)	270,029 (18.5)	38,354 (2.6)	168,987 (11.6)	359,096 (24.7)	1,456,644 (100)
公益法人	27,637 (15.5)		2,000 (1.1)	2,676 (1.5)	86 (0.0)	3,178 (1.8)	143,240 (80.1)	178,820 (100)
うち所管公益法人	20,602 (14.8)		518 (0.4)	1,955 (1.4)	36 (0.0)	121 (0.1)	116,236 (83.3)	139,471 (100)
独立行政法人等	27,814 (15.3)		3,524 (1.9)	12,463 (6.9)	15,581 (8.6)	4,321 (2.4)	117,830 (64.9)	181,535 (100)
その他	5,853 (1.5)		107,137 (27.1)	49,990 (12.6)	129 (0.0)	125,717 (31.8)	106,492 (26.9)	395,320 (100)
合計	663,203 (30.0)		130,940 (5.9)	335,159 (15.1)	54,151 (2.4)	302,204 (13.7)	726,659 (32.8)	2,212,320 (100)

(2) 契約方式の状況

18年度対象契約について契約方式の状況をみると、図表1-7のとおり、競争契約は、件数で43.5%、支払金額で37.8%、随意契約は、件数で56.5%、支払金額で62.2%となっており、件数、支払金額共に随意契約が過半を占めている。

また、競争契約を総合評価方式により行ったものは、件数で5.3%、支払金額で15.9%を占めている。

なお、19年1月に公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議が公表した各府省等の

17年度の契約に係る契約方式の状況によると、随意契約の割合は件数で55%となっている。

図表1-7 契約方式の状況（平成18年度（12月まで））

上段：件数、金額(単位：件、億円)  
下段：割合(単位：%)

区分	一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約		合計
		うち総合評価方式		うち総合評価方式		うち総合評価方式		うち企画競争を経ない随意契約	
件数	37,387 (26.3)	6,516 (4.6)	24,309 (17.1)	1,033 (0.7)	61,696 (43.5)	7,549 (5.3)	80,294 (56.5)	67,704 (47.7)	141,990 (100)
支払金額	5,289 (23.9)	3,217 (14.5)	3,063 (13.8)	296 (1.3)	8,353 (37.8)	3,514 (15.9)	13,770 (62.2)	12,761 (57.7)	22,123 (100)
17年度における契約方式の状況（「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」による）									
件数							83,568 (45)	101,118 (55)	184,686 (100)
<参考> 契約金額							34,043 (47)	38,937 (53)	72,980 (100)

(注) 「随意契約」には、予決令第99条の2の規定に基づき、競争に付したが入札者がいないため、又は再度の入札をしても落札者がいないため随意契約（以下「不落随契」という。）を行った場合も含めている。以下の図表において、特に除外する旨の注記をしない限り同様である。

#### ア 契約種類別の契約方式の状況

契約種類別に契約方式の状況をみると、図表1-8のとおり、件数、支払金額共に競争契約の割合の方が高いのは、「工事（設計、調査等を含む。）」（件数72.8%、支払金額77.0%）、「物品等の購入」（件数69.9%、支払金額58.4%）だけで、それ以外の契約種類では随意契約の割合の方が高い状況となっている。また、総合評価方式は、「工事（設計、調査等を含む。）」における実施割合が件数、支払金額共に最も高い（件数19.8%、支払金額51.7%）ほか、「物品等の製造」も支払金額では9.8%と比較的高い割合となっている。なお、総合評価方式の導入の要件とされている財務大臣との協議については、「工事（設計、調査等を含む。）」のうち工事の請負が12年3月に、「物品等の製造」のうち情報システムの調達に14年7月に、それぞれ財務大臣との包括協議が整い、以後は個別の協議が不要とされている。

一方、随意契約の割合については、「用地取得・補償」（工事に必要な用地の取得や補償をいう。以下同じ。件数94.2%、支払金額99.7%）が最も高いのは、契約の対象物が特定され代替性の低い場合が多いためと考えられる。そして、これを除くと、「物品等の賃借」（件数91.0%、支払金額98.8%）、「役務」（件数70.7%、支払金額85.5%）の割合が高くなっているが、このうち「物品等の賃借」については、一般に複数年度継続して同一業者から賃借する前提で調達し、その後更新時期が到来する

までの数年間は随意契約としている場合が多いことによると考えられる。

図表1-8 契約種類別の契約方式の状況（平成18年度（12月まで））

上段：件数(単位：件)  
下段：割合(単位：%)

契約種類	一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約		合計
	契約方式	うち総合評価方式	契約方式	うち総合評価方式	契約方式	うち総合評価方式	契約方式	うち企画競争を経ない随意契約	
工事(設計、調査等を含む。)	8,842 (24.0)	6,247 (17.0)	17,969 (48.8)	1,031 (2.8)	26,811 (72.8)	7,278 (19.8)	9,998 (27.2)	5,570 (15.1)	36,809 (100)
用地取得・補償	3 (0.1)	-	201 (5.7)	-	204 (5.8)	-	3,327 (94.2)	3,254 (92.2)	3,531 (100)
物品等の購入	10,101 (58.3)	28 (0.2)	2,006 (11.6)	-	12,107 (69.9)	28 (0.2)	5,210 (30.1)	5,204 (30.1)	17,317 (100)
物品等の製造	1,809 (35.2)	38 (0.7)	100 (1.9)	-	1,909 (37.2)	38 (0.7)	3,228 (62.8)	3,179 (61.9)	5,137 (100)
物品等の賃借	1,093 (8.6)	57 (0.5)	46 (0.4)	-	1,139 (9.0)	57 (0.5)	11,525 (91.0)	11,523 (91.0)	12,664 (100)
役務	15,539 (23.4)	146 (0.2)	3,987 (6.0)	2 (0.0)	19,526 (29.3)	148 (0.2)	47,006 (70.7)	38,974 (58.6)	66,532 (100)
合計	37,387 (26.3)	6,516 (4.6)	24,309 (17.1)	1,033 (0.7)	61,696 (43.5)	7,549 (5.3)	80,294 (56.5)	67,704 (47.7)	141,990 (100)

上段：支払金額(単位：百万円)  
下段：割合(単位：%)

契約種類	一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約		合計
	契約方式	うち総合評価方式	契約方式	うち総合評価方式	契約方式	うち総合評価方式	契約方式	うち企画競争を経ない随意契約	
工事(設計、調査等を含む。)	350,671 (52.9)	313,396 (47.3)	159,888 (24.1)	29,631 (4.5)	510,559 (77.0)	343,027 (51.7)	152,644 (23.0)	131,981 (19.9)	663,203 (100)
用地取得・補償	1 (0.0)	-	453 (0.3)	-	455 (0.3)	-	130,485 (99.7)	130,334 (99.5)	130,940 (100)
物品等の購入	78,971 (23.6)	190 (0.1)	116,694 (34.8)	-	195,665 (58.4)	190 (0.1)	139,493 (41.6)	139,481 (41.6)	335,159 (100)
物品等の製造	19,231 (35.5)	5,318 (9.8)	275 (0.5)	-	19,507 (36.0)	5,318 (9.8)	34,644 (64.0)	34,504 (63.7)	54,151 (100)
物品等の賃借	3,646 (1.2)	754 (0.2)	107 (0.0)	-	3,753 (1.2)	754 (0.2)	298,451 (98.8)	298,451 (98.8)	302,204 (100)
役務	76,401 (10.5)	2,116 (0.3)	28,958 (4.0)	32 (0.0)	105,359 (14.5)	2,149 (0.3)	621,299 (85.5)	541,377 (74.5)	726,659 (100)
合計	528,923 (23.9)	321,777 (14.5)	306,377 (13.8)	29,663 (1.3)	835,301 (37.8)	351,440 (15.9)	1,377,018 (62.2)	1,276,130 (57.7)	2,212,320 (100)

#### イ 府省等別の契約方式の状況

府省等別に契約方式の状況をみると、図表1-9及び1-10のとおり、競争契約の割合の方が高いのは、件数では財務省（57.7%）、国土交通省（54.4%）の順、支払金額では農林水産省（62.2%）、国土交通省（54.3%）の順となっているが、これは、これらの省においては、競争契約への移行が進んでいる工事契約が他府省等より多いことなどがその要因になっていると考えられる。また、総合評価方式を導入しているのは、工事契約が多い国土交通省が府省等全体の件数の89.9%、支払金額の91.3%と大部分を占めており、府省等別にみた総合評価方式の割合でも、同省が件数11.9%、支払金額35.2%と最も高くなっている。

一方、随意契約の割合が、件数、支払金額共に90%以上を占めているのは、文部科学省及び経済産業省であるが、これは競争的資金<sup>(注3)</sup>や調査研究に係る契約が多いこと、教育委員会等が採用した教科用図書の購入契約が多いことなどが要因と考えられる。また、企画競争を経ない随意契約の割合が、件数、支払金額共に50%以上を占めているのは、内閣、法務省、外務省、厚生労働省、環境省、防衛省、国会及び裁判所となっている。

(注3) 競争的資金 資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から専門家による評価に基づいて実施すべき課題を選択し、研究者等に配分する研究開発資金をいう。

図表1-9 府省等別の契約方式の状況（平成18年度（12月まで））

上段：件数、支払金額(単位：件、百万円)  
下段：割合(単位：%)

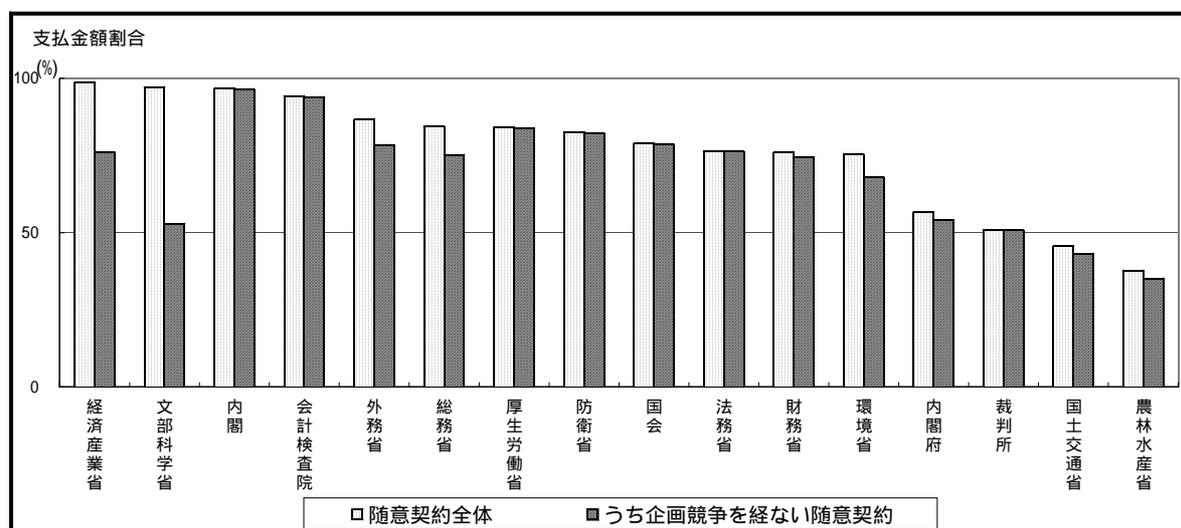
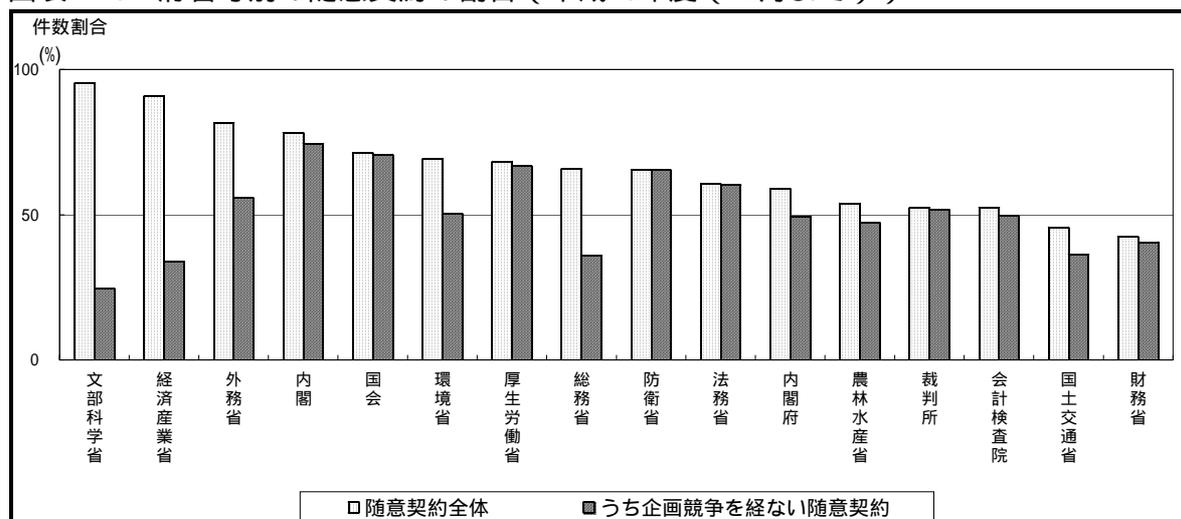
府省等	一般競争契約		うち総合評価方式		指名競争契約				うち総合評価方式		随意契約		うち企画競争を経ない随意契約		合計	
	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額
内閣	93 (21.8)	376 (3.1)	2 (0.5)	-	-	-	-	-	334 (78.2)	11,866 (96.9)	318 (74.5)	11,814 (96.5)	427 (100)	12,242 (100)		
内閣官房	63 (22.2)	308 (2.6)	1 (0.4)	-	-	-	-	-	221 (77.8)	11,350 (97.4)	209 (73.6)	11,308 (97.0)	284 (100)	11,659 (100)		
内閣法制局	2 (12.5)	3 (7.0)	-	-	-	-	-	-	14 (87.5)	49 (93.0)	14 (87.5)	49 (93.0)	16 (100)	53 (100)		
人事院	28 (22.0)	63 (12.1)	1 (0.8)	-	-	-	-	-	99 (78.0)	465 (87.9)	95 (74.8)	456 (86.2)	127 (100)	529 (100)		
内閣府	1,506 (29.7)	20,652 (36.5)	214 (4.2)	11,943 (21.1)	573 (11.3)	3,801 (6.7)	47 (0.9)	761 (1.3)	2,988 (59.0)	32,097 (56.8)	2,504 (49.4)	30,688 (54.3)	5,067 (100)	56,551 (100)		
内閣本府	496 (22.0)	11,160 (36.3)	186 (8.2)	7,254 (23.6)	307 (13.6)	2,270 (7.4)	47 (2.1)	761 (2.5)	1,454 (64.4)	17,332 (56.3)	1,004 (44.5)	16,010 (52.0)	2,257 (100)	30,763 (100)		
宮内庁	14 (4.2)	19 (0.8)	2 (0.6)	-	156 (46.7)	653 (28.5)	-	-	164 (49.1)	1,622 (70.7)	163 (48.8)	1,616 (70.5)	334 (100)	2,295 (100)		
公正取引委員会	20 (37.7)	75 (38.2)	-	-	-	-	-	-	33 (62.3)	122 (61.8)	33 (62.3)	122 (61.8)	53 (100)	198 (100)		
警察庁	939 (41.3)	9,227 (43.0)	23 (1.0)	4,689 (21.8)	110 (4.8)	878 (4.1)	-	-	1,222 (53.8)	11,367 (52.9)	1,204 (53.0)	11,342 (52.8)	2,271 (100)	21,473 (100)		
金融庁	37 (24.3)	168 (9.3)	3 (2.0)	-	-	-	-	-	115 (75.7)	1,652 (90.7)	100 (65.8)	1,595 (87.6)	152 (100)	1,821 (100)		
総務省	588 (34.2)	2,403 (15.6)	15 (0.9)	207 (1.4)	-	-	-	-	1,130 (65.8)	12,952 (84.4)	617 (35.9)	11,559 (75.3)	1,718 (100)	15,355 (100)		
総務本省	532 (35.1)	2,349 (15.7)	15 (1.0)	207 (1.4)	-	-	-	-	985 (64.9)	12,637 (84.3)	524 (34.5)	11,375 (75.9)	1,517 (100)	14,987 (100)		
公害等調整委員会	3 (75.0)	14 (95.9)	-	-	-	-	-	-	1 (25.0)	0 (4.1)	1 (25.0)	0 (4.1)	4 (100)	14 (100)		
消防庁	53 (26.9)	39 (11.0)	-	-	-	-	-	-	144 (73.1)	314 (89.0)	92 (46.7)	183 (52.0)	197 (100)	353 (100)		
法務省	2,095 (36.2)	12,279 (21.0)	15 (0.3)	327 (0.6)	188 (3.2)	1,554 (2.7)	-	-	3,502 (60.5)	44,625 (76.3)	3,480 (60.2)	44,583 (76.3)	5,785 (100)	58,459 (100)		
法務本省	2,050 (36.1)	12,191 (21.0)	15 (0.3)	327 (0.6)	188 (3.3)	1,554 (2.7)	-	-	3,436 (60.6)	44,352 (76.3)	3,415 (60.2)	44,314 (76.3)	5,674 (100)	58,098 (100)		
公安調査庁	45 (40.5)	87 (24.3)	-	-	-	-	-	-	66 (59.5)	273 (75.7)	65 (58.6)	268 (74.3)	111 (100)	360 (100)		
外務省	81 (17.2)	515 (12.1)	-	-	6 (1.3)	55 (1.3)	-	-	385 (81.6)	3,704 (86.6)	263 (55.7)	3,348 (78.3)	472 (100)	4,275 (100)		
財務省	3,938 (57.7)	20,132 (24.0)	32 (0.5)	1,199 (1.4)	-	-	-	-	2,883 (42.3)	63,760 (76.0)	2,765 (40.5)	62,484 (74.5)	6,821 (100)	83,892 (100)		
財務本省	1,514 (50.2)	6,491 (15.7)	12 (0.4)	481 (1.2)	-	-	-	-	1,504 (49.8)	34,752 (84.3)	1,417 (47.0)	33,575 (81.4)	3,018 (100)	41,244 (100)		
国税庁	2,424 (63.7)	13,640 (32.0)	20 (0.5)	718 (1.7)	-	-	-	-	1,379 (36.3)	29,007 (68.0)	1,348 (35.4)	28,909 (67.8)	3,803 (100)	42,648 (100)		
文部科学省	184 (4.7)	2,459 (2.7)	12 (0.3)	1,749 (1.9)	3 (0.1)	48 (0.1)	-	-	3,727 (95.2)	89,359 (97.3)	964 (24.6)	48,651 (53.0)	3,914 (100)	91,867 (100)		
文部科学本省	172 (5.9)	2,417 (2.8)	12 (0.4)	1,749 (2.1)	3 (0.1)	48 (0.1)	-	-	2,734 (94.0)	82,746 (97.1)	860 (29.6)	47,657 (55.9)	2,909 (100)	85,211 (100)		
文化庁	12 (1.2)	42 (0.6)	-	-	-	-	-	-	993 (98.8)	6,613 (99.4)	104 (10.3)	993 (14.9)	1,005 (100)	6,656 (100)		
厚生労働省	3,839 (28.1)	26,143 (10.9)	62 (0.5)	375 (0.2)	499 (3.7)	11,507 (4.8)	2 (0.0)	10 (0.0)	9,333 (68.3)	201,649 (84.3)	9,115 (66.7)	200,313 (83.7)	13,671 (100)	239,301 (100)		
厚生労働本省	2,377 (27.5)	17,658 (17.7)	28 (0.3)	169 (0.2)	489 (5.7)	11,469 (11.5)	2 (0.0)	10 (0.0)	5,768 (66.8)	70,787 (70.8)	5,605 (64.9)	70,437 (70.5)	8,634 (100)	99,915 (100)		
中央労働委員会	4 (19.0)	18 (32.0)	-	-	-	-	-	-	17 (81.0)	39 (68.0)	17 (81.0)	39 (68.0)	21 (100)	57 (100)		
社会保険庁	1,458 (29.1)	8,466 (6.1)	34 (0.7)	205 (0.1)	10 (0.2)	38 (0.0)	-	-	3,548 (70.7)	130,823 (93.9)	3,493 (69.6)	129,836 (93.2)	5,016 (100)	139,327 (100)		

上段：件数、支払金額(単位：件、百万円)  
下段：割合(単位：%)

府省等	一般競争契約				指名競争契約				随意契約				合計	
			うち総合評価方式				うち総合評価方式				うち企画競争を 経ない随意契約			
	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額
農林水産省	1,407 (10.9)	33,290 (12.1)	115 (0.9)	6,148 (2.2)	4,560 (35.2)	137,498 (50.1)	195 (1.5)	7,056 (2.6)	6,976 (53.9)	103,815 (37.8)	6,121 (47.3)	96,608 (35.2)	12,943 (100)	274,605 (100)
農林水産 本省	749 (10.9)	29,562 (13.9)	115 (1.7)	6,148 (2.9)	2,439 (35.4)	109,145 (51.2)	194 (2.8)	7,046 (3.3)	3,706 (53.8)	74,500 (34.9)	3,108 (45.1)	71,837 (33.7)	6,894 (100)	213,208 (100)
林野庁	503 (8.8)	1,458 (3.0)	-	-	2,118 (37.2)	28,351 (57.6)	1 (0.0)	10 (0.0)	3,067 (53.9)	19,424 (39.5)	2,924 (51.4)	18,583 (37.7)	5,688 (100)	49,235 (100)
水産庁	155 (42.9)	2,269 (18.7)	-	-	3 (0.8)	2 (0.0)	-	-	203 (56.2)	9,889 (81.3)	89 (24.7)	6,187 (50.9)	361 (100)	12,161 (100)
経済産業省	285 (9.2)	1,333 (1.3)	30 (1.0)	6 (0.0)	2 (0.1)	4 (0.0)	-	-	2,821 (90.8)	101,392 (98.7)	1,051 (33.8)	78,241 (76.2)	3,108 (100)	102,730 (100)
経済産業 本省	182 (8.5)	971 (7.5)	18 (0.8)	-	2 (0.1)	4 (0.0)	-	-	1,947 (91.4)	11,982 (92.5)	620 (29.1)	6,251 (48.2)	2,131 (100)	12,958 (100)
資源エネルギー 庁	18 (3.9)	65 (0.1)	2 (0.4)	-	-	-	-	-	445 (96.1)	59,843 (99.9)	130 (28.1)	55,999 (93.5)	463 (100)	59,908 (100)
特許庁	58 (14.4)	224 (0.8)	8 (2.0)	6 (0.0)	-	-	-	-	344 (85.6)	27,870 (99.2)	276 (68.7)	14,299 (50.9)	402 (100)	28,095 (100)
中小企業 庁	27 (24.1)	71 (4.1)	2 (1.8)	-	-	-	-	-	85 (75.9)	1,695 (95.9)	25 (22.3)	1,691 (95.7)	112 (100)	1,767 (100)
国土交通省	14,744 (25.9)	367,895 (40.3)	5,999 (10.5)	299,171 (32.8)	16,215 (28.5)	127,658 (14.0)	788 (1.4)	21,791 (2.4)	26,012 (45.7)	416,945 (45.7)	20,677 (36.3)	394,947 (43.3)	56,971 (100)	912,499 (100)
国土交通 本省	13,016 (24.4)	351,728 (40.2)	5,991 (11.2)	298,986 (34.2)	16,215 (30.4)	127,658 (14.6)	788 (1.5)	21,791 (2.5)	24,087 (45.2)	395,238 (45.2)	18,754 (35.2)	373,243 (42.7)	53,318 (100)	874,625 (100)
気象庁	343 (32.2)	1,562 (21.3)	4 (0.4)	-	-	-	-	-	721 (67.8)	5,778 (78.7)	720 (67.7)	5,778 (78.7)	1,064 (100)	7,341 (100)
海上保安 庁	1,380 (53.4)	14,593 (47.8)	4 (0.2)	185 (0.6)	-	-	-	-	1,202 (46.6)	15,928 (52.2)	1,201 (46.5)	15,924 (52.2)	2,582 (100)	30,521 (100)
海難審判 庁	5 (71.4)	11 (92.3)	-	-	-	-	-	-	2 (28.6)	0 (7.7)	2 (28.6)	0 (7.7)	7 (100)	11 (100)
環境省	405 (23.9)	1,162 (19.7)	5 (0.3)	163 (2.8)	117 (6.9)	290 (4.9)	-	-	1,176 (69.3)	4,451 (75.4)	855 (50.4)	4,017 (68.0)	1,698 (100)	5,904 (100)
防衛省	7,227 (27.0)	35,386 (10.6)	6 (0.0)	-	2,007 (7.5)	22,108 (6.7)	-	-	17,511 (65.5)	274,949 (82.7)	17,477 (65.3)	273,471 (82.3)	26,745 (100)	332,444 (100)
防衛本省	6,884 (30.8)	33,145 (16.9)	6 (0.0)	-	1,453 (6.5)	20,113 (10.3)	-	-	13,987 (62.7)	142,750 (72.8)	13,958 (62.5)	141,284 (72.1)	22,324 (100)	196,009 (100)
防衛施設 庁	343 (7.8)	2,240 (1.6)	-	-	554 (12.5)	1,995 (1.5)	-	-	3,524 (79.7)	132,199 (96.9)	3,519 (79.6)	132,186 (96.9)	4,421 (100)	136,435 (100)
国会	156 (23.0)	1,891 (18.8)	6 (0.9)	482 (4.8)	39 (5.8)	229 (2.3)	-	-	483 (71.2)	7,913 (78.9)	479 (70.6)	7,896 (78.7)	678 (100)	10,033 (100)
衆議院	56 (25.5)	368 (12.8)	-	-	8 (3.6)	115 (4.0)	-	-	156 (70.9)	2,392 (83.2)	154 (70.0)	2,382 (82.8)	220 (100)	2,876 (100)
参議院	11 (6.9)	63 (2.5)	1 (0.6)	61 (2.4)	29 (18.1)	105 (4.1)	-	-	120 (75.0)	2,425 (93.5)	119 (74.4)	2,418 (93.2)	160 (100)	2,595 (100)
国立国会 図書館	89 (29.9)	1,458 (32.0)	5 (1.7)	421 (9.2)	2 (0.7)	7 (0.2)	-	-	207 (69.5)	3,095 (67.9)	206 (69.1)	3,095 (67.9)	298 (100)	4,562 (100)
裁判所	789 (42.3)	2,826 (31.2)	1 (0.1)	-	100 (5.4)	1,619 (17.9)	1 (0.1)	43 (0.5)	978 (52.4)	4,620 (51.0)	966 (51.7)	4,605 (50.8)	1,867 (100)	9,066 (100)
会計検査院	50 (47.6)	174 (5.7)	2 (1.9)	-	-	-	-	-	55 (52.4)	2,914 (94.3)	52 (49.5)	2,898 (93.8)	105 (100)	3,089 (100)
合計	37,387 (26.3)	528,923 (23.9)	6,516 (4.6)	321,777 (14.5)	24,309 (17.1)	306,377 (13.8)	1,033 (0.7)	29,663 (1.3)	80,294 (56.5)	1,377,018 (62.2)	67,704 (47.7)	1,276,130 (57.7)	141,990 (100)	2,212,320 (100)

(注) 「割合」は、各府省等ごとの合計に対する割合である。

図表1-10 府省等別の随意契約の割合（平成18年度（12月まで））



### ウ 契約相手方別の契約方式の状況

契約相手方別に契約方式の状況をみると、図表1-11のとおり、競争契約の割合は、「民間企業」が件数、支払金額共に最も高く、それぞれ55.2%、55.1%となっている。

一方、「公益法人」が契約相手方である場合の競争契約の割合は、件数で14.1%、支払金額で3.5%となっており、民間企業との契約の場合と比べて、競争契約の割合は件数で41.1ポイント、支払金額で51.6ポイント低い状況となっている。これは公益法人が契約相手方となる契約は、図表1-6及び1-8でもみたとおり、随意契約の割合が相対的に高い「役務」に関するものの占める割合が高いことによると考えられる。

図表1-11 契約相手方別の契約方式の状況（平成18年度（12月まで））

上段：件数(単位：件)  
下段：割合(単位：%)

件数

契約相手方	一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約		合計
		うち総合評価方式		うち総合評価方式		うち総合評価方式		うち企画競争を経ない随意契約	
民間企業	35,623 (33.2)	6,503 (6.1)	23,576 (22.0)	1,031 (1.0)	59,199 (55.2)	7,534 (7.0)	48,081 (44.8)	40,685 (37.9)	107,280 (100)
公益法人	1,322 (10.6)	6 (0.0)	446 (3.6)	2 (0.0)	1,768 (14.1)	8 (0.1)	10,758 (85.9)	8,488 (67.8)	12,526 (100)
うち所管公益法人	986 (11.2)	6 (0.1)	312 (3.6)	-	1,298 (14.8)	6 (0.1)	7,485 (85.2)	5,963 (67.9)	8,783 (100)
独立行政法人等	42 (1.3)	1 (0.0)	2 (0.1)	-	44 (1.4)	1 (0.0)	3,145 (98.6)	2,585 (81.1)	3,189 (100)
その他	400 (2.1)	6 (0.0)	285 (1.5)	-	685 (3.6)	6 (0.0)	18,310 (96.4)	15,946 (83.9)	18,995 (100)
合計	37,387 (26.3)	6,516 (4.6)	24,309 (17.1)	1,033 (0.7)	61,696 (43.5)	7,549 (5.3)	80,294 (56.5)	67,704 (47.7)	141,990 (100)

上段：支払金額(単位：百万円)  
下段：割合(単位：%)

支払金額

契約相手方	一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約		合計
		うち総合評価方式		うち総合評価方式		うち総合評価方式		うち企画競争を経ない随意契約	
民間企業	501,706 (34.4)	321,361 (22.1)	301,196 (20.7)	29,663 (2.0)	802,903 (55.1)	351,025 (24.1)	653,740 (44.9)	620,552 (42.6)	1,456,644 (100)
公益法人	4,310 (2.4)	-	1,923 (1.1)	-	6,233 (3.5)	-	172,586 (96.5)	144,383 (80.7)	178,820 (100)
うち所管公益法人	3,637 (2.6)	-	1,201 (0.9)	-	4,838 (3.5)	-	134,632 (96.5)	110,865 (79.5)	139,471 (100)
独立行政法人等	262 (0.1)	-	1 (0.0)	-	264 (0.1)	-	181,270 (99.9)	169,848 (93.6)	181,535 (100)
その他	22,643 (5.7)	415 (0.1)	3,256 (0.8)	-	25,899 (6.6)	415 (0.1)	369,421 (93.4)	341,346 (86.3)	395,320 (100)
合計	528,923 (23.9)	321,777 (14.5)	306,377 (13.8)	29,663 (1.3)	835,301 (37.8)	351,440 (15.9)	1,377,018 (62.2)	1,276,130 (57.7)	2,212,320 (100)

## エ 競争契約における応札者数の状況

随意契約より競争性の高い契約方式である競争契約の利点が発揮されるためには、なるべく多数の業者が入札に参加し適切な競争が行われることが重要である。18年度対象契約について競争契約の応札者数の状況を件数で見ると、図表1-12のとおり、応札者が5者以上あるものが過半数（指名競争契約では80%以上）を占める一方、1者応札のものも16.8%ある。そして、一般競争契約ではあっても、そのうちの27.3%が1者応札により行われている状況となっている。

図表1-12 競争契約における応札者数の状況（平成18年度（12月まで））

上段：件数(単位：件)  
下段：割合(単位：%)

契約方式 \ 応札者数		件数					合計
		1者	2者	3者	4者	5者以上	
競争契約		10,348 (16.8)	8,067 (13.1)	6,297 (10.2)	4,713 (7.6)	32,271 (52.3)	61,696 (100)
一般競争契約		10,224 (27.3)	6,859 (18.3)	5,037 (13.5)	3,602 (9.6)	11,665 (31.2)	37,387 (100)
指名競争契約		124 (0.5)	1,208 (5.0)	1,260 (5.2)	1,111 (4.6)	20,606 (84.8)	24,309 (100)

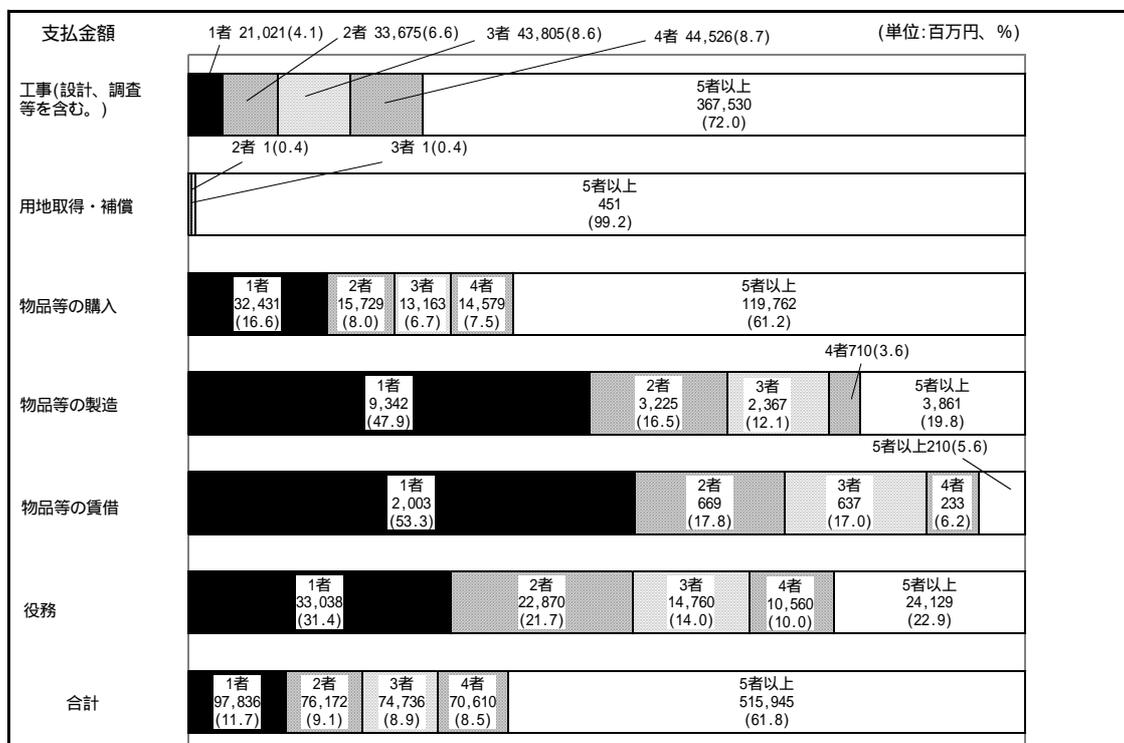
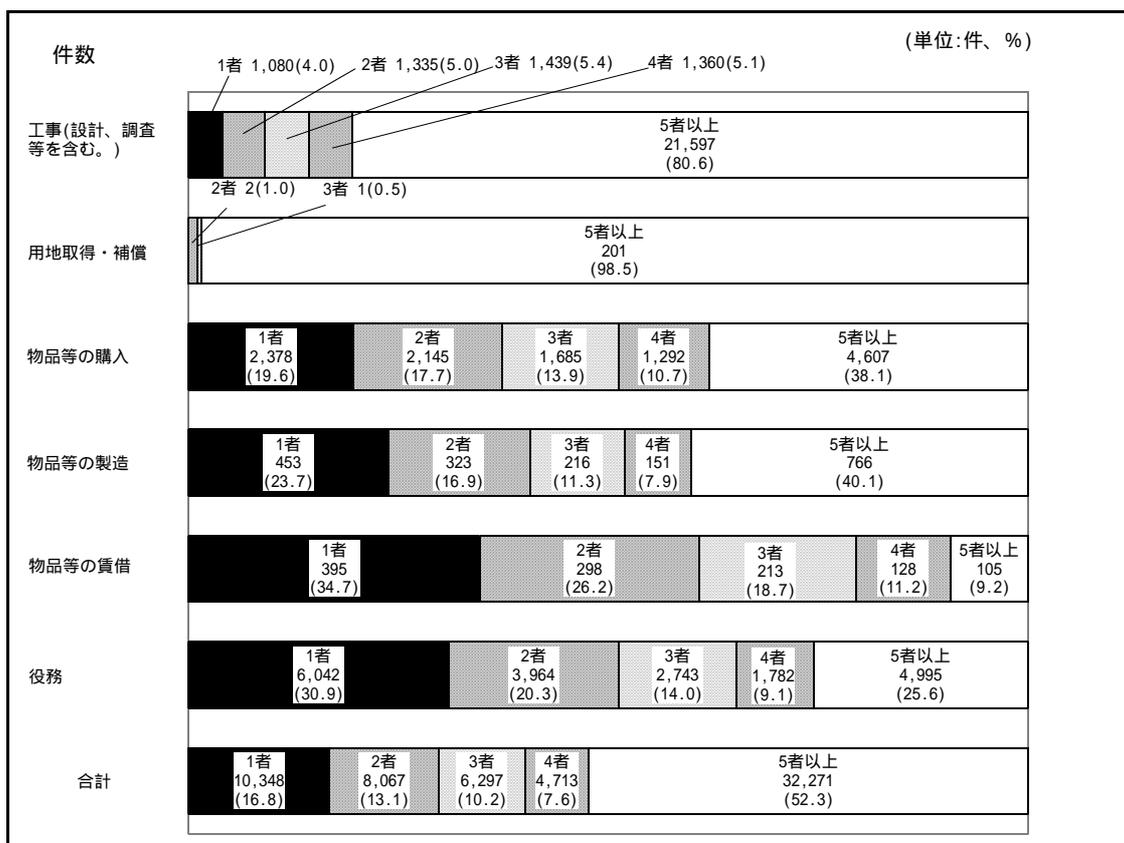
上段：支払金額(単位：百万円)  
下段：割合(単位：%)

契約方式 \ 応札者数		支払金額					合計
		1者	2者	3者	4者	5者以上	
競争契約		97,836 (11.7)	76,172 (9.1)	74,736 (8.9)	70,610 (8.5)	515,945 (61.8)	835,301 (100)
一般競争契約		97,238 (18.4)	59,760 (11.3)	58,146 (11.0)	50,549 (9.6)	263,228 (49.8)	528,923 (100)
指名競争契約		598 (0.2)	16,411 (5.4)	16,589 (5.4)	20,060 (6.5)	252,717 (82.5)	306,377 (100)

また、競争契約における応札者数の状況を契約種類別にみると、図表1-13のとおりとなっている。

すなわち、「工事（設計、調査等を含む。）」については、「用地取得・補償」を除き、応札者数が5者以上の契約の割合が件数で80.6%と他の契約種類よりも高い。これに対して、「物品等の賃借」及び「役務」については、1者応札の割合が件数でそれぞれ34.7%、30.9%と他の契約種類よりも高くなっている。

図表1-13 契約種類別応札者数の状況（平成18年度（12月まで））



### (3) 落札率の状況

落札率（契約金額の予定価格に対する比率をいう。以下同じ。）については、予定価格の妥当性や契約方式それぞれの特性などから、その高低だけをもって一律に評価できない面はあるものの、契約の競争性や予算執行の経済性及び効率性を評価する際の指標の一つと考えられることから、その状況をみると、以下のとおりとなっている。

18年度対象契約について契約方式別に落札率の状況をみると、図表1-14のとおり、平均落札率は、競争契約が86.3%（一般競争契約85.8%、指名競争契約86.9%）、随意契約が97.3%となっており、競争契約と随意契約とでは11.0ポイントの開差がある。また、落札率の高低別に契約件数の分布状況をみると、一般競争契約の場合は、落札率が90%以上のものは6割弱で、うち100%のものは3%弱にとどまるのに対し、随意契約の場合には、落札率90%以上のものが9割以上を占めており、落札率100%のものも5割弱となっている。

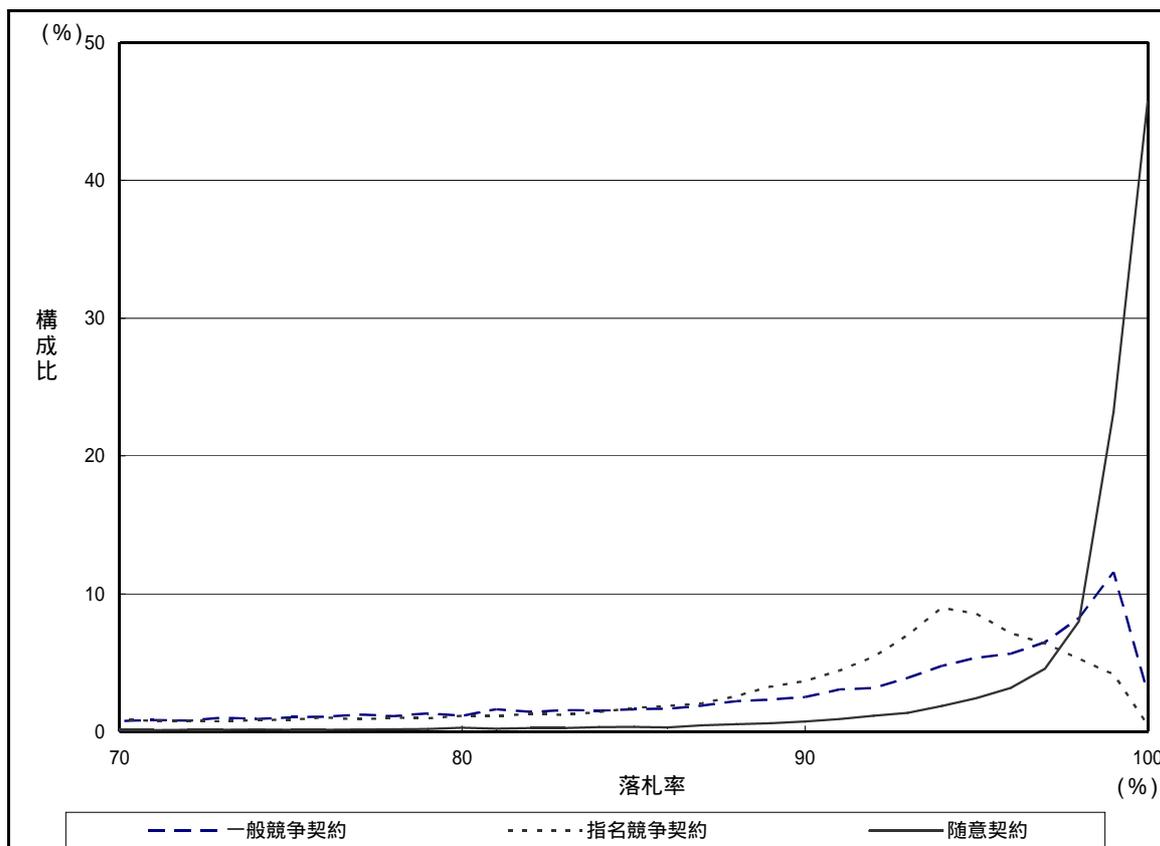
図表1-14 契約方式別の落札率の状況（平成18年度（12月まで））

(単位：件、%)

契約方式 落札率	一般競争契約		指名競争契約		随意契約		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
100%	735	2.8	100	0.5	21,038	45.7	21,873	23.4
90%以上100%未満	14,365	54.7	12,843	61.0	21,809	47.4	49,017	52.5
80%以上90%未満	4,473	17.0	3,723	17.7	1,660	3.6	9,856	10.6
70%以上80%未満	2,658	10.1	1,858	8.8	630	1.4	5,146	5.5
60%以上70%未満	1,661	6.3	1,078	5.1	401	0.9	3,140	3.4
50%以上60%未満	1,030	3.9	771	3.7	243	0.5	2,044	2.2
50%未満	1,350	5.1	682	3.2	212	0.5	2,244	2.4
合計	26,272	100	21,055	100	45,993	100	93,320	100
平均落札率	85.8		86.9		97.3		91.7	
	86.3							

(注) 18年度対象契約から単価契約、概算契約、長期継続契約、国庫債務負担行為に係る契約等を除いている。

落札率の分布図



さらに、競争契約について応札者数と平均落札率の関係をみると、図表1-15のとおり、

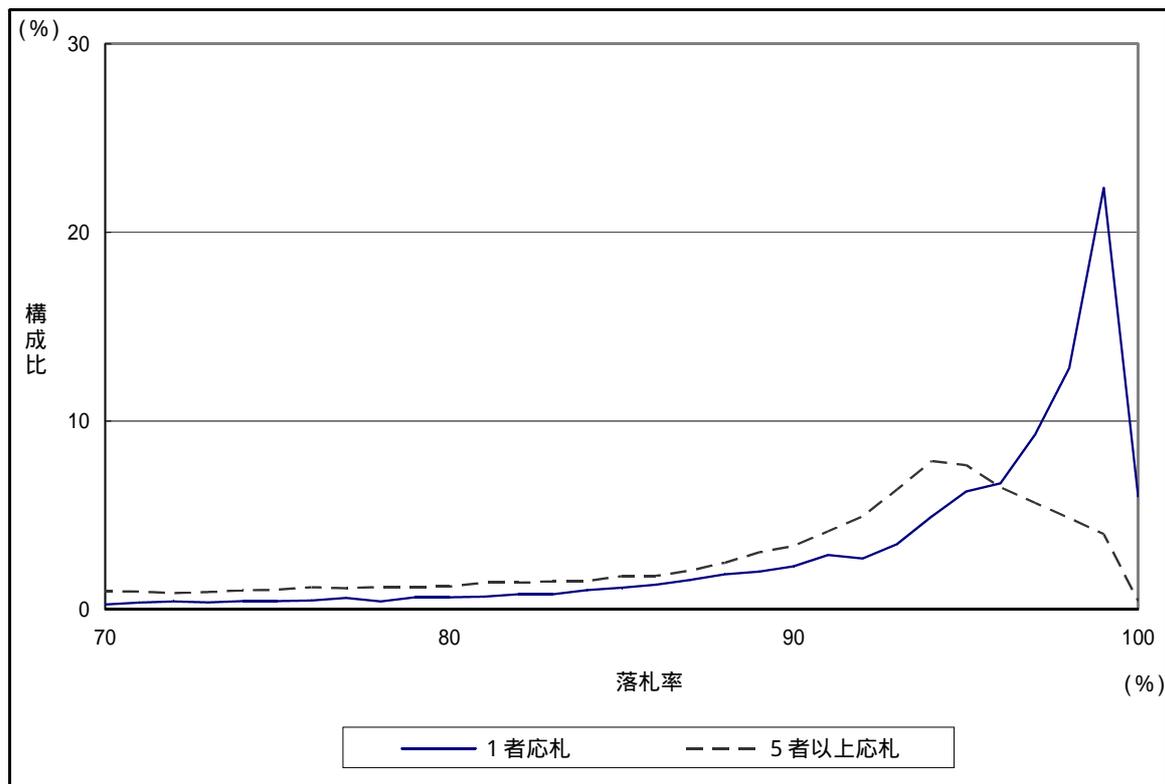
1者応札の場合は平均落札率が93.3%となっているのに対し、応札者数が2者以上の場合はいずれもこれを6ポイント以上も下回っており、競争契約であっても1者応札の場合には実質的な競争の利益を享受しにくい状況が示されている。

図表1-15 競争契約における応札者数別の落札率の状況（平成18年度（12月まで））

落札率の状況 (単位：件、%)

落札率	1者		2者		3者		4者		5者以上		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
100%	425	6.0	152	2.8	84	1.9	53	1.6	121	0.4	835	1.8
90%以上100%未満	5,251	73.7	3,132	57.1	2,292	52.2	1,629	48.4	14,904	55.3	27,208	57.5
80%以上90%未満	845	11.9	960	17.5	829	18.9	652	19.4	4,910	18.2	8,196	17.3
70%以上80%未満	320	4.5	500	9.1	465	10.6	393	11.7	2,838	10.5	4,516	9.5
60%以上70%未満	153	2.1	327	6.0	298	6.8	254	7.5	1,707	6.3	2,739	5.8
50%以上60%未満	64	0.9	182	3.3	189	4.3	174	5.2	1,192	4.4	1,801	3.8
50%未満	65	0.9	234	4.3	233	5.3	213	6.3	1,287	4.8	2,032	4.3
合計	7,123	100	5,487	100	4,390	100	3,368	100	26,959	100	47,327	100
平均落札率	93.3		86.8		84.9		83.4		84.9		86.3	

落札率の分布図



## 2 随意契約の実施状況及び随意契約となった理由の妥当性

対象契約のうち17年度及び18年度（12月まで）に締結された随意契約（以下「対象随意契約」という。）について、その実施状況、随意契約とした理由の状況及び企画競争の実施方法の状況を検査したほか、少額随契を含む契約の一部を抽出して随意契約とした理由の妥当性等について検査した。これらの状況を示すと次のとおりである。

### (1) 随意契約の実施状況

各府省等から提出された調書によると、府省等全体の対象随意契約の件数と支払金額は、図表2-1のとおり、17年度は8.9万件、2.6兆円、18年度（12月まで）は8.0万件、1.3兆円となっている。

このうち、企画随契は、17年度は0.9万件（随意契約全体に占める割合10.1%）、2720億円（同10.2%）、18年度（12月まで）は1.2万件（同15.7%）、1008億円（同7.3%）であり、件数、支払金額共に9割前後は企画競争を経ない随意契約となっている。

図表2-1 随意契約の実施状況（平成17年度及び18年度（12月まで））

（単位：件、百万円）

年度	件数			支払金額		
	随意契約全体(A)	企画随契(B) (B)/(A)	企画競争を経ない 随意契約(C) (C)/(A)	随意契約全体(D)	企画随契(E) (E)/(D)	企画競争を経ない 随意契約(F) (F)/(D)
17	89,870	9,035 (10.1%)	80,835 (89.9%)	2,679,524	272,024 (10.2%)	2,407,500 (89.8%)
18 (12月まで)	80,294	12,590 (15.7%)	67,704 (84.3%)	1,377,018	100,888 (7.3%)	1,276,130 (92.7%)

### ア 契約種類別の随意契約の状況

対象随意契約を契約種類別にみると、図表2-2のとおり、件数、支払金額共に、「役務」が最も多く、件数では6割弱、支払金額でも5割弱を占めている。

また、随意契約に占める企画随契の割合は、企画競争を行う余地が比較的高い設計、調査等を含む「工事（設計、調査等を含む。）」や、調査、研究、広報等を含む「役務」において高くなっている。

図表2-2 契約種類別の随意契約の状況

平成17年度 (単位：件、百万円、%)

区分 契約種類	件数				支払金額			
	随意契約全体(A) (契約種類別割合)		うち企画 随契(B)		随意契約全体(C) (契約種類別割合)		うち企画 随契(D)	
				割合 (B)/(A)				割合 (D)/(C)
工事(設計、調査等を含む。)	11,126	(12.4)	3,076	27.6	414,690	(15.5)	69,354	16.7
用地取得・補償	4,891	(5.4)	41	0.8	247,716	(9.2)	1,158	0.5
物品等の購入	8,089	(9.0)	2	0.0	192,762	(7.2)	6	0.0
物品等の製造	4,243	(4.7)	64	1.5	108,609	(4.1)	568	0.5
物品等の賃借	12,400	(13.8)	4	0.0	410,038	(15.3)	41	0.0
役務	49,121	(54.7)	5,848	11.9	1,305,706	(48.7)	200,896	15.4
合計	89,870	(100)	9,035	10.1	2,679,524	(100)	272,024	10.2

平成18年度(12月まで) (単位：件、百万円、%)

区分 契約種類	件数				支払金額			
	随意契約全体(A) (契約種類別割合)		うち企画 随契(B)		随意契約全体(C) (契約種類別割合)		うち企画 随契(D)	
				割合 (B)/(A)				割合 (D)/(C)
工事(設計、調査等を含む。)	9,998	(12.5)	4,428	44.3	152,644	(11.1)	20,662	13.5
用地取得・補償	3,327	(4.1)	73	2.2	130,485	(9.5)	150	0.1
物品等の購入	5,210	(6.5)	6	0.1	139,493	(10.1)	12	0.0
物品等の製造	3,228	(4.0)	49	1.5	34,644	(2.5)	140	0.4
物品等の賃借	11,525	(14.4)	2	0.0	298,451	(21.7)	-	-
役務	47,006	(58.5)	8,032	17.1	621,299	(45.1)	79,922	12.9
合計	80,294	(100)	12,590	15.7	1,377,018	(100)	100,888	7.3

イ 府省等別の随意契約の状況

対象随意契約を府省等別にみると、図表2-3及び2-4のとおり、国土交通省が件数、支払金額共に最も多く約3割を占め、その多くは「役務」、「工事(設計、調査等を含む。)」関係の契約となっている。次いで多いのは防衛省であり、その多くは「役務」や「物品等の購入」関係の契約となっている。

また、18年度(12月まで)において、随意契約に占める企画随契の件数割合は、全体では15.7%であるが、競争的資金について企画競争を実施している文部科学省では74.1%、調査研究について企画競争を実施している経済産業省では62.7%を占めている。

図表2-3 府省等別の随意契約の状況

平成17年度

(単位：件、百万円、%)

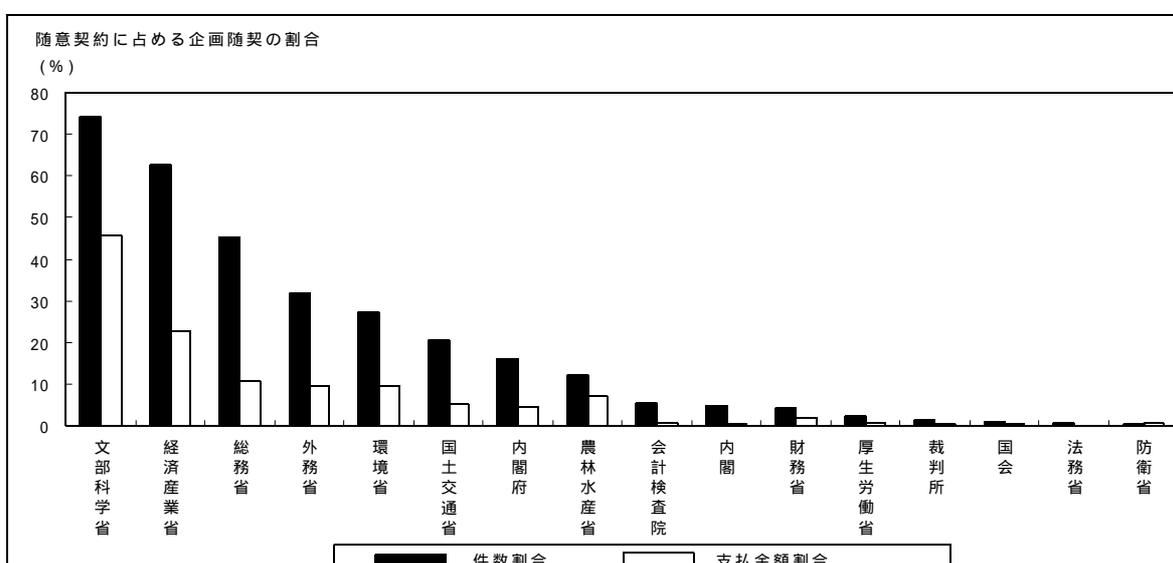
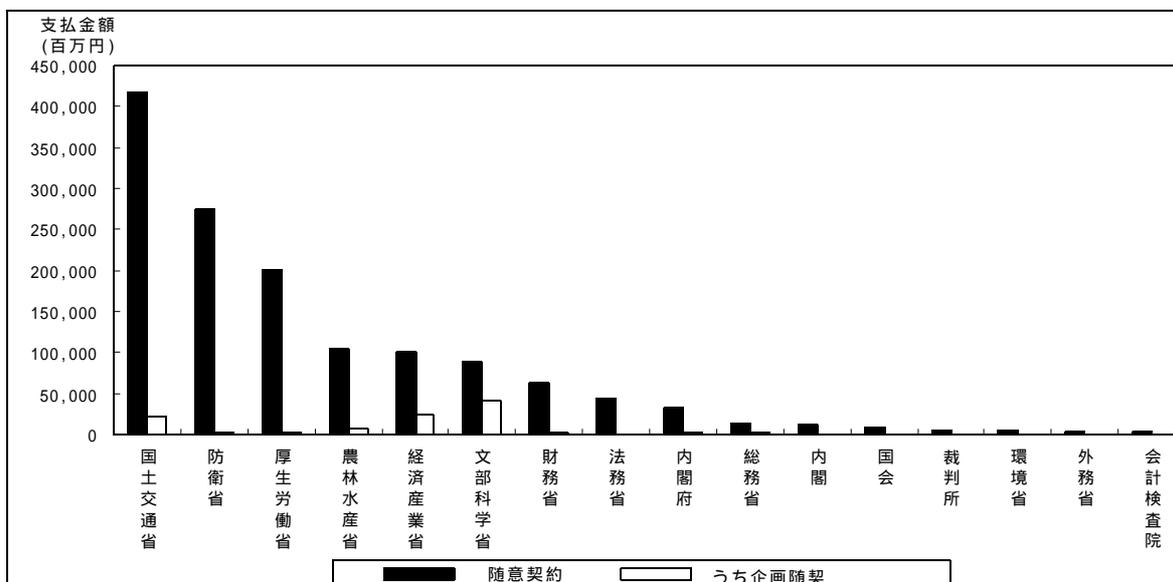
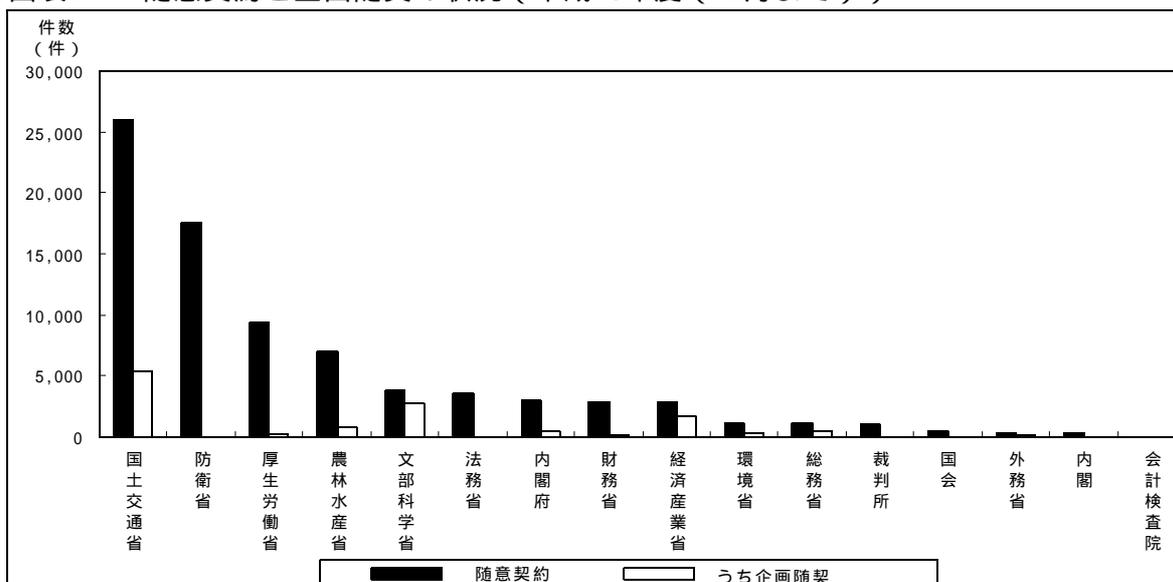
府省等	区分	件数			支払金額		
		随意契約 全体(A)	うち企画 随契(B)	割合 (B)/(A)	随意契約 全体(C)	うち企画 随契(D)	割合 (D)/(C)
内閣		349	19	5.4	32,463	198	0.6
	内閣官房	239	15	6.3	31,744	142	0.4
	内閣法制局	11	-	-	69	-	-
	人事院	99	4	4.0	649	55	8.6
内閣府		3,206	378	11.8	82,367	5,877	7.1
	内閣本府	1,827	327	17.9	55,209	5,396	9.8
	宮内庁	180	2	1.1	2,130	16	0.8
	公正取引委員会	57	-	-	317	-	-
	警察庁	994	22	2.2	21,707	121	0.6
	金融庁	148	27	18.2	3,001	342	11.4
総務省		1,414	615	43.5	51,765	16,734	32.3
	総務本省	1,234	563	45.6	49,577	16,340	33.0
	公害等調整委員会	5	2	40.0	21	14	67.8
	消防庁	175	50	28.6	2,166	379	17.5
法務省		4,090	50	1.2	86,134	1,134	1.3
	法務本省	4,030	50	1.2	85,796	1,134	1.3
	公安調査庁	60	-	-	338	-	-
外務省		587	125	21.3	13,117	1,649	12.6
財務省		3,246	115	3.5	118,310	2,851	2.4
	財務本省	1,549	83	5.4	62,040	2,080	3.4
	国税庁	1,697	32	1.9	56,270	770	1.4
文部科学省		3,028	2,024	66.8	182,756	87,045	47.6
	文部科学本省	2,138	1,276	59.7	169,506	79,443	46.9
	文化庁	890	748	84.0	13,249	7,602	57.4
厚生労働省		9,478	154	1.6	228,806	5,552	2.4
	厚生労働本省	5,966	98	1.6	108,954	3,529	3.2
	中央労働委員会	16	-	-	57	-	-
	社会保険庁	3,496	56	1.6	119,794	2,023	1.7
農林水産省		8,634	332	3.8	154,821	4,603	3.0
	農林水産本省	4,549	285	6.3	110,463	4,046	3.7
	林野庁	3,886	43	1.1	29,451	433	1.5
	水産庁	199	4	2.0	14,906	123	0.8
経済産業省		3,070	1,387	45.2	296,710	60,955	20.5
	経済産業本省	2,091	1,137	54.4	93,069	34,773	37.4
	資源エネルギー庁	498	141	28.3	144,609	4,925	3.4
	特許庁	369	60	16.3	54,184	20,554	37.9
	中小企業庁	112	49	43.8	4,848	702	14.5
国土交通省		29,750	3,625	12.2	916,899	80,016	8.7
	国土交通本省	26,947	3,622	13.4	882,441	79,997	9.1
	気象庁	718	1	0.1	8,344	12	0.1
	海上保安庁	2,082	2	0.1	26,110	6	0.0
	海難審判庁	3	-	-	3	-	-
環境省		1,685	113	6.7	27,871	4,679	16.8
防衛省		19,899	82	0.4	461,172	103	0.0
	防衛本省	15,766	8	0.1	316,173	74	0.0
	防衛施設庁	4,133	74	1.8	144,999	29	0.0
国会		641	1	0.2	13,882	9	0.1
	衆議院	223	-	-	4,447	-	-
	参議院	211	-	-	3,612	-	-
	国立国会図書館	207	1	0.5	5,821	9	0.2
裁判所		730	13	1.8	8,607	595	6.9
会計検査院		63	2	3.2	3,837	15	0.4
	合計	89,870	9,035	10.1	2,679,524	272,024	10.2

平成18年度（12月まで）

（単位：件、百万円、％）

区分	件数			支払金額		
	随意契約 全体(A)	うち企画 随契(B)	割合 (B)/(A)	随意契約 全体(C)	うち企画 随契(D)	割合 (D)/(C)
府省等						
内閣	334	16	4.8	11,866	51	0.4
内閣官房	221	12	5.4	11,350	42	0.4
内閣法制局	14	-	-	49	-	-
人事院	99	4	4.0	465	9	2.0
内閣府	2,988	484	16.2	32,097	1,409	4.4
内閣本府	1,454	450	30.9	17,332	1,321	7.6
宮内庁	164	1	0.6	1,622	5	0.3
公正取引委員会	33	-	-	122	-	-
警察庁	1,222	18	1.5	11,367	24	0.2
金融庁	115	15	13.0	1,652	57	3.5
総務省	1,130	513	45.4	12,952	1,393	10.8
総務本省	985	461	46.8	12,637	1,262	10.0
公害等調整委員会	1	-	-	-	-	-
消防庁	144	52	36.1	314	130	41.6
法務省	3,502	22	0.6	44,625	42	0.1
法務本省	3,436	21	0.6	44,352	37	0.1
公安調査庁	66	1	1.5	273	4	1.8
外務省	385	122	31.7	3,704	355	9.6
財務省	2,883	118	4.1	63,760	1,275	2.0
財務本省	1,504	87	5.8	34,752	1,177	3.4
国税庁	1,379	31	2.2	29,007	98	0.3
文部科学省	3,727	2,763	74.1	89,359	40,707	45.6
文部科学本省	2,734	1,874	68.5	82,746	35,088	42.4
文化庁	993	889	89.5	6,613	5,619	85.0
厚生労働省	9,333	218	2.3	201,649	1,335	0.7
厚生労働本省	5,768	163	2.8	70,787	349	0.5
中央労働委員会	17	-	-	39	-	-
社会保険庁	3,548	55	1.6	130,823	986	0.8
農林水産省	6,976	855	12.3	103,815	7,207	6.9
農林水産本省	3,706	598	16.1	74,500	2,663	3.6
林野庁	3,067	143	4.7	19,424	841	4.3
水産庁	203	114	56.2	9,889	3,702	37.4
経済産業省	2,821	1,770	62.7	101,392	23,150	22.8
経済産業本省	1,947	1,327	68.2	11,982	5,730	47.8
資源エネルギー庁	445	315	70.8	59,843	3,844	6.4
特許庁	344	68	19.8	27,870	13,571	48.7
中小企業庁	85	60	70.6	1,695	4	0.3
国土交通省	26,012	5,335	20.5	416,945	21,998	5.3
国土交通本省	24,087	5,333	22.1	395,238	21,994	5.6
気象庁	721	1	0.1	5,778	-	-
海上保安庁	1,202	1	0.1	15,928	3	0.0
海難審判庁	2	-	-	0	-	-
環境省	1,176	321	27.3	4,451	434	9.8
防衛省	17,511	34	0.2	274,949	1,478	0.5
防衛本省	13,987	29	0.2	142,750	1,465	1.0
防衛施設庁	3,524	5	0.1	132,199	12	0.0
国会	483	4	0.8	7,913	17	0.2
衆議院	156	2	1.3	2,392	9	0.4
参議院	120	1	0.8	2,425	7	0.3
国立国会図書館	207	1	0.5	3,095	-	-
裁判所	978	12	1.2	4,620	15	0.3
会計検査院	55	3	5.5	2,914	15	0.5
合計	80,294	12,590	15.7	1,377,018	100,888	7.3

図表2-4 随意契約と企画随契の状況（平成18年度（12月まで））



## ウ 契約相手方別の随意契約の状況

対象随意契約を契約相手方別にみると、図表2-5のとおり、「民間企業」の占める割合が、17、18両年度共に、件数では6割近く、支払金額では4割台を占め、最も多くなっている。

また、18年度（12月まで）について、「公益法人」の占める割合をみると、件数では13.4%（うち所管公益法人9.3%）、支払金額では12.5%（同9.8%）である。この割合を、競争契約も含めた対象契約全体のうちで公益法人の占める割合（件数で8.8%（同6.2%）、支払金額で8.1%（同6.3%））と比較すると、件数では4.6ポイント（同3.1ポイント）、支払金額では4.4ポイント（同3.5ポイント）高く、随意契約においては「公益法人」の占める割合が相対的に高い状況となっている。

図表2-5 契約相手方別の随意契約の状況

（単位：件、百万円、%）

契約相手方	17年度		18年度(12月まで)			
	随意契約		随意契約		対象契約全体(競争契約を含む。)における割合	
	件数 (割合)	支払金額 (割合)	件数 (割合)	支払金額 (割合)	(件数割合)	(支払金額割合)
民間企業	52,120 (58.0)	1,195,761 (44.6)	48,081 (59.9) <	653,740 (47.5) <	(75.6)	(65.8)
公益法人	14,606 (16.3)	458,508 (17.1)	10,758 (13.4) >	172,586 (12.5) >	(8.8)	(8.1)
うち所管公益法人	10,822 (12.0)	377,486 (14.1)	7,485 (9.3) >	134,632 (9.8) >	(6.2)	(6.3)
独立行政法人等	3,191 (3.6)	390,616 (14.6)	3,145 (3.9) >	181,270 (13.2) >	(2.2)	(8.2)
その他	19,953 (22.2)	634,637 (23.7)	18,310 (22.8) >	369,421 (26.8) >	(13.4)	(17.9)
合計	89,870 (100)	2,679,524 (100)	80,294 (100)	1,377,018 (100)	(100)	(100)

(注) 大小の符号（「>」又は「<」）は、平成18年度(12月まで)について、対象契約全体と比べて割合が高い「>」か低い「<」を示している。

## エ 契約時期別の随意契約の状況

対象随意契約の締結時期を四半期別にみると、図表2-6のとおり、第1四半期には、清掃、警備、事務機器の賃借等年間契約の締結が行われるため、契約件数が、第2四半期及び第3四半期よりも多くなっており、17年度でみると、全体の半数が第1四半期に集中している。

また、第1四半期から第3四半期まで（9箇月分）の契約の状況を17、18両年

度で比較すると、18年度（12月まで）の対象随意契約件数が若干の増加（5%程度）となっているのに対し、企画随契件数は大幅な増加（60%程度）となっている。その結果、随意契約全体に占める企画随契の割合も5.4ポイント増加していて、契約の公平性及び透明性を向上させる手段として企画競争を活用する傾向が高まっていることがうかがえる。

図表2-6 契約時期別随意契約の状況

(単位：件、%)

契約時期 区分	17年度					18年度(12月まで)				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	計	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	計	
対象随意契約件数(A)	45,528	15,588	14,950	76,066	13,804	50,581	16,006	13,707	80,294	
企画随契件数(B)	3,073	2,627	2,154	7,854	1,181	5,144	4,401	3,045	12,590	
割合 (B)/(A)	6.7	16.9	14.4	10.3	8.6	10.2	27.5	22.2	15.7	

#### オ 落札率の状況

17年度と18年度（12月まで）における対象随意契約の平均落札率をみると、図表2-7のとおり、「所管公益法人」の企画随契だけは17年度よりも4ポイント近く上昇している。しかし、これを除けば、契約全体でみても、契約相手方別でみても、両年度はほぼ同様の状況となっている。また、契約相手方が公益法人の場合について、企画随契と企画競争を経ない随意契約の平均落札率を比較すると、企画随契の方が10ポイント程度低くなっている。

図表2-7 随意契約の平均落札率の状況

(単位：%)

年度		契約相手方	民間企業	公益法人		独立行政 法人等	その他	全体
					うち所管 公益法人			
17年度	企画随契		96.8	87.1	86.6	97.2	92.1	95.6
	企画競争を経 ない随意契約		97.5	97.8	97.9	98.8	98.8	97.9
	全体		97.4	97.2	97.4	98.8	98.6	97.7
18年度(12 月まで)	企画随契		96.9	88.1	90.3	97.9	89.2	95.3
	企画競争を経 ない随意契約		97.4	97.9	98.0	98.7	98.2	97.7
	全体		97.3	96.3	97.0	98.6	97.8	97.3

(2) 随意契約とした理由の状況

ア 法令上の適用理由

対象随意契約について、随意契約とした法令上の適用理由をみると、図表2-8のとおり、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」（会計法第29条の3第4項）に該当するためとしているものが最も多く、件数、支払金額共に80%以上を占めている。

図表2-8 法令上の適用理由

(単位：件、百万円、%)

法令上の適用理由	17年度				18年度(12月まで)			
	件数	割合	支払金額	割合	件数	割合	支払金額	割合
契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	79,265	88.2	2,324,471	86.7	65,714	81.8	1,102,810	80.1
緊急の必要により競争に付することができない場合(同上)	497	0.6	6,820	0.3	412	0.5	3,421	0.2
競争に付することが国に不利と認められる場合(同上)	1,320	1.5	23,384	0.9	1,146	1.4	10,675	0.8
国の行為を秘密にする必要があるとき(予決令第99条第1号)	1,360	1.5	52,049	1.9	969	1.2	22,734	1.7
運送又は保管をさせるとき(予決令第99条第8号)	357	0.4	38,431	1.4	300	0.4	32,400	2.4
その他(不落随契を含む。)	7,071	7.9	234,365	8.7	11,753	14.6	204,975	14.9
合計	89,870	100	2,679,524	100	80,294	100	1,377,018	100

そこで、随意契約の法令上の適用理由の大部分を占める「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」を適用している契約について、これを契約種類別にみると、図表2-9のとおりである。

これによると、工事に伴う用地の取得や補償という契約の性格上代替性が低い「用地取得・補償」ではこの理由によるものがほとんどで、件数、支払金額共に100%に近い割合となっている。これに対して、「物品等の製造」は、両年度を通じて件数では最も低い60%台となっている。これは、「物品等の製造」に係る契約においては、「国の行為を秘密にする必要があるとき」(予決令第99条第1号)を理由としているものや不落随契(予決令第99条の2の規定に基づき、競争に付したが入札者がいないため、又は再度の入札をしても落札者がいないため随意契約によったものをいう。以下同じ。図表2-8では「その他」に含まれる。)が相対的に多いことなどによる。

図表2-9 法令上の適用理由が「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の契約種類別の状況

平成17年度

(単位：件、百万円、%)

区分 契約種類	件数			支払金額		
	随意契約全体(A)	(A)のうち契約の性質又は目的が競争を許さない場合(B)	割合(B)/(A)	随意契約全体(C)	(C)のうち契約の性質又は目的が競争を許さない場合(D)	割合(D)/(C)
工事(設計、調査等を含む。)	11,126	10,053	90.4	414,690	378,340	91.2
用地取得・補償	4,891	4,884	99.9	247,716	245,980	99.3
物品等の購入	8,089	5,809	71.8	192,762	139,503	72.4
物品等の製造	4,243	2,807	66.2	108,609	79,704	73.4
物品等の賃借	12,400	11,795	95.1	410,038	397,042	96.8
役務	49,121	43,917	89.4	1,305,706	1,083,900	83.0
合計	89,870	79,265	88.2	2,679,524	2,324,471	86.7

平成18年度(12月まで)

(単位：件、百万円、%)

区分 契約種類	件数			支払金額		
	随意契約全体(A)	(A)のうち契約の性質又は目的が競争を許さない場合(B)	割合(B)/(A)	随意契約全体(C)	(C)のうち契約の性質又は目的が競争を許さない場合(D)	割合(D)/(C)
工事(設計、調査等を含む。)	9,998	9,321	93.2	152,644	144,414	94.6
用地取得・補償	3,327	3,324	99.9	130,485	129,954	99.6
物品等の購入	5,210	3,389	65.0	139,493	110,183	79.0
物品等の製造	3,228	1,981	61.4	34,644	21,905	63.2
物品等の賃借	11,525	10,925	94.8	298,451	292,569	98.0
役務	47,006	36,774	78.2	621,299	403,781	65.0
合計	80,294	65,714	81.8	1,377,018	1,102,810	80.1

また、契約相手方別にみると、図表2-10のとおり、件数、支払金額共に、「所管公益法人」ではこの理由によるものが最も高く100%に近くなっており、「民間企業」と比べると、18年度(12月まで)では件数で20ポイント程度高くなっている。

図表2-10 法令上の適用理由が「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の契約相手方別の状況

平成17年度 (単位：件、百万円、%)

契約相手方	区分	件数			支払金額		
		随意契約全体(A)	(A)のうち契約の性質又は目的が競争を許さない場合(B)	割合(B)/(A)	随意契約全体(C)	(C)のうち契約の性質又は目的が競争を許さない場合(D)	割合(D)/(C)
		民間企業	52,120	44,001	84.4	1,195,761	1,015,825
公益法人	14,606	14,264	97.7	458,508	449,128	98.0	
	うち所管公益法人	10,822	10,573	97.7	377,486	372,331	98.6
独立行政法人等	3,191	3,073	96.3	390,616	268,084	68.6	
その他	19,953	17,927	89.8	634,637	591,432	93.2	
合計		89,870	79,265	88.2	2,679,524	2,324,471	86.7

平成18年度(12月まで) (単位：件、百万円、%)

契約相手方	区分	件数			支払金額		
		随意契約全体(A)	(A)のうち契約の性質又は目的が競争を許さない場合(B)	割合(B)/(A)	随意契約全体(C)	(C)のうち契約の性質又は目的が競争を許さない場合(D)	割合(D)/(C)
		民間企業	48,081	37,027	77.0	653,740	474,091
公益法人	10,758	10,389	96.6	172,586	169,564	98.2	
	うち所管公益法人	7,485	7,246	96.8	134,632	133,762	99.4
独立行政法人等	3,145	2,729	86.8	181,270	133,616	73.7	
その他	18,310	15,569	85.0	369,421	325,538	88.1	
合計		80,294	65,714	81.8	1,377,018	1,102,810	80.1

イ 法令上の適用理由別の各府省等における点検結果の状況

各府省等は17年度の契約を対象に随意契約点検を行い、当該契約について当局が今後執るとしている措置内容を、随意契約によらざるを得ないとして継続するもの、競争契約に移行するもの、企画随契に移行するもの、<sup>(注4)</sup>公募を実施に切り

換えるもの、当該年度限りで契約を打ち切るものなどに分類し、公表している。  
 そこで、各府省等の内部部局が17年度に締結した対象随意契約15,279件（不落随契  
 を除く。）について、随意契約の法令上の適用理由別に上記の措置内容を調査した  
 ところ、図表2-11のとおりとなっている。

これによると、全体の97.4%を占める契約14,881件は、「契約の性質又は目的が  
 競争を許さない場合」を適用理由とするものであるが、これらについては、競争  
 契約に移行するもの（36.8%）と 企画随契に移行するもの（16.8%）とを合わせ、  
 全体の53.7%を競争性を高めた契約方式等に移行させるとしている。

このことから、法令上の適用理由のほとんどを占める「契約の性質又は目的が競  
 争を許さない場合」とされていた契約の半数以上は競争性の面で検討の余地があっ  
 たと推測される。

（注4） 公募 特殊な技術又は設備等が不可欠な契約において、必要な技術又  
 は設備等をホームページ等で具体的に明らかにした上で、参加者を  
 募ることであり、参加者が複数いる場合は一般競争入札又は企画競  
 争が行われ、特定の者しかいない場合は当該者と随意契約が行われ  
 ることになる。

図表2-11 法令上の適用理由別にみた当局が今後執るとしている措置内容の状況（平成17  
 年度）

（単位：件、%）

法令上の適用理由	当局が今後執るとしている措置内容										合計	
	随意契約によらざる を得ない		競争契約に移行		企画随契に移行		公募を実施		当該年度限り等			
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
契約の性質又は目的 が競争を許さない場 合	3,298	22.2	5,480	36.8	2,506	16.8	830	5.6	2,767	18.6	14,881	100
緊急の必要により競 争に付することがで きない場合	15	16.1	60	64.5	-	-	-	-	18	19.4	93	100
競争に付することが 国に不利と認められ る場合	40	32.3	58	46.8	4	3.2	2	1.6	20	16.1	124	100
国の行為を秘密にす る必要があるとき	-	-	4	25.0	10	62.5	1	6.3	1	6.3	16	100
運送又は保管をさせ るとき	57	44.2	58	45.0	7	5.4	2	1.6	5	3.9	129	100
その他	24	66.7	2	5.6	2	5.6	1	2.8	7	19.4	36	100
合計	3,434	22.5	5,662	37.1	2,529	16.6	836	5.5	2,818	18.4	15,279	100

（注）「当該年度限り等」とは、契約内容となる具体的な業務内容が当該年度限りのもの又は翌年度以  
 降は当該業務は行わないことにしたものなどである。

## ウ 随意契約の具体的な理由

上記ア及びイの状況を踏まえ、法令上の適用理由を「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」としている契約について、当局において具体的にどのような理由がこれに当たるとしているかを調査した（具体的理由の妥当性については、第2-2-(4)並びに3-(4)及び(5)で記述している。 ）。

17年度の対象随意契約の内部部局締結分14,881件のうち、各府省等が随意契約の理由を「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するとして公表している契約について、更に具体的な理由を分類した結果は、図表2-12のとおりである。

これによると、主な理由としては24項目（「25 その他」はこの24項目に含まれないもの）があるが、「1 企画競争を実施」を理由とするものが25.8%、「19 専門的又は高度な知識、知見、技術を有する」が20.5%、「21 契約実績、経験を有する」が8.4%を占めており、これらで全体の過半を占めている。

一方、これら24項目の具体的な理由を、他に履行可能な者がいる可能性の程度によって次のA、B、Cの三つのグループに大別すると、それぞれの件数割合は、25.8%、26.2%及び37.5%となっており、このうち特にCグループには、随意契約の具体的な理由に占める割合が高い「19 専門的又は高度な知識、知見、技術を有する」及び「21 契約実績、経験を有する」が含まれている。

Aグループ	契約手続の前段階において複数の参加者を想定し、審査の結果、最も優れた企画書等の提案者と契約しているため、ある程度競争性が担保されているもの
Bグループ	契約相手方が唯一の者であることの理由が記述されていると考えられるもの
Cグループ	契約相手方が唯一の者であることの理由が必ずしも記述されていないと考えられるもの

図表2-12 「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に当たるとしている具体的な理由

(単位：件、%)

具体的な理由			件数		順位
				割合	
A	1	企画競争を実施（企画案の提案者）	3,844	25.8	1
B	2	法令、条約、閣議決定の取決め等に基づく	264	1.8	12
	3	場所が限定されている施設・敷地の賃借、使用料	56	0.4	18
	4	官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	52	0.3	19
	5	水道、ガス料の長期継続契約、郵便料金、NHK受信料	23	0.2	22
	6	供給元がーの場合の出版元等からの書籍の購入	307	2.1	9
	7	特許権、実用新案権、著作権等を有している	415	2.8	8
	8	美術品及び工芸品等の購入	17	0.1	24
	9	特定情報の提供者	266	1.8	11
	10	複数年度の使用を前提とした物件の賃借	739	5.0	5
	11	情報システムの（当初の）開発者	974	6.5	4
	12	特注の機械、設備の製造者	45	0.3	20
	13	互換性・連動性を確保する必要がある	214	1.4	13
	14	複数年度の実施を前提とした事業	513	3.4	7
	15	電気需給契約、電話料金	19	0.1	23
	計			3,904	26.2
C	16	「12」以外の機械、設備の製造者	514	3.5	6
	17	連絡体制（ネットワーク、組織）を有している	282	1.9	10
	18	リース物件の所有者による保守等	41	0.3	21
	19	専門的又は高度な知識、知見、技術を有する	3,052	20.5	2
	20	秘密性、安全性の保持	101	0.7	16
	21	契約実績、経験を有する	1,245	8.4	3
	22	公平性、中立性を有している	148	1.0	14
	23	特殊な施設・設備を有する	84	0.6	17
	24	「6」以外の書籍、新聞の購入	106	0.7	15
計			5,573	37.5	
25	その他		1,560	10.5	
合計			14,881	100	

(注) 一つの契約について複数の具体的な理由が公表されている場合は、原則として、異なるグループの理由についてはA、B、Cの順に優先し、同じグループの理由については、公表理由の中で最初に記載されているものを優先して分類している。

また、契約種類別にこれら25項目の件数割合の状況をみると、図表2-13のとおりである。

これによると、「工事（設計、調査等を含む。）」については、Cグループが60.3%で過半を占め、そのうち「19 専門的又は高度な知識、知見、技術を有する」が28.4%となっている。

「用地取得・補償」については、すべてBグループの「3 場所が限定されている施設・敷地の賃借、使用料」となっている。

「物品等の購入」については、Bグループが47.8%と半数近くを占め、そのうち「6 供給元が一の場合の出版元等からの書籍の購入」が32.9%となっている。

「物品等の製造」については、Bグループが42.5%を占め、そのうち「7 特許権、実用新案権、著作権等を有している」が18.7%となっており、また、Cグループは36.5%を占め、そのうち「19 専門的又は高度な知識、知見、技術を有する」及び「21 契約実績、経験を有する」がいずれも13.7%となっている。

「物品等の賃借」については、Bグループが81.6%を占め、そのうち「10 複数年度の使用を前提とした物件の賃借」だけで65.1%となっている。

「役務」については、Aグループの企画競争は3割程度は取り入れられているものの、Cグループが40.9%を占め、そのうち「19 専門的又は高度な知識、知見、技術を有する」が23.5%となっている。

図表2-13 契約種類別の具体的な理由

(単位：%)

契約種類 具体的な理由	理由							合計
	工事(設計、調査等を含む。)	用地取得・補償	物品等の購入	物品等の製造	物品等の賃借	役務		
A 1 企画競争	19.1		0.5	13.7	0.1	30.2	25.8	
B 2 法令、協定等		100	0.1	0.6	0.3	2.1	1.8	
3 場所限定施設・敷地					4.8	0.0	0.4	
4 官報印刷等			0.8	9.2	0.1	0.1	0.3	
5 光熱水料等			0.1			0.2	0.2	
6 出版元等			32.9	0.3	0.2	0.1	2.1	
7 特許権等			4.1	18.7	0.4	2.5	2.8	
8 美術品等購入			1.7		0.1	0.0	0.1	
9 特定情報提供者			1.2	0.3	0.4	2.0	1.8	
10 複数年賃借			0.3		65.1	0.5	5.0	
11 システム開発者	9.3		2.7	10.2	7.3	6.6	6.5	
12 特注機械設備	0.5		0.6	0.3	0.1	0.3	0.3	
13 互換性・運動性	6.4		3.0	1.0	2.2	1.2	1.4	
14 複数年事業	1.5		0.2	1.9	0.5	4.0	3.4	
15 電気・電話					0.1	0.1	0.1	
C 16 機械設備の製造者	19.6		8.1	3.2	0.2	3.1	3.5	
17 連絡体制						2.3	1.9	
18 リース物件の所有者	5.4				0.2	0.2	0.3	
19 知識、知見、技術	28.4		0.7	13.7	1.8	23.5	20.5	
20 秘密性、安全性				6.0	0.5	0.6	0.7	
21 契約実績、経験	5.9		1.2	13.7	1.6	9.3	8.4	
22 公平性、中立性	1.0				0.1	1.2	1.0	
23 特殊な施設・設備			1.0		0.3	0.6	0.6	
24 書籍、新聞の購入			11.5			0.0	0.7	
25 その他	2.9		29.2	7.3	13.6	9.1	10.5	
A	19.1	-	0.5	13.7	0.1	30.2	25.8	
B	17.6	100	47.8	42.5	81.6	19.8	26.2	
C	60.3	-	22.5	36.5	4.8	40.9	37.5	

## エ A、B、C各グループ区分と各府省等における点検結果の状況

上記のウでA、B及びCグループに区分した契約のうち随意契約点検の措置内容が「公募を実施」又は「当該年度限り等」とされている契約以外の契約計10,119件について、グループごとに随意契約点検の措置内容の状況をみると、図表2-14のとおりである。

### (ア) Aグループの状況

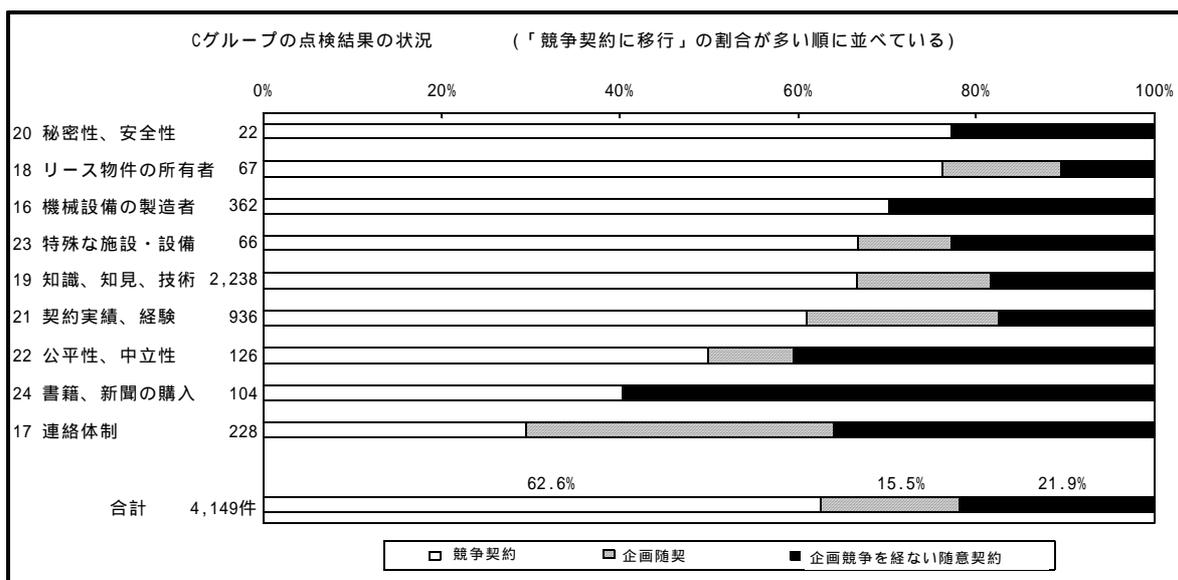
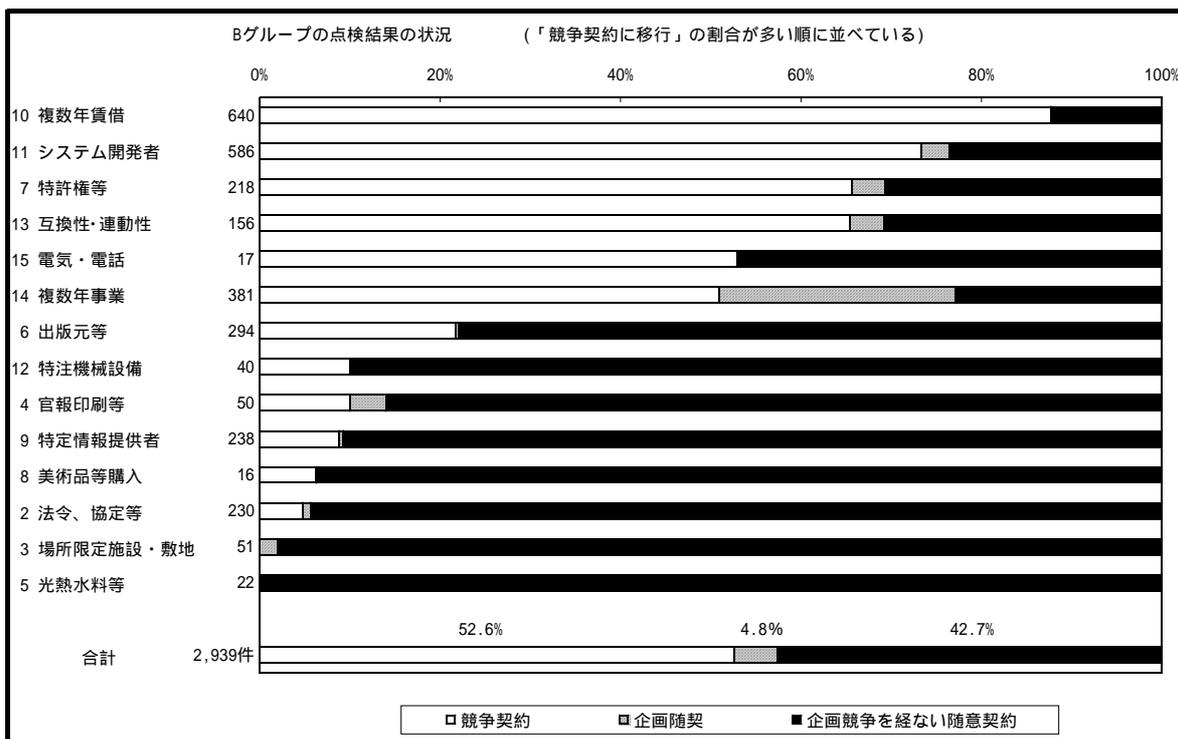
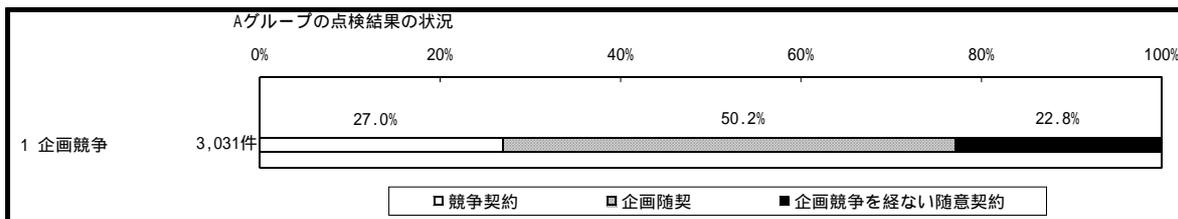
企画競争を実施しているAグループは、引き続き企画随契を行うことにしているものが50.2%と最も高いが、競争契約に移行するとしているものも27.0%あり、その内容をみると、主として調査や広報に関する契約を中心に企画随契から総合評価方式による競争契約に移行するとしている例が多い。このことは、企画随契の中には、総合評価方式による競争契約の実施を検討すべきものが多く含まれており、従来は、総合評価方式に代えて競争性を高める代替手段として企画随契が行われてきたことを示していると考えられる。なお、調査、研究、広報に係る契約を総合評価方式で行うことについては、18年7月に、財務大臣との包括協議が整っている。

### (イ) Bグループの状況及びCグループの状況の比較

競争契約に移行するとしているものの割合は、Bグループが52.6%であるのに対して、Cグループはそれより10ポイント高い62.6%となっている。一方、企画競争を経ない随意契約のままとしている割合は、Bグループが42.7%であるのに対して、Cグループではそれより20.8ポイント低い21.9%となっている。

このように、Cグループには、具体的理由の中に占める比重が高い「19 専門的又は高度な知識、知見、技術を有する」や「21 契約実績、経験を有する」などが含まれているが、これらの理由により随意契約を行っているものは、契約相手方が唯一の者であることの理由がより明確に記述されているBグループに比べて、競争契約に移行できる余地の高かったものが多く含まれていたと考えられる。

図表2-14 具体的な理由別にみた当局が今後執るとしている措置内容の状況



### (3) 企画競争の実施方法の状況

各府省等が実施した随意契約点検を踏まえた措置内容によれば、内部部局締結分については、その16.6%の契約を企画随契に移行（図表2-11参照）して競争性を向上させるとしている。すなわち、契約の対象となる業務の内容によっては、競争契約を実施することが困難であって随意契約によらざるを得ない場合においても、企画競争を実施すれば、契約手続の前段階において複数の者を参加させることが可能となり、契約の競争性、公平性及び透明性について一定程度の向上が期待できる。一方、企画競争の実施に当たり、最も優れた者の選定が恣意的に行われた場合、上記の競争性等が十分確保されなくなることから、実施方法の内容が極めて重要である。

そこで、18年度の対象随意契約のうち内部部局締結分の企画随契6,013件について、企画競争の実施に関する要領等の整備状況、応募者の状況、募集方法の状況、契約担当部局の関与の状況等についてみると、以下のとおりとなっている。

#### ア 企画競争の実施に関する要領等の整備状況

各省庁（各府省等の本省及び外局等をいう。以下同じ。）における企画競争の実施に係る要領等の整備状況を19年4月1日現在で見ると、図表2-15のとおり、

各府省等の部内で統一的な要領等を作成しているのは21省庁となっている。また、統一的な要領等は作成していないが企画競争を実施する都度、契約案件ごとに事前に作成するとしているのは18省庁である。このうち今後、統一的なものを作成する予定としている1省庁を除く17省庁では、契約内容が多岐にわたることなどから今後も統一的な要領等の作成予定はないとしている。さらに、企画競争を実施する必要のある契約案件はないため、要領等を特段作成していないとしているのは1省庁となっている。

図表2-15 企画競争の実施に関する要領等の整備状況

平成19年4月1日現在

要領等の作成状況		統一的な要領等を作成	企画競争実施の都度要領等を作成	要領等を作成していない	企画随契件数 (18年度(12月まで))
内閣	内閣官房	-		-	12
	内閣法制局	-	-	(契約案件なし)	-
	人事院		-	-	4
内閣府	内閣本府	-		-	281
	宮内庁	-		-	1
	公正取引委員会	-		-	-
	警察庁	-		-	18
	金融庁	-		-	15
総務省	総務本省		-	-	445
	公害等調整委員会	-		-	-
	消防庁	-		-	52
法務省	法務本省	-		-	20
	公安調査庁	-		-	1
外務省			-	-	122
財務省	財務本省	-		-	39
	国税庁	-		-	24
文部科学省	文部科学本省		-	-	1,871
	文化庁		-	-	889
厚生労働省	厚生労働本省		-	-	110
	中央労働委員会		-	-	-
	社会保険庁		-	-	9
農林水産省	農林水産本省		-	-	190
	林野庁		-	-	66
	水産庁		-	-	114
経済産業省	経済産業本省	-		-	613
	資源エネルギー庁	-		-	204
	特許庁		-	-	68
	中小企業庁	-		-	60
国土交通省	国土交通本省		-	-	489
	気象庁		-	-	1
	海上保安庁		-	-	1
	海難審判庁		-	-	-
環境省			-	-	267
防衛省	防衛本省		-	-	9
	防衛施設庁		-	-	-
国会	衆議院	-		-	2
	参議院	-		-	1
	国立国会図書館		-	-	1
裁判所			-	-	11
会計検査院		-		-	3
合計		21	18	1	6,013

(注) 「企画競争実施の都度要領等を作成」の は、今後、統一的な要領等を作成する予定としているものを示す。

企画競争の実施に当たっては、公平性及び透明性を高めるため、企画書等の審査を行う審査員の構成、審査方法等についての統一的な基準を定めておくことが望ましい。

この点についての参考事例を示すと次のとおりである。

< 参考事例 >

外務省では、18年11月に作成した「「企画競争」実施の手引」において、各種事業を所掌する課（室）が企画競争を実施しようとする際の統一的な基準を定めており、これにより企画競争の透明性等の確保を図ることとしている。

上記の手引で示されている基準の主な内容は次のとおりである。

審査に当たっては、事前に審査項目（5項目以上）及び最低合格ライン（満点の60%を下回らないこと）を定め、全審査員の得点の合計点により契約予定者を決定する。

審査の透明性・競争性の観点から、採点項目、採点配分等の審査事項については、業者に対してあらかじめ積極的に開示する。

審査員は、透明性を確保するため、当該事業の実施局課だけでなく、関係部局や外部専門家等を含めた5名以上とする。

審査から恣意性を排除し、公正性を確保するため、業者名を伏せて企画書の審査を実施する。

最高得点の企画書と僅差の範囲内（5%以内）の企画書が複数ある場合には、これらの中で最も低廉な見積価格を提示した者の企画を採用する。

イ 応募者数の状況

企画競争への応募者数の状況をみると、図表2-16のとおり、契約件数6,013件のうち、応募者数が5者以上のものが半数以上を占めており、これを除くと1者応募が23.4%、次いで2者応募が9.5%となっている。応募者数が5者以上の契約が多いのは、文部科学省において、競争的資金のように一つの研究テーマについて複数の課題が採択される企画競争が多く行われていることによる。

図表2-16 企画競争における応募者数の状況

(単位：件、%)

応募者数	1者	2者	3者	4者	5者以上	合計
件数	1,409	572	373	204	3,455	6,013
(割合)	(23.4)	(9.5)	(6.2)	(3.4)	(57.5)	(100)

#### ウ 参加者の募集方法の状況

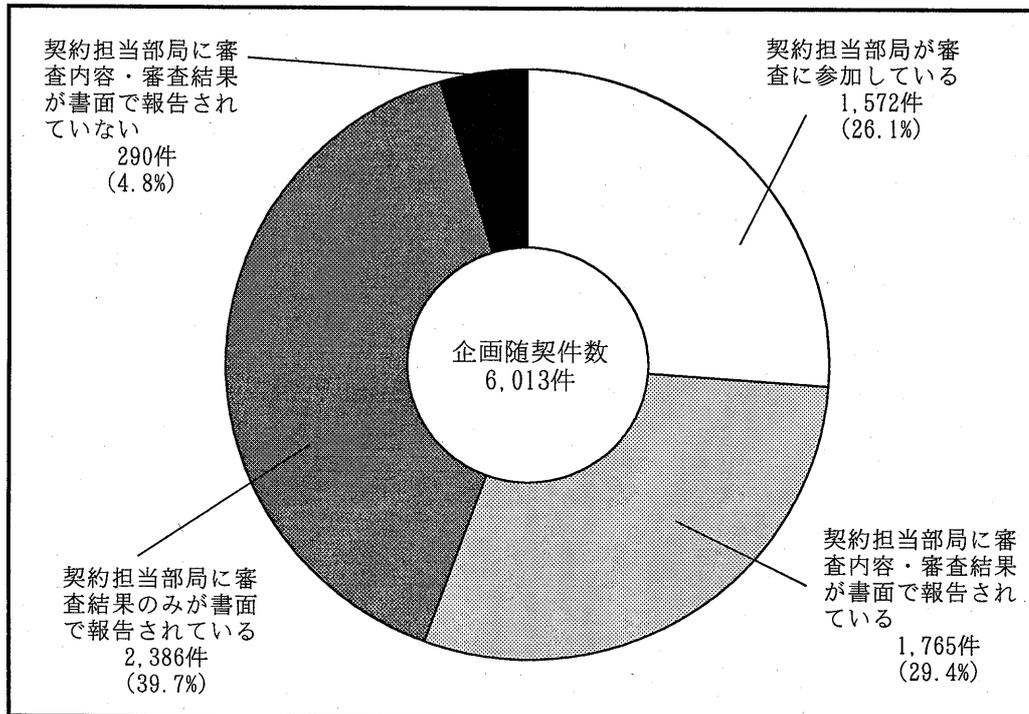
企画競争を行うに当たっての参加者の募集方法をみると、広く一般に募集している「一般募集」がほとんどであるが、参加者を限定して募る「限定募集」も11.9%見受けられる。

#### エ 審査における契約担当部局の関与の状況

企画競争への参加者から提出された企画書等の審査については、実質的に契約相手方の決定につながることから、審査過程の透明性を担保するために契約担当部局も審査に関与することが望ましい。

そこで、企画競争の審査における契約担当部局の関与の状況をみると、図表2-17のとおり、契約担当部局が審査に参加しているものは26.1%、参加はしていないが審査内容・審査結果の報告を書面で受けているものは29.4%、いずれの報告も受けていないものが4.8%となっている。

図表2-17 審査における契約担当部局の関与の状況



#### オ 評価項目の設定状況

企画競争の審査に当たっては、あらかじめ具体的に定めた複数の評価項目により採点を行うことは、審査の公正性及び透明性を高めるだけでなく、審査結果の妥当

性の向上にも寄与する。

そこで、審査を行う際の評価項目の設定の有無についてみると、図表2-18のとおり、6,013件の契約中5,348件とほとんどの契約において評価項目は設定されているが、設定していないとしているものも11.1%見受けられる。

また、評価項目を設定したとしている5,348件の契約について、評価項目数をみると、5項目以上のものが75.0%となっている一方、1項目しか設定していないとしているものも1.9%見受けられる。

図表2-18 企画競争の審査における評価項目の設定状況

(単位：件、%)

評価項目を設定しているもの												評価項目を設定していないもの		合計	
1項目		2項目		3項目		4項目		5項目以上		計					
件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合		
117	1.9	10	0.2	185	3.1	525	8.7	4,511	75.0	5,348	88.9	665	11.1	6,013	100

(4) 随意契約とした理由の妥当性等

各府省等における17年度及び18年度の契約のうち、18年11月から19年7月までに会計  
実地検査を行った各官署で締結された契約の中から、契約金額の規模や契約の内容と  
なっている業務の性質等を勘案するなどして抽出した契約について、随意契約とした  
理由は妥当かなどを検査した。

これらの検査に際しては、前記の(1)から(3)までにおける随意契約に係る全体的な  
特徴、傾向等に関する検査状況を踏まえつつ、検査対象として抽出した契約について、  
随意契約とした理由の妥当性を改めて横断的に洗い直すこととした。そして、対象と  
した随意契約の中には既に各府省等において随意契約の見直し計画に従い措置を講じ  
ているものもあるが、これらについても同様な考え方で検査した。

検査の結果、随意契約とした理由の妥当性に関して検討の余地があったと認められ  
るに至った契約が601件（当局による見直しとの関係は、次項(5)において記述してい  
る。）見受けられたので「ア 随意契約とした理由の妥当性に関して検討の余地があ  
ったもの」として、また、随意契約とした理由の妥当性に関して検討の余地があつた  
とまではいえないものについて、競争性を高める工夫を行い競争契約等に移行してい  
る事例も見受けられたので「イ 競争性を高める工夫をし、競争契約等に移行してい  
るもの（参考事例）」として、それぞれを次に掲げた。

なお、本項及び第2-3-(4)において示している18年度の支払金額は、18年12月まで  
のものでなく、18年度分の全額である。

ア 随意契約とした理由の妥当性に関して検討の余地があったもの

随意契約とした理由の妥当性に関して検討の余地があった契約（以下「個別の事  
態」という。）601件について、契約内容の業務の性質により次の三つに区分した。  
これを府省等別にみると、図表2-19のとおりである。

(ア) 共通的业务	各府省等の行政事務の内容のいかんにかかわらず、共通的に必要とされる業務で、具体的には、備品・消耗品の購入、備品等の賃借、清掃、警備等の庁舎等維持管理、庁舎・機械設備の保守・管理等の業務がこれに該当する。
(イ) 行政補助的業務	各府省等の専門的行政事務の補助的な業務で、具体的には、データ入力、情報提供業務、印刷業務等の業務がこれに該当する。
(ウ) 調査研究等業務	行政事務を遂行するための調査研究等の業務で、具体的には、調査検討、研究、広報等の業務がこれに該当する。

図表2-19 府省等別の業務の性質区分

上段：件数、支払金額(単位：件、百万円)

下段：割合(単位：%)

府省等	(ア) 共通的业务		(イ) 行政補助的业务		(ウ) 調査研究等业务		合計	
	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額
内閣	2 (50.0)	7 (14.9)	1 (25.0)	9 (21.1)	1 (25.0)	30 (64.0)	4 (100)	47 (100)
内閣府	16 (69.6)	415 (76.6)	2 (8.7)	8 (1.5)	5 (21.7)	118 (21.8)	23 (100)	542 (100)
総務省	26 (66.7)	346 (46.3)	4 (10.3)	93 (12.5)	9 (23.1)	308 (41.2)	39 (100)	747 (100)
法務省	91 (92.9)	1,271 (97.0)	7 (7.1)	39 (3.0)	-	-	98 (100)	1,311 (100)
外務省	9 (75.0)	251 (93.4)	2 (16.7)	11 (4.2)	1 (8.3)	6 (2.4)	12 (100)	269 (100)
財務省	60 (80.0)	862 (16.3)	13 (17.3)	4,400 (83.2)	2 (2.7)	25 (0.5)	75 (100)	5,288 (100)
文部科学省	6 (75.0)	175 (93.4)	1 (12.5)	2 (1.3)	1 (12.5)	10 (5.3)	8 (100)	187 (100)
厚生労働省	70 (95.9)	1,004 (98.9)	3 (4.1)	11 (1.1)	-	-	73 (100)	1,015 (100)
農林水産省	41 (66.1)	283 (47.1)	15 (24.2)	138 (22.9)	6 (9.7)	180 (30.0)	62 (100)	602 (100)
経済産業省	12 (54.5)	79 (13.3)	6 (27.3)	219 (36.8)	4 (18.2)	297 (50.0)	22 (100)	596 (100)
国土交通省	87 (78.4)	3,279 (89.9)	11 (9.9)	85 (2.3)	13 (11.7)	285 (7.8)	111 (100)	3,649 (100)
環境省	3 (100)	7 (100)	-	-	-	-	3 (100)	7 (100)
防衛省	5 (45.5)	35 (36.5)	4 (36.4)	14 (14.8)	2 (18.2)	46 (48.7)	11 (100)	96 (100)
国会	33 (94.3)	542 (96.6)	-	-	2 (5.7)	19 (3.4)	35 (100)	561 (100)
裁判所	20 (95.2)	178 (98.5)	1 (4.8)	2 (1.5)	-	-	21 (100)	181 (100)
会計検査院	3 (75.0)	21 (84.4)	1 (25.0)	4 (15.6)	-	-	4 (100)	26 (100)
合計	484 (80.5)	8,762 (57.9)	71 (11.8)	5,040 (33.3)	46 (7.7)	1,328 (8.8)	601 (100)	15,131 (100)

(注) 「件数」及び「支払金額」は、平成17、18両年度の計である。ただし、両年度において対応している契約については、件数は両年度分を合わせて1件としてカウントしている。また、複数の少額随契を一括して競争契約を行うべきとする個別の事態は1件としてカウントしている。

上記の個別の事態を、第2-2-(2)で記述した随意契約の法令上の適用理由（「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」については具体的な理由）別にみると、図表2-20のとおりである。

これによると、件数、支払金額共に「19 専門的又は高度な知識、知見、技術を有する」が最も多く（件数で全体の2割強）、次いで、件数では「16 「12」以外の機械、設備の製造者」及び「21 契約実績、経験を有する」が同程度、支払金額では「21 契約実績、経験を有する」となっている。

また、これらの個別の事態について、契約内容となっている具体的な業務でみると、物品関係と役務関係の二つのグループに大別されるが、件数、支払金額共に役務関係が9割程度を占めている。

図表2-20 随意契約とした理由別の業務の性質等区分

上段：件数(単位：件)

下段：割合(単位：%)

随意契約とした理由		(ア) 共通的业务			(イ) 行政補助的业务	(ロ) 調査研究等業務	合計			
		物品	役務	計	役務	役務	物品	役務	合計	
契約の性質又は目的が競争を許さない場合		28 (46.7)	363 (85.6)	391 (80.8)	65 (91.5)	46 (100)	28 (46.7)	474 (87.6)	502 (83.5)	
A	1 企画競争を実施(企画案の提案者)	-	-	-	2 (2.8)	1 (2.2)	-	3 (0.6)	3 (0.5)	
	2 法令、条約、閣議決定の取決め等に基づく	-	1 (0.2)	1 (0.2)	-	-	-	1 (0.2)	1 (0.2)	
	4 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	-	-	-	1 (1.4)	-	-	1 (0.2)	1 (0.2)	
	6 供給元が一の場合の出版元等からの書籍の購入	3 (5.0)	-	3 (0.6)	-	-	3 (5.0)	-	3 (0.5)	
	7 特許権、実用新案権、著作権等を有している	-	2 (0.5)	2 (0.4)	-	-	-	2 (0.4)	2 (0.3)	
	9 特定情報の提供者	-	-	-	-	1 (2.2)	-	1 (0.2)	1 (0.2)	
	10 複数年度の使用を前提とした物件の賃借	1 (1.7)	-	1 (0.2)	-	-	1 (1.7)	-	1 (0.2)	
	11 情報システムの(当初の)開発者	-	4 (0.9)	4 (0.8)	3 (4.2)	1 (2.2)	-	8 (1.5)	8 (1.3)	
	12 特注の機械、設備の製造者	-	20 (4.7)	20 (4.1)	-	-	-	20 (3.7)	20 (3.3)	
	13 互換性・運動性を確保する必要がある	-	1 (0.2)	1 (0.2)	3 (4.2)	-	-	4 (0.7)	4 (0.7)	
	14 複数年度の実施を前提とした事業	-	1 (0.2)	1 (0.2)	1 (1.4)	1 (2.2)	-	3 (0.6)	3 (0.5)	
	15 電気需給契約、電話料金	-	2 (0.5)	2 (0.4)	-	-	-	2 (0.4)	2 (0.3)	
	計	4 (6.7)	31 (7.3)	35 (7.2)	8 (11.3)	3 (6.5)	4 (6.7)	42 (7.8)	46 (7.7)	
	B	16 「12」以外の機械、設備の製造者	-	83 (19.6)	83 (17.1)	-	-	-	83 (15.3)	83 (13.8)
		17 連絡体制(ネットワーク、組織)を有している	-	-	-	-	1 (2.2)	-	1 (0.2)	1 (0.2)
18 リース物件の所有者による保守等		2 (3.3)	3 (0.7)	5 (1.0)	-	-	2 (3.3)	3 (0.6)	5 (0.8)	
19 専門的又は高度な知識、知見、技術を有する		-	77 (18.2)	77 (15.9)	23 (32.4)	23 (50.0)	-	123 (22.7)	123 (20.5)	
20 秘密性、安全性の保持		-	4 (0.9)	4 (0.8)	5 (7.0)	-	-	9 (1.7)	9 (1.5)	
21 契約実績、経験を有する		2 (3.3)	59 (13.9)	61 (12.6)	16 (22.5)	9 (19.6)	2 (3.3)	84 (15.5)	86 (14.3)	
22 公平性、中立性を有している		-	8 (1.9)	8 (1.7)	1 (1.4)	1 (2.2)	-	10 (1.8)	10 (1.7)	
23 特殊な施設・設備を有する		-	-	-	-	1 (2.2)	-	1 (0.2)	1 (0.2)	
24 「6」以外の書籍、新聞の購入		1 (1.7)	-	1 (0.2)	-	-	1 (1.7)	-	1 (0.2)	
計	5 (8.3)	234 (55.2)	239 (49.4)	45 (63.4)	35 (76.1)	5 (8.3)	314 (58.0)	319 (53.1)		
25 その他	19 (31.7)	98 (23.1)	117 (24.2)	10 (14.1)	7 (15.2)	19 (31.7)	115 (21.3)	134 (22.3)		
緊急の必要により競争に付することができない場合		-	1 (0.2)	1 (0.2)	-	-	-	1 (0.2)	1 (0.2)	
競争に付することが国に不利と認められる場合		-	14 (3.3)	14 (2.9)	2 (2.8)	-	-	16 (3.0)	16 (2.7)	
国の行為を秘密にする必要があるとき		1 (1.7)	4 (0.9)	5 (1.0)	1 (1.4)	-	1 (1.7)	5 (0.9)	6 (1.0)	
少額随契		24 (40.0)	13 (3.1)	37 (7.6)	2 (2.8)	-	24 (40.0)	15 (2.8)	39 (6.5)	
運送又は保管をさせるとき		-	11 (2.6)	11 (2.3)	1 (1.4)	-	-	12 (2.2)	12 (2.0)	
その他		7 (11.7)	18 (4.2)	25 (5.2)	-	-	7 (11.7)	18 (3.3)	25 (4.2)	
合計		60 <10.0> (100)	424 <70.5> (100)	484 <80.5> (100)	71 <11.8> (100)	46 <7.7> (100)	60 <10.0> (100)	541 <90.0> (100)	601 <100> (100)	

(注) ( ) 書きは最下段の理由別合計に対する構成比である。また、< > 書きは業務の性質等区分別の構成比である。 の表においても同じ。

支払金額

上段：支払金額(単位：百万円)

下段：割合(単位：%)

随意契約とした理由		(ア) 共通的业务			(イ) 行政補助的业务	(ウ) 調査研究等業務	合計			
		物品	役務	計	役務	役務	物品	役務	合計	
契約の性質又は目的が競争を許さない場合		357 (58.0)	7,012 (86.1)	7,370 (84.1)	5,004 (99.3)	1,328 (100)	357 (58.0)	13,345 (92.0)	13,703 (90.6)	
A	1 企画競争を実施(企画案の提案者)	-	-	-	13 (0.3)	12 (1.0)	-	26 (0.2)	26 (0.2)	
	2 法令、条約、閣議決定の取決め等に基づく	-	7 (0.1)	7 (0.1)	-	-	-	7 (0.1)	7 (0.0)	
	4 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	-	-	-	8 (0.2)	-	-	8 (0.1)	8 (0.1)	
	6 供給元が一の場合の出版元等からの書籍の購入	186 (30.2)	-	186 (2.1)	-	-	186 (30.2)	-	186 (1.2)	
	7 特許権、実用新案権、著作権等を有している	-	9 (0.1)	9 (0.1)	-	-	-	9 (0.1)	9 (0.1)	
	9 特定情報の提供者	-	-	-	-	3 (0.2)	-	3 (0.0)	3 (0.0)	
	10 複数年度の使用を前提とした物件の賃借	5 (0.8)	-	5 (0.1)	-	-	5 (0.8)	-	5 (0.0)	
	11 情報システムの(当初の)開発者	-	20 (0.3)	20 (0.2)	26 (0.5)	4 (0.4)	-	52 (0.4)	52 (0.3)	
	12 特注の機械、設備の製造者	-	317 (3.9)	317 (3.6)	-	-	-	317 (2.2)	317 (2.1)	
	13 互換性・運動性を確保する必要がある	-	27 (0.3)	27 (0.3)	17 (0.3)	-	-	44 (0.3)	44 (0.3)	
	14 複数年度の実施を前提とした事業	-	9 (0.1)	9 (0.1)	2 (0.0)	137 (10.3)	-	148 (1.0)	148 (1.0)	
	15 電気需給契約、電話料金	-	69 (0.9)	69 (0.8)	-	-	-	69 (0.5)	69 (0.5)	
	計		191 (31.0)	462 (5.7)	653 (7.5)	54 (1.1)	145 (10.9)	191 (31.0)	662 (4.6)	853 (5.6)
	C	16 「12」以外の機械、設備の製造者	-	742 (9.1)	742 (8.5)	-	-	-	742 (5.1)	742 (4.9)
		17 連絡体制(ネットワーク、組織)を有している	-	-	-	-	30 (2.3)	-	30 (0.2)	30 (0.2)
18 リース物件の所有者による保守等		7 (1.2)	27 (0.3)	34 (0.4)	-	-	7 (1.2)	27 (0.2)	34 (0.2)	
19 専門的又は高度な知識、知見、技術を有する		-	965 (11.9)	965 (11.0)	4,541 (90.1)	627 (47.2)	-	6,135 (42.3)	6,135 (40.5)	
20 秘密性、安全性の保持		-	19 (0.2)	19 (0.2)	54 (1.1)	-	-	74 (0.5)	74 (0.5)	
21 契約実績、経験を有する		9 (1.5)	1,178 (14.5)	1,187 (13.6)	222 (4.4)	266 (20.1)	9 (1.5)	1,667 (11.5)	1,677 (11.1)	
22 公平性、中立性を有している		-	38 (0.5)	38 (0.4)	6 (0.1)	49 (3.8)	-	95 (0.7)	95 (0.6)	
23 特殊な施設・設備を有する		-	-	-	-	5 (0.4)	-	5 (0.0)	5 (0.0)	
24 「6」以外の書籍、新聞の購入		5 (0.8)	-	5 (0.1)	-	-	5 (0.8)	-	5 (0.0)	
計		21 (3.5)	2,971 (36.5)	2,993 (34.2)	4,825 (95.7)	979 (73.7)	21 (3.5)	8,777 (60.5)	8,799 (58.1)	
25 その他	144 (23.4)	3,578 (43.9)	3,723 (42.5)	110 (2.2)	190 (14.3)	144 (23.4)	3,879 (26.7)	4,024 (26.6)		
緊急の必要により競争に付することができない場合		-	5 (0.1)	5 (0.1)	-	-	-	5 (0.0)	5 (0.0)	
競争に付することが国に不利と認められる場合		-	145 (1.8)	145 (1.7)	13 (0.3)	-	-	159 (1.1)	159 (1.1)	
国の行為を秘密にする必要があるとき		4 (0.7)	294 (3.6)	299 (3.4)	5 (0.1)	-	4 (0.7)	300 (2.1)	305 (2.0)	
少額随契		220 (35.7)	76 (0.9)	297 (3.4)	11 (0.2)	-	220 (35.7)	88 (0.6)	308 (2.0)	
運送又は保管をさせるとき		-	54 (0.7)	54 (0.6)	5 (0.1)	-	-	60 (0.4)	60 (0.4)	
その他		34 (5.7)	555 (6.8)	589 (6.7)	-	-	34 (5.7)	555 (3.8)	589 (3.9)	
合計		617 <4.1> (100)	8,145 <53.8> (100)	8,762 <57.9> (100)	5,040 <33.3> (100)	1,328 <8.8> (100)	617 <4.1> (100)	14,514 <95.9> (100)	15,131 <100> (100)	

次に、個別の事態601件について、19年8月1日現在で当局が個別の事態に対して講じた見直し状況を次の四つに区分した。

措置済み	今回の会計実地検査の結果、移行が相当と認められた契約方式等と同様の契約方式等により契約を締結しているもの（ただし、不落随契は競争契約に含めている。）
措置未済	今回の会計実地検査の結果、移行が相当と認められた契約方式等と比較して不十分な、又は従来と同様の契約方式等を継続しているもの
未契約	契約はまだ締結していないが、19年度中に締結を予定しているもの
当該年度限り等	契約内容となる具体的な業務内容が契約年度限りのもの又は翌年度以降は当該業務は行わないことにしたものなど

そして、この601件を（ア）共通的业务、（イ）行政補助的业务及び（ウ）調査研究等業務の三つに区分して示すとともに、当該見直し状況を示すと次のとおりである。

#### （ア）共通的业务

随意契約とした理由の妥当性に関して検討の余地があった契約のうち、共通的业务に係る個別の事態は図表2-21のとおりである。

図表2-21 契約内容区分別の件数、支払金額等（共通的业务）

（単位：件、百万円）

契約内容の区分	契約年度	件数	支払金額	見直し状況（19年8月1日現在）				
				契約済み件数		未契約件数	当該年度限り等件数	
				措置済み	措置未済			
物 品	備品・消耗品の購入	17	20	108	9	-	2	9
		17,18	31	456	24	2	4	1
		18	5	10	-	-	-	5
		小計	56	576	33	2	6	15
品	備品等の賃借	17	-	-	-	-	-	-
		17,18	4	41	-	3	1	-
		18	-	-	-	-	-	-
		小計	4	41	-	3	1	-
役 務	清掃、警備等の庁舎等維持管理	17	16	170	15	-	-	1
		17,18	82	3,547	60	16	1	5
		18	6	104	5	-	1	-
		小計	104	3,823	80	16	2	6
	庁舎機械設備の保守・管理等	17	24	69	19	-	-	5
		17,18	154	2,621	104	35	8	7
		18	8	31	4	1	-	3
		小計	186	2,722	127	36	8	15
	その他の役務	17	36	231	27	1	1	7
		17,18	98	1,368	69	15	13	1
		18	-	-	-	-	-	-
		小計	134	1,599	96	16	14	8
計	17	96	579	70	1	3	22	
	17,18	369	8,035	257	71	27	14	
	18	19	147	9	1	1	8	
合計		484	8,762	336	73	31	44	

（注）「契約年度」の「17,18」は、平成17,18両年度において対応する契約が締結されているものである。以下の図表2-22及び2-23においても同じ。

上記について主な事例を示すと次のとおりである。

< 事例 >

〔備品・消耗品の購入〕

(a) 法務省滋賀刑務所では、17、18両年度に、強化精麦の購入について、5業者と少額随契（契約金額の合計：17年度5,977千円、18年度6,417千円）を行っていた。しかし、この強化精麦の購入に係る契約については同種業務を行う業者が複数存在することから、単価契約による競争契約を行うべきであると認められる。

(b) 環境省関東地方環境事務所では、17年度に、書架等の購入について、18日間の短期間に4回、同一業者とそれぞれ少額随契（契約金額は、967千円が2件、772千円が2件）を行っていた。しかし、これらの契約は、書架等の納入年月日、支払年月日及び供用先が同一であり、一括して競争契約を行うべきであると認められる。

〔備品等の賃借〕

(c) 林野庁四国森林管理局愛媛森林管理署では、17、18両年度に、林道の崩土石除去及び路面整正の建設機械（オペレータを含む。）の賃借について、複数の業者と少額随契（契約金額の合計：17年度24,447千円、18年度

4,449千円)を行っていた。しかし、同建設機械は特殊なものではなく、また、契約の時期及び地域が同一となっていることから、一括して競争契約を行うべきであると認められる。

〔清掃、警備等の庁舎等維持管理〕

(d) 文部科学本省では、17、18両年度に、庁舎内の警備、電話交換業務に係る時間外の電話対応などの業務について、多数かつ様々な対応が必要であることなどから、新規業者に請け負わせた場合には相当の研修期間を要することを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額：17年度80,805千円、18年度56,941千円）を行っていた。しかし、マニュアルの充実化などにより警備業務のレベルを維持することは可能であり、同種の業務に熟練した業者であれば実施できることから、競争契約が可能であると認められる。

(e) 国土交通省北陸地方整備局では、17年度に、外来者の受付、案内、庁舎内の巡回・監視等の守衛業務及び電話交換業務について、実績があり業務内容を熟知していて信頼性が高いことを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額13,409千円）を行っていた。しかし、当該業務の内容からみて、業者を特定する必要性はなく、競争契約が可能であると認められる。

(f) 水戸地方裁判所では、17、18両年度に、機械警備業務について、設置されているセンサー等の機器類が特定の業者の製品であり、各端末センサーと制御盤が、当該業者独自の制御ソフトにより制御されており、他の業者では、本機器類を作動確認及び調整することができず、競争を許さないことを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額：17年度6,121千円、18年度6,121千円）を行っていた。しかし、同種業務を実施する業者が複数存在することなどから、他の業者が参入できるように機器の更新を考慮に入れた仕様とするなど工夫することによって競争契約が可能であると認められる。

〔庁舎機械設備の保守・管理等〕

(g) 財務省近畿財務局奈良財務事務所では、17、18両年度に、合同庁舎の設備維持管理業務について、高度な専門的知識を有し、各設備の機能を熟知していることから、当該業務を実施できる唯一の者であることを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額：17年度6,629千円、18年度6,629千円）を行っていた。しかし、必要とされる第3種電気主任技術者の資格はこの種の業務を行うために一般的なものであり、各設備の機能についてもマニュアルの整備及び職員の適切な監督を通じて他の業者も習熟することができることから、競争契約が可能であると認められる。

(h) 厚生労働省国立国際医療センターでは、17、18両年度に、空調自動制御機器に係る保守管理業務について、施工時の状況に詳しく、また、専門知識・経験を有し迅速な対応が可能であることを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額：17年度9,555千円、18年度9,555千円）を行っていた。しかし、業務内容は特殊なものではなく、他の業者でも実施できることから、競争契約が可能であると認められる。

〔その他の役務〕

- (i) 厚生労働省国立精神・神経センター国府台病院では、17、18両年度に、一般廃棄物の処理について、同病院に近いことや業務経験が長く信頼性があることを理由に、前年度の契約業者を含めた2社から見積書を徴し、安価な方の業者と随意契約（契約金額：17年度7,763千円、18年度7,171千円）を行っていた。しかし、当該業務については履行できる者が複数あり、また、他の施設においては同種業務について競争契約を行っている例があることから、競争契約が可能であると認められる。
- (j) 農林水産省近畿農政局では、17、18両年度に、小荷物の運送業務について、予決令第99条第8号において「運送又は保管をさせるとき」は随意契約によることができるとされていることを理由に、数社から見積書を徴し、最も安価な業者と随意契約（契約金額：17年度3,161千円、18年度2,859千円）を行っていた。しかし、上記の規定の適用は、運送又は保管に独特な事情があり相手方が特定される場合が多い点に着目して認められているもので、本件契約のように、仕様に適合する業者が多数見込まれるような場合には、競争契約によるべきであると認められる。
- (k) 経済産業本省では、17、18両年度に、電話交換業務について、交換手には業務概要等の行政知識が必要とされ、交換手が交替した場合、習熟期間中は行政サービスが低下することを理由に、従前から契約を行っていた業者と随意契約（契約金額：17年度14,902千円、18年度14,866千円）を行っていた。しかし、他省庁では同種業務について競争契約を実施しているものもあり、競争契約が可能であると認められる。
- (l) 会計検査院では、17年度に、来庁者の受付・案内、電話交換業務について、会計検査院の業務、組織及び電話交換業務に精通している者を多数有して確実に業務を履行できる業者は他にはいないことを理由に、会計検査院が入居しているビルの管理会社と随意契約（契約金額4,410千円）を行っていた。しかし、業務内容等を仕様書で詳細に定めれば、本業務を遂行できる者は他にも存在することから、競争契約が可能であると認められる。

上記の事例について当局の見直し状況を示すと、19年度に単価契約による競争契約に移行したもの（a）、17年度限りの契約のもの（b）、19年度から競争契約に移行予定のもの（c）、19年度に競争契約に移行したもの（d、f、g、h、i）、18年度に競争契約に移行したもの（e、l）、19年度においても随意契約を実施しているもの（j）及び19年度は随意契約を行い、20年度以降に競争契約を実施するためソフト面、ハード面から検討中のもの（k）となっている。

(注) 単価契約によるものは年間の支払金額を契約金額としている。以下同じ。

(イ) 行政補助的業務

随意契約とした理由の妥当性に関して検討の余地があった契約のうち、行政補助的業務に係る個別の事態は、図表2-22のとおりである。

図表2-22 契約内容区分別の件数、支払金額等（行政補助的業務）

(単位：件、百万円)

契約内容の区分	契約年度	件数	支払金額	見直し状況（19年8月1日現在）			
				契約済み件数		未契約件数	当該年度限り等件数
				措置済み	措置未済		
役 データ入力、情報提供	17	5	28	4	-	-	1
	17,18	8	119	8	-	-	-
	18	1	1	1	-	-	-
	小計	14	148	13	-	-	1
務 その他の役務	17	26	586	16	-	-	10
	17,18	30	4,298	19	1	6	4
	18	1	6	-	-	-	1
	小計	57	4,891	35	1	6	15
計	17	31	615	20	-	-	11
	17,18	38	4,417	27	1	6	4
	18	2	7	1	-	-	1
合計		71	5,040	48	1	6	16

上記について主な事例を示すと次のとおりである。

< 事例 >

〔データ入力、情報提供〕

(m) 外務省では、17、18両年度に、過去の外交記録写真を電子情報で保存する業務について、現在使用している写真情報及び検索情報等と規格を統一し互換性を確保する必要があることを理由に、15年度に当該業務について競争契約を締結した者と随意契約（契約金額：17年度4,076千円、18年度3,834千円）を行っていた。しかし、写真情報等の規格を統一し互換性を確保することは、仕様を定めておけば他の者でもできることから、競争契約が可能であると認められる。

〔その他の役務〕

(n) 国税庁仙台国税局では、17、18両年度に、管轄内における各県版の租税教育用副教材（小・中学生用）の印刷業務について、県別等に原稿内容が異なることから、それぞれ少額随契（契約金額の合計：17年度2,604千円、18年度4,204千円）を行っていた。しかし、これらの契約は各県における原稿作成のスケジュールを統一するなどの所要の調整を図ることにより、一括して競争契約を行うべきであると認められる。

(o) 農林水産本省では、17年度に、農林水産試験研究年報の印刷業務について、2業者と少額随契（契約金額の合計4,616千円）を行っていたが、一括して競争契約を実施することが可能であると認められる。

上記の事例について当局の見直し状況を示すと、19年度に競争契約に移行したものの(m、n)及び17年度限りの契約のもの(o)となっている。

(ウ) 調査研究等業務

随意契約とした理由の妥当性に関して検討の余地があった契約のうち、調査研究等業務に係る個別の事態は、図表2-23のとおりである。

図表2-23 契約内容区分別の件数、支払金額等(調査研究等業務)

(単位: 件、百万円)

契約内容の区分	契約年度	件数	支払金額	見直し状況(19年8月1日現在)			
				契約済み件数		未契約件数	当該年度限り等件数
				措置済み	措置未済		
役 務	調査検討	17	245	4	-	2	11
		17,18	455	1	2	5	3
		18	7	-	-	-	1
		小計	709	5	2	7	15
	研究	17	46	1	-	-	1
		17,18	27	-	1	-	-
		18	-	-	-	-	-
		小計	74	1	1	-	1
	広報	17	344	7	-	-	2
		17,18	200	1	2	-	2
		18	-	-	-	-	-
		小計	544	8	2	-	4
計	17	637	12	-	2	14	
	17,18	683	2	5	5	5	
	18	7	-	-	-	1	
合計		46	1,328	14	5	7	20

上記について主な事例を示すと次のとおりである。

< 事例 >

〔調査検討〕

(p) 農林水産省九州農政局徳之島用水農業水利事業所では、17年度に、農業水利施設の建設における天然記念物等の調査検討業務について、当該地区の生態調査に精通しており作業が効率的にできることを理由に、特定の業者と随意契約(契約金額34,755千円)を行っていた。しかし、この業務は生態調査の方法等をあらかじめ仕様書等で示すことにより、生態調査に熟練した他の業者でも履行できることから、競争契約が可能であると認められる。

〔広報〕

(q) 衆議院では、17、18両年度に、参観者に対する端末の操作・案内及び国会関係情報の説明等の業務について、国会の機構及び運営等について広範

な知見を有していることを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額：17年度5,972千円、18年度5,997千円）を行っていた。しかし、これらの業務は他の業者でも実施できることから、競争契約が可能であると認められる。

上記の事例について当局の見直し状況を示すと、18年度に競争契約に移行したものの（p）及び18年度限りの契約のもの（q）となっている。

#### イ 競争性を高める工夫をし、競争契約等に移行しているもの（参考事例）

契約締結時点において随意契約とした理由の妥当性に関して検討の余地があったとまではいえないものについて、その後、各府省等において、競争性を高める工夫をして、競争契約等に移行している事例を参考として示すと次のとおりである。

##### < 参考事例 >

[ 秘密保持方法等について提案を行わせる企画競争を実施しているもの ]  
(r) 人事院では、17、18両年度に、国家公務員（種）の試験問題集の印刷業務について、秘密保持が確保される体制が整っていることなどを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額：17年度3,261千円、18年度4,204千円）を行っていた。しかし、19年度には、秘密保持の方法等について企画競争（応募者3者）を実施し、最も優れていると判断した提案を行った従来とは別の業者と随意契約を行っている。

[ 業務内容を具体的に仕様書に定めることにより競争契約に移行しているもの ]  
(s) 経済産業省東北経済産業局では、17、18両年度に、エネルギー・原子力に関する意識調査業務について、調査には専門的な知識等が不可欠であることから、この点に関する企画競争を行い、特定の公益法人と随意契約（契約金額：17年度4,973千円、18年度4,287千円）を行っていた。しかし、調査項目は基本的に同一であるため、これまでの調査実施状況を参考にすることにより、調査項目、調査方法等を具体的に定め、これを仕様書に明記することにより、19年度には、競争入札（入札者2者）を実施しており、その結果、従来と同一の公益法人と3,412千円で契約を行っている。

[ 秘密漏えい防止等のための措置を講じることにより競争契約に移行しているもの ]  
(t) 防衛省陸上自衛隊朝霞駐屯地では、17、18両年度に、通信所における警戒監視業務について、情報漏えいを防止し、施設保全を図ることを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額：17年度27,934千円、18年度27,930千円）を行っていた。しかし、秘密漏えい防止等について公安委員会の認

定を有していること、官公庁や大企業と契約実績があることについて仕様書等に明記することにより、19年度には競争入札（入札者4者）を実施し、その結果、従来とは別の業者と25,754千円で契約を行っている。

(5) 個別の事態と随意契約点検及び見直し状況との関連等

ア 個別の事態と随意契約点検及び見直し状況との関連

上記(4)の「ア 随意契約とした理由の妥当性に関して検討の余地があったもの」において掲記した個別の事態601件を、(ア) 各府省等が17年度の契約について実施した随意契約点検の対象となり、今後執るとしている措置内容が公表されている契約536件と、(イ) 18年度に新たに締結されたため随意契約点検が実施されていないなどの契約65件とに区分した。このうち(ア)については、個別の事態に係る当局が今後執るとしている措置内容の状況を見るとともに、(ア)及び(イ)について、19年8月1日現在における当局による見直し状況の詳細をみることにする。

(ア) 随意契約点検の対象となり、今後執るとしている措置内容が公表されている契約の状況

個別の事態のうち、随意契約点検の対象となり、今後執るとしている措置内容が公表されている契約536件について、その内容をみると、図表2-24のとおり、引き続き随意契約によらざるを得ないとしているもの23件、競争契約に移行しているもの432件、企画随契に移行しているもの16件、公募を実施に切り換えるとしているもの38件、当該年度限りで契約を打ち切るとしているものなど27件となっている。

図表2-24 個別の事態に係る当局が今後執るとしている措置内容の状況

(単位：件)

府省等	件数	当局が今後執るとしている措置内容				
		随意契約によらざるを得ない	競争契約に移行	企画随契に移行	公募を実施	当該年度限り等
内閣	4	-	4	-	-	-
内閣府	19	1	14	-	-	4
総務省	35	1	33	-	-	1
法務省	77	-	76	-	1	-
外務省	12	-	12	-	-	-
財務省	68	-	33	7	27	1
文部科学省	8	-	7	-	1	-
厚生労働省	72	4	61	6	-	1
農林水産省	58	-	45	2	3	8
経済産業省	18	-	17	-	-	1
国土交通省	101	-	87	1	6	7
環境省	-	-	-	-	-	-
防衛省	7	-	5	-	-	2
国会	34	17	16	-	-	1
裁判所	19	-	19	-	-	-
会計検査院	4	-	3	-	-	1
合計	536	23	432	16	38	27

また、536件について、19年8月1日現在における見直し状況をみると、図表2-25のとおり、契約済み437件、未契約37件、計474件である。そして、この474件のうち、今回の会計実地検査の結果、移行が相当と認められた契約方式等に対応した見直しとなっているものが398件（うち「競争契約に移行」は、措置済み332件、措置予定19件、計351件）ある一方、「措置未済」や「措置予定なし」も合わせて76件残されている。

図表2-25 措置内容が公表されている個別の事態に係る契約の見直し状況  
(単位：件)

府省等	件数	見直し状況(19年8月1日現在)								当該年度 限り等
		契約済み				未契約				
		措置済み			措置未済	措置予定			措置予定 なし	
競争契約 に移行	企画随契 に移行	公募を実 施	競争契約に 移行	企画随契 に移行		公募を実 施				
内閣	4	1	-	-	2	-	-	-	-	1
内閣府	19	10	-	-	1	1	-	-	1	6
総務省	35	24	-	-	8	1	-	-	-	2
法務省	77	55	-	-	14	2	-	-	-	6
外務省	12	5	-	-	2	5	-	-	-	-
財務省	68	28	7	17	-	-	1	9	1	5
文部科学省	8	6	-	-	1	1	-	-	-	-
厚生労働省	72	51	-	-	18	2	-	-	1	-
農林水産省	58	41	1	-	4	-	1	-	1	10
経済産業省	18	7	6	-	1	1	-	-	-	3
国土交通省	101	66	2	-	3	6	-	3	-	21
環境省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
防衛省	7	5	-	-	-	-	-	-	-	2
国会	34	13	-	-	18	-	-	-	-	3
裁判所	19	17	-	-	-	-	-	-	-	2
会計検査院	4	3	-	-	-	-	-	-	-	1
合計	536	332	16	17	72	19	2	12	4	62
			437				37			

(1) (ア)以外の契約の状況

18年度に新たに締結されたため随意契約点検が実施されていないなど上記(ア)以外の契約65件について、19年8月1日現在における見直し状況をみると、図表2-26のとおり、契約済み40件、未契約7件、計47件となっている。そして、この47件のうち、今回の会計実地検査の結果、移行が相当と認められた契約方式等に対応した見直しとなっているものが40件(うち「競争契約に移行」は、措置済み32件、措置予定7件、計39件)あるが、「措置未済」のものも7件となっている。

図表2-26 (ア)以外の個別の事態に係る契約の見直し状況

(単位：件)

府省等	件数	見直し状況(19年8月1日現在)								当該年度 限り等
		契約済み				未契約				
		措置済み			措置未済	措置予定			措置予定 なし	
		競争契約 に移行	企画随契 に移行	公募を 実施		競争契約 に移行	企画随契 に移行	公募を 実施		
内閣	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
内閣府	4	3	-	-	-	-	-	-	-	1
総務省	4	2	-	-	-	-	-	-	-	2
法務省	21	13	-	-	4	2	-	-	-	2
外務省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務省	7	5	-	-	-	1	-	-	-	1
文部科学省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
厚生労働省	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
農林水産省	4	1	-	-	1	1	-	-	-	1
経済産業省	4	-	-	-	-	3	-	-	-	1
国土交通省	10	2	1	-	1	-	-	-	-	6
環境省	3	-	-	-	-	-	-	-	-	3
防衛省	4	3	-	-	1	-	-	-	-	-
国会	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
裁判所	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-
会計検査院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	65	32	1	-	7	7	-	-	-	18
			40			7				

以上の19年8月1日現在における当局の見直し状況について、(ア)及び(イ)を合わせると図表2-27のとおり、601件のうち「措置未済」や「措置予定なし」が計83件となっている。

図表2-27 個別の事態に係る契約の見直し状況(ア)と(イ)の合計

(単位：件)

区分	合計	見直し状況(19年8月1日現在)								当該年度 限り等
		契約済み				未契約				
		措置済み			措置未済	措置予定			措置予定 なし	
		競争契約 に移行	企画随契 に移行	公募を 実施		競争契約 に移行	企画随契 に移行	公募を 実施		
件数	601	364	17	17	79	26	2	12	4	80
			477			44				

イ 個別の事態についての見直し後における競争性の状況

上記アの19年8月1日現在の見直し状況において競争契約又は企画随契に移行済みとなっている個別の事態について、応募者又は応募者の数にどのような変化があったか、落札率に変化が生じたか及び契約相手方に変更があったかについてみたところ、図表2-28及び2-29のとおりとなっている。

これによると、全体では、平均落札率は移行前の94.1%から移行後は83.5%へ

10.6ポイント低下しており、特に、応札者等が2者以上となった場合には71.0%と23.1ポイント低下して、見直しの結果、実質的にも競争性が向上している状況がうかがえる。一方、応札者等が1者しかないものも約半数の195件あり、その平均落札率は移行前とほぼ同水準の93.1%にとどまり、契約相手方もそのほとんどは随意契約当時の相手方と同一の者となっている。

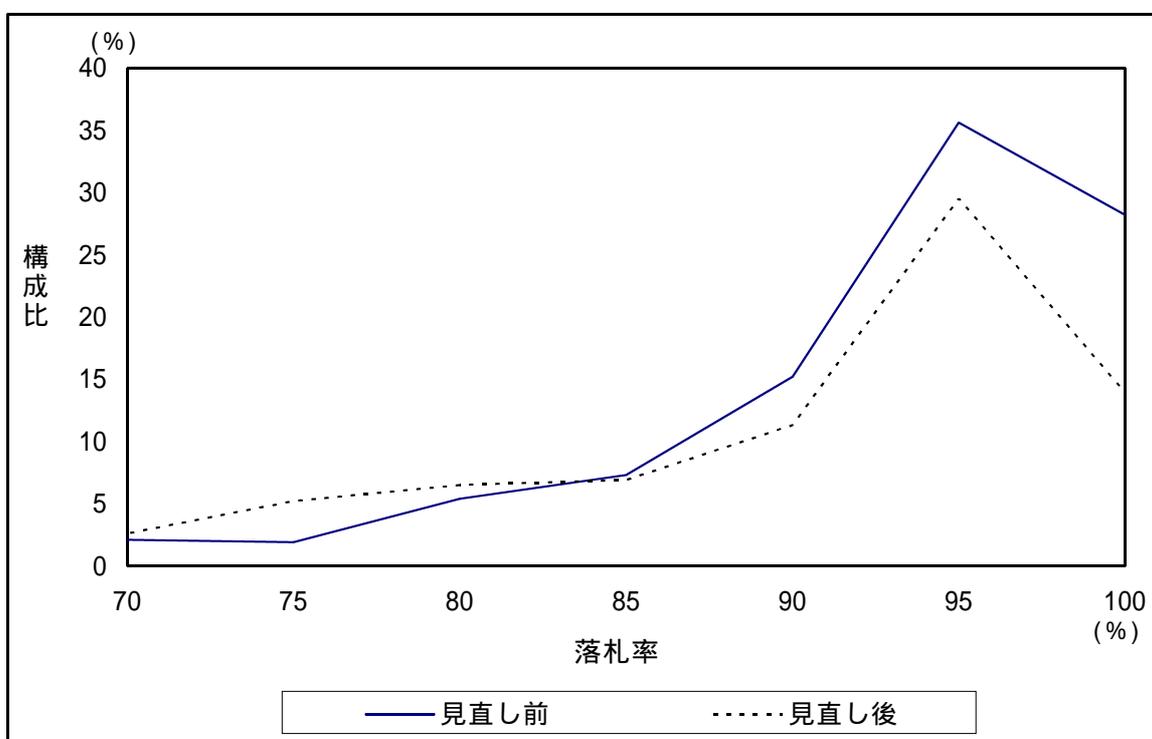
図表2-28 見直し後の応札者（応募者）数、落札率等

(単位：件、%)

競争契約又は企画随契に移行済みとなっている個別の事態		競争契約又は企画随契に移行後の状況									
		全体		応札者(応募者)1者(A)		応札者(応募者)2者以上		(A)のうち			
		件数	平均落札率	平均落札率	平均応札者数	件数	平均落札率	件数	平均落札率	契約相手方が同じもの	
件数	平均落札率									件数	平均落札率
381	94.1	83.5	2.0	195	93.1	181	71.0	167	93.2	28	92.9

(注) 見直し後に競争入札を行ったが不落随契となった個別の事態については、移行後の平均落札率等の分析対象から除いている。

図表2-29 見直し前後の落札率の分布図



### 3 公益法人に対する随意契約の実施状況及び公益法人による再委託の状況

上記の第2-2で記述した随意契約の実施状況等に係る検査結果のうち、公益法人を契約相手方とする対象随意契約分について、その実施状況、随意契約とした理由の状況及びその妥当性に関する個別の事態の状況を抜き出して示すほか、公益法人による再委託の状況について検査した結果を示すと次のとおりである。

#### (1) 公益法人を契約相手方とする随意契約の実施状況

##### ア 公益法人を契約相手方とする契約の競争性の状況

18年度対象契約のうち公益法人を契約相手方とする契約の契約方式は、図表3-1のとおり、随意契約の割合が件数で85.9%、支払金額で96.5%となっており、契約全体でみた随意契約の割合（件数で56.5%、支払金額で62.2%）に比べて、それぞれ29.4ポイント及び34.3ポイント高くなっている。

また、企画競争を経ない随意契約の割合も件数で67.8%で、契約全体でみた割合47.7%より20.1ポイント高いほか、競争契約についても、1者応札の割合は件数で47.0%で、契約全体でみた割合16.8%より30.2ポイント高いなど、全般的に競争性は低い状況となっている。

図表3-1 公益法人を契約相手方とする契約の競争性の状況（平成18年度（12月まで））

区分	競争契約(A)	随意契約	うち企画競争 を経ない随意 契約	合計	件数	
					競争契約のう ち1者応札(B) (件)	(B)/(A) (%)
契約全体	61,696 (43.5)	80,294 (56.5)	67,704 (47.7)	141,990 (100)	10,348	16.8
公益法人が契約 相手方	1,768 (14.1)	10,758 (85.9)	8,488 (67.8)	12,526 (100)	831	47.0
うち所管公益 法人	1,298 (14.8)	7,485 (85.2)	5,963 (67.9)	8,783 (100)	647	49.8

区分	競争契約(A)	随意契約	うち企画競争 を経ない随意 契約	合計	支払金額	
					競争契約のう ち1者応札(B) (件)	(B)/(A) (%)
契約全体	835,301 (37.8)	1,377,018 (62.2)	1,276,130 (57.7)	2,212,320 (100)	97,836	11.7
公益法人が契約 相手方	6,233 (3.5)	172,586 (96.5)	144,383 (80.7)	178,820 (100)	2,916	46.8
うち所管公益 法人	4,838 (3.5)	134,632 (96.5)	110,865 (79.5)	139,471 (100)	2,485	51.4

## イ 公益法人との随意契約の実施状況

### (ア) 契約種類別の状況

対象随意契約のうち公益法人を契約相手方とする契約の占める割合は、図表3-2のとおり、全体でみると、17年度では件数、支払金額共に2割弱、18年度（12月まで）では件数、支払金額共に1割強となっている。これを契約種類別にみると、件数、支払金額共に、「工事（設計、調査等を含む。）」と「役務」における割合が高く、所管公益法人との契約も同様の状況となっている。このうち、公益法人が契約相手方である工事契約のほとんどは設計、調査、現場監督補助等の業務委託である。

図表3-2 契約種類別にみた公益法人との随意契約の実施状況

平成17年度

(単位：件、百万円、%)

区分 契約種類	件数					支払金額				
	随意契約 全体(A)	公益法人 が契約相 手方(B)		公益法人 の割合 (B)/(A)		随意契約 全体(D)	公益法人 が契約相 手方(E)		公益法人 の割合 (E)/(D)	
		うち所管公 益法人(C)		うち所管 公益法人 (C)/(A)			うち所管公 益法人(F)		うち所管 公益法人 (F)/(D)	
工事(設計、調査等を含む。)	11,126	3,718	3,092	33.4	27.8	414,690	108,013	90,547	26.0	21.8
用地取得・補償	4,891	107	78	2.2	1.6	247,716	3,186	2,456	1.3	1.0
物品等の購入	8,089	471	382	5.8	4.7	192,762	5,342	4,154	2.8	2.2
物品等の製造	4,243	26	14	0.6	0.3	108,609	259	89	0.2	0.1
物品等の賃借	12,400	157	41	1.3	0.3	410,038	3,560	249	0.9	0.1
役務	49,121	10,127	7,215	20.6	14.7	1,305,706	338,146	279,989	25.9	21.4
合計	89,870	14,606	10,822	16.3	12.0	2,679,524	458,508	377,486	17.1	14.1

平成18年度（12月まで）

(単位：件、百万円、%)

区分 契約種類	件数					支払金額				
	随意契約 全体(A)	公益法人 が契約相 手方(B)		公益法人 の割合 (B)/(A)		随意契約 全体(D)	公益法人 が契約相 手方(E)		公益法人 の割合 (E)/(D)	
		うち所管公 益法人(C)		うち所管 公益法人 (C)/(A)			うち所管公 益法人(F)		うち所管 公益法人 (F)/(D)	
工事(設計、調査等を含む。)	9,998	2,684	2,203	26.8	22.0	152,644	26,355	19,803	17.3	13.0
用地取得・補償	3,327	62	49	1.9	1.5	130,485	2,000	518	1.5	0.4
物品等の購入	5,210	233	192	4.5	3.7	139,493	2,245	1,593	1.6	1.1
物品等の製造	3,228	17	7	0.5	0.2	34,644	58	11	0.2	0.0
物品等の賃借	11,525	130	43	1.1	0.4	298,451	3,175	117	1.1	0.0
役務	47,006	7,632	4,991	16.2	10.6	621,299	138,751	112,588	22.3	18.1
合計	80,294	10,758	7,485	13.4	9.3	1,377,018	172,586	134,632	12.5	9.8

#### (1) 府省等別の状況

公益法人を契約相手方とする随意契約を府省等別にみると、図表3-3及び3-4のとおり、件数、支払金額共に最も多いのは国土交通省であるが、各府省等それぞれの随意契約全体に占める割合が高いのは、件数では、17年度において経済産業省、環境省、国土交通省の順、18年度（12月まで）において経済産業省、環境省、外務省の順、支払金額では、17年度において外務省、環境省、法務省、経済産業省の順、18年度（12月まで）において外務省、法務省、環境省、経済産業省の順となっている。また、所管公益法人との随意契約が随意契約全体に占める割合も、これとほぼ同様の状況となっている。

図表3-3 府省等別にみた公益法人との随意契約の実施状況  
平成17年度

(単位：件、百万円、%)

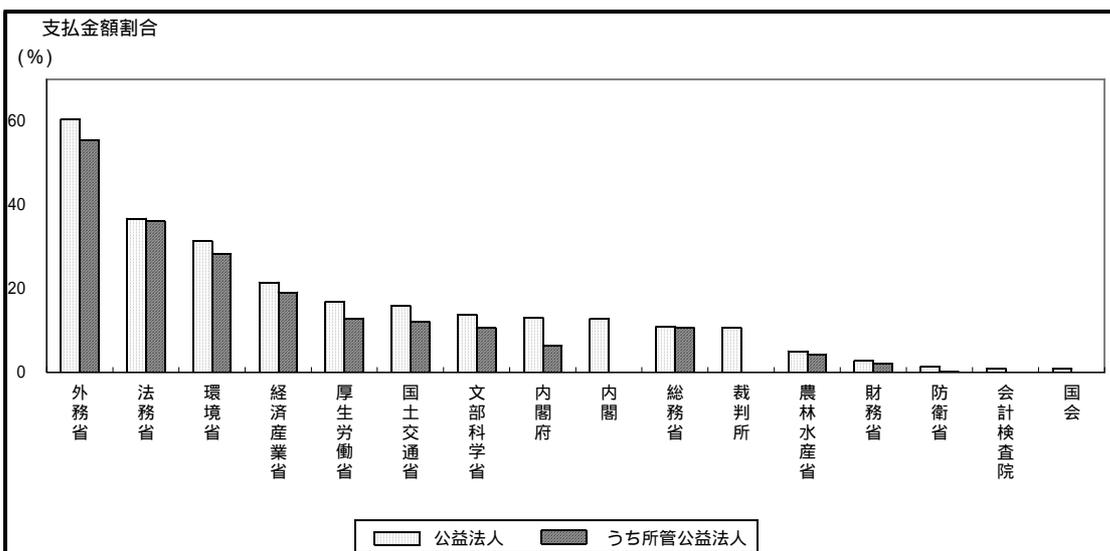
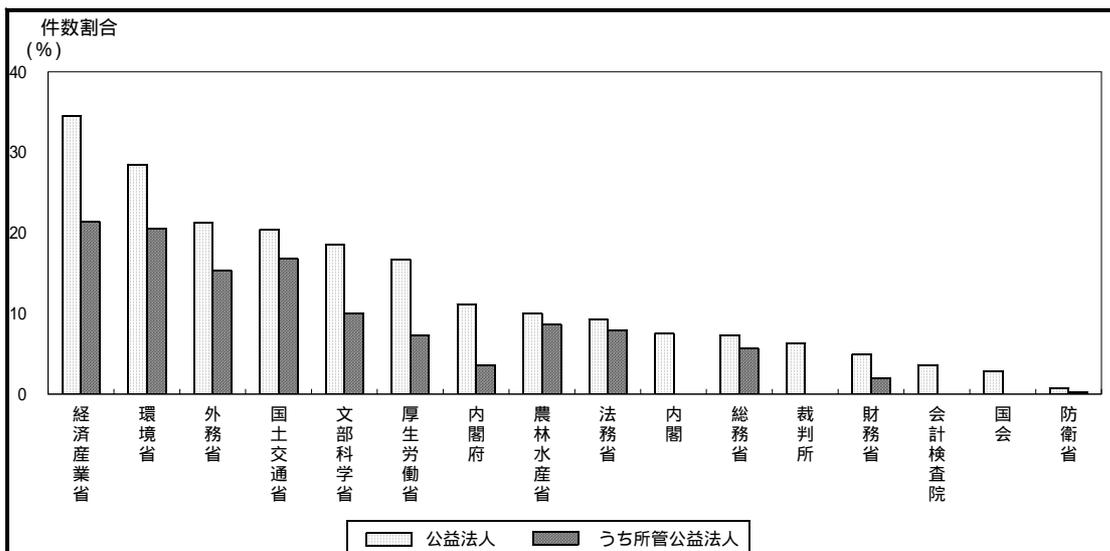
府省等	区分	件数					支払金額				
		随意契約全体(A)	公益法人が契約相手方(B)	うち所管公益法人(C)	公益法人の割合(B)/(A)	うち所管公益法人(C)/(A)	随意契約全体(D)	公益法人が契約相手方(E)	うち所管公益法人(F)	公益法人の割合(E)/(D)	うち所管公益法人(F)/(D)
内閣		349	34	-	9.7	-	32,463	2,400	-	7.4	-
	内閣官房	239	31	-	13.0	-	31,744	2,371	-	7.5	-
	内閣法制局	11	-	-	-	-	69	-	-	-	-
	人事院	99	3	-	3.0	-	649	29	-	4.5	-
内閣府		3,206	530	175	16.5	5.5	82,367	13,545	5,374	16.4	6.5
	内閣本府	1,827	470	157	25.7	8.6	55,209	12,827	5,164	23.2	9.4
	宮内庁	180	11	1	6.1	0.6	2,130	114	26	5.4	1.2
	公正取引委員会	57	9	7	15.8	12.3	317	50	43	16.0	13.8
	警察庁	994	31	8	3.1	0.8	21,707	307	54	1.4	0.3
	金融庁	148	9	2	6.1	1.4	3,001	245	85	8.2	2.9
総務省		1,414	172	137	12.2	9.7	51,765	6,072	5,211	11.7	10.1
	総務本省	1,234	141	111	11.4	9.0	49,577	5,697	4,879	11.5	9.8
	公害等調整委員会	5	1	-	20.0	-	21	7	-	36.7	-
	消防庁	175	30	26	17.1	14.9	2,166	367	331	17.0	15.3
法務省		4,090	480	429	11.7	10.5	86,134	24,757	24,445	28.7	28.4
	法務本省	4,030	477	429	11.8	10.6	85,796	24,724	24,445	28.8	28.5
	公安調査庁	60	3	-	5.0	-	338	33	-	10.0	-
外務省		587	117	89	19.9	15.2	13,117	5,441	4,983	41.5	38.0
財務省		3,246	238	140	7.3	4.3	118,310	6,337	4,227	5.4	3.6
	財務本省	1,549	101	72	6.5	4.6	62,040	3,592	3,266	5.8	5.3
	国税庁	1,697	137	68	8.1	4.0	56,270	2,744	960	4.9	1.7
文部科学省		3,028	608	379	20.1	12.5	182,756	21,543	16,274	11.8	8.9
	文部科学本省	2,138	213	148	10.0	6.9	169,506	16,805	13,149	9.9	7.8
	文化庁	890	395	231	44.4	26.0	13,249	4,738	3,124	35.8	23.6
厚生労働省		9,478	1,604	709	16.9	7.5	228,806	50,731	38,544	22.2	16.8
	厚生労働本省	5,966	1,076	358	18.0	6.0	108,954	26,944	19,259	24.7	17.7
	中央労働委員会	16	5	3	31.3	18.8	57	10	7	17.7	12.8
	社会保険庁	3,496	523	348	15.0	10.0	119,794	23,777	19,277	19.8	16.1
農林水産省		8,634	1,077	941	12.5	10.9	154,821	13,741	11,957	8.9	7.7
	農林水産本省	4,549	498	392	10.9	8.6	110,463	7,061	5,372	6.4	4.9
	林野庁	3,886	523	497	13.5	12.8	29,451	3,733	3,654	12.7	12.4
	水産庁	199	56	52	28.1	26.1	14,906	2,946	2,930	19.8	19.7
経済産業省		3,070	1,056	674	34.4	22.0	296,710	83,336	70,125	28.1	23.6
	経済産業本省	2,091	719	400	34.4	19.1	93,069	40,454	27,993	43.5	30.1
	資源エネルギー庁	498	236	190	47.4	38.2	144,609	17,126	16,795	11.8	11.6
	特許庁	369	77	72	20.9	19.5	54,184	25,574	25,216	47.2	46.5
	中小企業庁	112	24	12	21.4	10.7	4,848	181	121	3.7	2.5
国土交通省		29,750	7,642	6,434	25.7	21.6	916,899	215,136	187,168	23.5	20.4
	国土交通本省	26,947	7,589	6,397	28.2	23.7	882,441	214,843	186,904	24.3	21.2
	気象庁	718	20	16	2.8	2.2	8,344	121	115	1.5	1.4
	海上保安庁	2,082	33	21	1.6	1.0	26,110	171	148	0.7	0.6
	海難審判庁	3	-	-	-	-	3	-	-	-	-
環境省		1,685	532	399	31.6	23.7	27,871	8,960	7,179	32.1	25.8
防衛省		19,899	440	316	2.2	1.6	461,172	5,564	1,992	1.2	0.4
	防衛本省	15,766	353	279	2.2	1.8	316,173	2,232	1,671	0.7	0.5
	防衛施設庁	4,133	87	37	2.1	0.9	144,999	3,331	320	2.3	0.2
国会		641	13	-	2.0	-	13,882	81	-	0.6	-
	衆議院	223	9	-	4.0	-	4,447	61	-	1.4	-
	参議院	211	2	-	0.9	-	3,612	11	-	0.3	-
	国立国会図書館	207	2	-	1.0	-	5,821	7	-	0.1	-
裁判所		730	60	-	8.2	-	8,607	819	-	9.5	-
会計検査院		63	3	-	4.8	-	3,837	36	-	1.0	-
	合計	89,870	14,606	10,822	16.3	12.0	2,679,524	458,508	377,486	17.1	14.1

平成18年度（12月まで）

（単位：件、百万円、％）

区分	件数					支払金額				
	随意契約 全体(A)	公益法人 が契約相 手方(B)	うち所管 公益法人 (C)	公益法人の 割合 (B)/(A)	うち所管公 益法人 (C)/(A)	随意契約全 体(D)	公益法人が 契約相手方 (E)	うち所管 公益法人 (F)	公益法人の 割合 (E)/(D)	うち所管公 益法人 (F)/(D)
府省等										
内閣	334	25	-	7.5	-	11,866	1,516	-	12.8	-
内閣官房	221	21	-	9.5	-	11,350	1,473	-	13.0	-
内閣法制局	14	-	-	-	-	49	-	-	-	-
人事院	99	4	-	4.0	-	465	43	-	9.4	-
内閣府	2,988	334	108	11.2	3.6	32,097	4,187	2,035	13.0	6.3
内閣本府	1,454	287	96	19.7	6.6	17,332	3,931	1,997	22.7	11.5
宮内庁	164	11	1	6.7	0.6	1,622	49	20	3.0	1.3
公正取引委員会	33	5	4	15.2	12.1	122	13	12	11.3	10.0
警察庁	1,222	26	6	2.1	0.5	11,367	129	5	1.1	0.0
金融庁	115	5	1	4.3	0.9	1,652	64	-	3.9	-
総務省	1,130	83	64	7.3	5.7	12,952	1,420	1,381	11.0	10.7
総務本省	985	62	47	6.3	4.8	12,637	1,417	1,378	11.2	10.9
公営等調整委員会	1	-	-	-	-	0	-	-	-	-
消防庁	144	21	17	14.6	11.8	314	2	2	0.9	0.9
法務省	3,502	325	280	9.3	8.0	44,625	16,367	16,066	36.7	36.0
法務本省	3,436	324	280	9.4	8.1	44,352	16,350	16,066	36.9	36.2
公安調査庁	66	1	-	1.5	-	273	17	-	6.5	-
外務省	385	82	59	21.3	15.3	3,704	2,237	2,054	60.4	55.5
財務省	2,883	142	58	4.9	2.0	63,760	1,713	1,300	2.7	2.0
財務本省	1,504	59	32	3.9	2.1	34,752	1,414	1,260	4.1	3.6
国税庁	1,379	83	26	6.0	1.9	29,007	298	40	1.0	0.1
文部科学省	3,727	692	375	18.6	10.1	89,359	12,327	9,506	13.8	10.6
文部科学本省	2,734	231	149	8.4	5.4	82,746	9,398	7,822	11.4	9.5
文化庁	993	461	226	46.4	22.8	6,613	2,929	1,683	44.3	25.5
厚生労働省	9,333	1,557	678	16.7	7.3	201,649	34,089	25,985	16.9	12.9
厚生労働本省	5,768	1,078	370	18.7	6.4	70,787	16,770	11,905	23.7	16.8
中央労働委員会	17	4	3	23.5	17.6	39	-	-	-	-
社会保険庁	3,548	475	305	13.4	8.6	130,823	17,319	14,080	13.2	10.8
農林水産省	6,976	697	602	10.0	8.6	103,815	5,261	4,473	5.1	4.3
農林水産本省	3,706	343	260	9.3	7.0	74,500	2,107	1,346	2.8	1.8
林野庁	3,067	292	285	9.5	9.3	19,424	1,295	1,282	6.7	6.6
水産庁	203	62	57	30.5	28.1	9,889	1,858	1,845	18.8	18.7
経済産業省	2,821	974	603	34.5	21.4	101,392	21,733	19,372	21.4	19.1
経済産業本省	1,947	696	348	35.7	17.9	11,982	3,326	1,133	27.8	9.5
資源エネルギー庁	445	182	175	40.9	39.3	59,843	2,623	2,622	4.4	4.4
特許庁	344	81	76	23.5	22.1	27,870	15,783	15,616	56.6	56.0
中小企業庁	85	15	4	17.6	4.7	1,695	-	-	-	-
国土交通省	26,012	5,301	4,368	20.4	16.8	416,945	66,017	50,577	15.8	12.1
国土交通本省	24,087	5,269	4,345	21.9	18.0	395,238	65,955	50,522	16.7	12.8
気象庁	721	19	16	2.6	2.2	5,778	25	22	0.4	0.4
海上保安庁	1,202	13	7	1.1	0.6	15,928	35	31	0.2	0.2
海難審判庁	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
環境省	1,176	335	242	28.5	20.6	4,451	1,394	1,257	31.3	28.2
防衛省	17,511	133	48	0.8	0.3	274,949	3,732	620	1.4	0.2
防衛本省	13,987	92	48	0.7	0.3	142,750	872	620	0.6	0.4
防衛施設庁	3,524	41	-	1.2	-	132,199	2,859	-	2.2	-
国会	483	14	-	2.9	-	7,913	67	-	0.9	-
衆議院	156	8	-	5.1	-	2,392	47	-	2.0	-
参議院	120	3	-	2.5	-	2,425	8	-	0.4	-
国立国会図書館	207	3	-	1.4	-	3,095	11	-	0.4	-
裁判所	978	62	-	6.3	-	4,620	491	-	10.6	-
会計検査院	55	2	-	3.6	-	2,914	27	-	0.9	-
合計	80,294	10,758	7,485	13.4	9.3	1,377,018	172,586	134,632	12.5	9.8

図表3-4 公益法人との随意契約の割合（平成18年度（12月まで））



(ウ) 各府省等が行った随意契約点検前後の比較

所管公益法人等について各府省等が行った随意契約点検の結果が公表された18年6月以降、所管公益法人との随意契約にどのような変化があったかをみるため、公益法人との随意契約の実施状況を17年度の第2及び第3四半期と18年度の同期間とで比較すると、図表3-5のとおりとなっている。

これによると、随意契約全体に占める所管公益法人の件数割合は、17年度（第2及び第3四半期）は14.3%であったものが18年度（第2及び第3四半期）には9.8%と4.5ポイント低下しており、結果的に所管公益法人を含む公益法人への発注が抑制された状況が表われている。

図表3-5 契約時期別にみた公益法人との随意契約の実施状況

(単位：件、%)

区分 契約時期	件数				
	随意契約全 体(A)	公益法人が契約相手方 (B)	公益法人の割合(B)/(A)		
			うち所管公 益法人(C)	うち所管公益法 人(C)/(A)	
17年度第2及び第3 四半期	30,538	5,604	4,375	18.4	14.3
18年度第2及び第3 四半期	29,713	3,724	2,899	12.5	9.8

(2) 公益法人を契約相手方とする随意契約において随意契約とした理由の状況

ア 法令上の適用理由

対象随意契約において随意契約とした法令上の適用理由は、第2-2-(2)-アで記述(図表2-8参照)したとおりであるが、そのうち公益法人を契約相手方とするものについてみると、図表3-6のとおり、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するためとしているものの割合がほぼ100%に近い状況となっている。そして、この割合は、随意契約全体でみた場合に対し、件数で見ても9ポイントから14ポイント以上高くなっている。また、所管公益法人の場合も、ほぼ同様な傾向となっている。

図表3-6 法令上の適用理由を「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」としているものの割合

平成17年度

(単位：件、百万円、%)

区分	件数			支払金額		
	随意契約全体 (A)	(A)のうち契約 の性質又は目的 が競争を許さない 場合(B)	割合 (B)/(A)	随意契約全体 (C)	(C)のうち契約 の性質又は目的 が競争を許さない 場合(D)	割合 (D)/(C)
契約相手方						
公益法人	14,606	14,264	97.7	458,508	449,128	98.0
うち所管公益法人	10,822	10,573	97.7	377,486	372,331	98.6
(参考) 対象随意契約全体	89,870	79,265	88.2	2,679,524	2,324,471	86.7

平成18年度(12月まで)

(単位：件、百万円、%)

区分	件数			支払金額		
	随意契約全体 (A)	(A)のうち契約 の性質又は目的 が競争を許さない 場合(B)	割合 (B)/(A)	随意契約全体 (C)	(C)のうち契約 の性質又は目的 が競争を許さない 場合(D)	割合 (D)/(C)
契約相手方						
公益法人	10,758	10,389	96.6	172,586	169,564	98.2
うち所管公益法人	7,485	7,246	96.8	134,632	133,762	99.4
(参考) 対象随意契約全体	80,294	65,714	81.8	1,377,018	1,102,810	80.1

#### イ 随意契約の具体的な理由

17年度の対象随意契約のうちの内部部局締結分について、法令上の適用理由を「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」としている随意契約の具体的な理由は、第2-2-(2)-ウに記述(図表2-12参照)したとおりであるが、そのうち公益法人を契約相手方とするものは、図表3-7のとおりとなっている。

これによると、公益法人を契約相手方とする随意契約の具体的な理由は、随意契約全体の場合と比べてCグループ(契約相手方が唯一の者であることの理由が必ずしも記述されていないと考えられるもの)の割合が極端に高くなっている。これは、具体的な理由のうち最も大きな割合を占める「19 専門的又は高度な知識、知見、技術を有する」が43.7%で、随意契約全体の場合の20.5%と比較して大きな開きがあること、また、「21 契約実績、経験を有する」の割合も13.8%と随意契約全体の割合より高いことによるもので、このことは公益法人を契約相手方とする随意契約における大きな特徴となっている。

図表3-7 「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に当たるとしている具体的な理由  
(単位：件、%)

具体的な理由			内部部局全体		左のうち公益法人が契約相手方	
			件数	割合	件数	割合
A	1	企画競争を実施（企画案の提案者）	3,844	25.8	779	22.1
B	2	法令、条約、閣議決定の取決め等に基づく	264	1.8	38	1.1
	3	場所が限定されている施設・敷地の賃借、使用料	56	0.4	-	-
	4	官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	52	0.3	-	-
	5	水道、ガス料の長期継続契約、郵便料金、NHK受信料	23	0.2	-	-
	6	供給元が一の場合の出版元等からの書籍の購入	307	2.1	100	2.8
	7	特許権、実用新案権、著作権等を有している	415	2.8	29	0.8
	8	美術品及び工芸品等の購入	17	0.1	-	-
	9	特定情報の提供者	266	1.8	34	1.0
	10	複数年度の使用を前提とした物件の賃借	739	5.0	1	0.0
	11	情報システムの（当初の）開発者	974	6.5	54	1.5
	12	特注の機械、設備の製造者	45	0.3	-	-
	13	互換性・連動性を確保する必要がある	214	1.4	10	0.3
	14	複数年度の実施を前提とした事業	513	3.4	59	1.7
	15	電気需給契約、電話料金	19	0.1	2	0.1
			計	3,904	26.2	327
C	16	「12」以外の機械、設備の製造者	514	3.5	5	0.1
	17	連絡体制（ネットワーク、組織）を有している	282	1.9	107	3.0
	18	リース物件の所有者による保守等	41	0.3	-	-
	19	専門的又は高度な知識、知見、技術を有する	3,052	20.5	1,539	43.7
	20	秘密性、安全性の保持	101	0.7	10	0.3
	21	契約実績、経験を有する	1,245	8.4	487	13.8
	22	公平性、中立性を有している	148	1.0	74	2.1
	23	特殊な施設・設備を有する	84	0.6	26	0.7
	24	「6」以外の書籍、新聞の購入	106	0.7	35	1.0
		計	5,573	37.5	2,283	64.9
25	その他		1,560	10.5	130	3.7
		合計	14,881	100	3,519	100

### (3) 公益法人による再委託の状況

契約相手方に対して、契約の全部又は一部を更に第三者に再委託（下請を含む。以下同じ。）することを無条件に認めると、当該契約相手方を選定した発注者の意図に沿わない結果となったり、契約履行の責任の所在が不明確になって適正な履行の確保が阻害されたりするおそれがあるため、一般的には、再委託は発注者の承認を要することとされており、一括再委託は禁止されている。

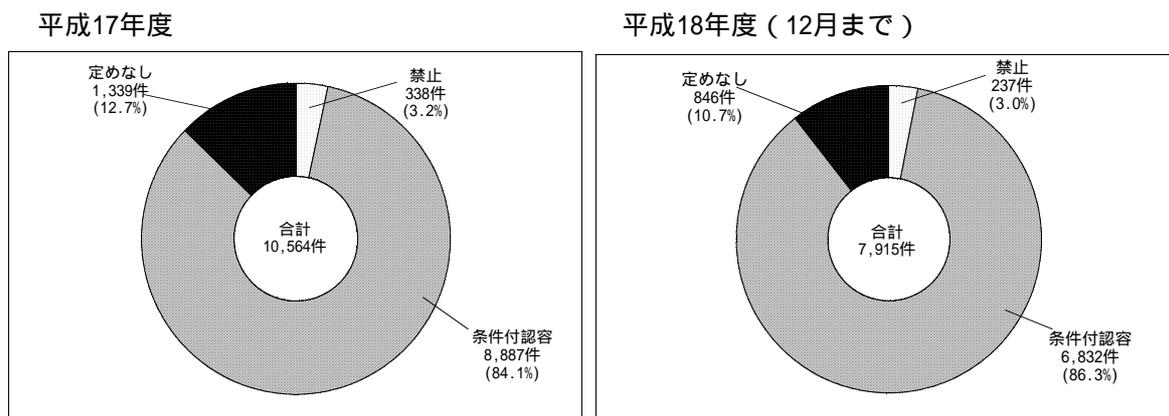
そこで、対象随意契約のうち、契約相手方が公益法人で予定価格が300万円を超える随意契約17年度10,564件、18年度（12月まで）7,915件について、再委託の状況をみると、以下のとおりとなっている。

#### ア 再委託に関する契約条項の状況

上記の契約に係る契約書、仕様書等の条項（以下「契約条項」という。）において、再委託についてどのように定めているかをみると、図表3-8のとおり、一定の条件を付して認めている「条件付認容」が、件数、支払金額共に全体の80%以上を占めている。

一方、「定めなし」としているものも10%程度ある。しかし、これは、契約履行上の責任の所在や適正な履行の確保の点で問題があることから、少なくとも再委託に当たっては承認を得る必要がある旨の契約条項を設けることが必要である。

図表3-8 契約条項の状況



#### イ 再委託の実施状況

上記アの契約のうち、国の支払及び再委託に係る支払が共に完了していて、両者の支払金額の対応関係が明確な17年度分について実際の再委託の実施状況をみると、図表3-9のとおり、再委託が行われている契約（元契約）の割合は、件数で1割弱程度、支払金額で2割強程度であり、所管公益法人も同様となっている。

しかし、発注者である国が再委託の有無を把握していないものも、件数で2%弱程度ではあるが見受けられる。

図表3-9 再委託の実施状況（平成17年度）

上段：件数、支払金額（単位：件、百万円）  
下段：割合（単位：％）

区分 契約相手方	再委託が行われている		再委託は行われていない		再委託の有無を把握していない		合計	
	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額
公益法人	980 (9.3)	82,466 (23.1)	9,389 (88.9)	263,284 (73.7)	195 (1.8)	11,516 (3.2)	10,564 (100)	357,267 (100)
うち所管公益法人	674 (8.3)	63,248 (22.0)	7,310 (90.2)	216,139 (75.1)	124 (1.5)	8,521 (3.0)	8,108 (100)	287,909 (100)

次に、元契約のうち再委託支払金額が判明している980件について、再委託率（国の支払金額に占める再委託支払金額の割合をいう。以下同じ。）の状況をみると、図表3-10のとおり、再委託率が50%以上となっている契約の割合は件数で20.3%、支払金額で44.4%となっており、再委託率が90%以上となっているものも件数で3.5%、支払金額で17.6%を占めている。

図表3-10 再委託率の状況（平成17年度）

上段：件数、支払金額（単位：件、百万円）  
下段：割合（単位：％）

区分 再委託率	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%未満 計	合計
	件数	125 (12.8)	109 (11.1)	151 (15.4)	159 (16.2)	237 (24.2)	
支払金額	8,106 (9.8)	5,594 (6.8)	10,912 (13.2)	8,992 (10.9)	12,280 (14.9)	45,886 (55.6)	

再委託率	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上	50%以上 計	合計
	件数	62 (6.3)	38 (3.9)	37 (3.8)	28 (2.9)	34 (3.5)	
支払金額	7,014 (8.5)	3,918 (4.8)	6,079 (7.4)	5,092 (6.2)	14,476 (17.6)	36,580 (44.4)	82,466 (100)

また、上記の再委託率が50%以上となっているもののうち、内部部局締結分について、委託先が再委託を必要とした理由をみると、専門的技術・知見を有する専門業者に再委託する方がより効率的、効果的であること、業務に必要な機材、設備を保有していることなどとなっている。一方、再委託の実施には、発注者である国の書面による事前の承認が必要である旨の契約条項を定めているにもかかわらず、実際には書面による申請及び承認がなされないまま再委託が行われているため、再委託の理由が把握できないものも見受けられた。

(4) 公益法人を契約相手方とする随意契約の随意契約とした理由の妥当性等

第2-2-(4)-アで記述した随意契約とした理由の妥当性に関して検討の余地があった個別の事態601件のうち、公益法人を契約相手方とする契約133件について、業務の性質により区分し、これを府省等別にみると、図表3-11のとおりである。

図表3-11 府省等別の業務の性質区分（公益法人分）

上段：件数、支払金額（単位：件、百万円）  
下段：割合（単位：%）

府省等	(ア) 共通的業務		(イ) 行政補助的業務		(ウ) 調査研究等業務		合計	
	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額
内閣	-	-	-	-	1 (100)	30 (100)	1 (100)	30 (100)
内閣府	2 (28.6)	64 (35.7)	1 (14.3)	3 (2.1)	4 (57.1)	112 (62.2)	7 (100)	181 (100)
総務省	1 (11.1)	1 (1.0)	2 (22.2)	30 (16.3)	6 (66.7)	155 (82.7)	9 (100)	187 (100)
法務省	7 (87.5)	517 (98.5)	1 (12.5)	8 (1.5)	-	-	8 (100)	525 (100)
外務省	1 (33.3)	4 (29.9)	1 (33.3)	3 (24.8)	1 (33.3)	6 (45.4)	3 (100)	14 (100)
財務省	10 (62.5)	463 (10.4)	4 (25.0)	3,950 (89.0)	2 (12.5)	25 (0.6)	16 (100)	4,439 (100)
文部科学省	-	-	1 (100)	2 (100)	-	-	1 (100)	2 (100)
厚生労働省	20 (95.2)	107 (97.2)	1 (4.8)	3 (2.8)	-	-	21 (100)	110 (100)
農林水産省	3 (25.0)	25 (16.8)	6 (50.0)	57 (38.4)	3 (25.0)	67 (44.8)	12 (100)	149 (100)
経済産業省	2 (20.0)	9 (2.0)	5 (50.0)	212 (43.5)	3 (30.0)	266 (54.5)	10 (100)	489 (100)
国土交通省	18 (46.2)	2,717 (88.7)	8 (20.5)	59 (2.0)	13 (33.3)	285 (9.3)	39 (100)	3,062 (100)
環境省	1 (100)	2 (100)	-	-	-	-	1 (100)	2 (100)
防衛省	1 (33.3)	7 (13.6)	-	-	2 (66.7)	46 (86.4)	3 (100)	54 (100)
国会	1 (100)	8 (100)	-	-	-	-	1 (100)	8 (100)
裁判所	-	-	-	-	-	-	-	-
会計検査院	-	-	1 (100)	4 (100)	-	-	1 (100)	4 (100)
合計	67 (50.4)	3,929 (42.4)	31 (23.3)	4,335 (46.8)	35 (26.3)	996 (10.8)	133 (100)	9,262 (100)

(注) 「件数」及び「支払金額」は、平成17、18両年度の計である。ただし、両年度において対応している契約については、件数は両年度分を合わせて1件としてカウントしている。また、複数の少額随契を一括して競争契約を行うべきとする個別の事態は1件としてカウントしている。

これらの個別の事態について、第2-2-(2)で記述した随意契約の法令上の適用理由（「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」については具体的な理由）別にみると、図表3-12のとおりである。

これによると、第2-2-(4)-アで記述した随意契約全体の個別の事態601件（図表2-20参照）の場合と同様に、「19 専門的又は高度な知識、知見、技術を有する」を理由とするものが件数、支払金額共に最も多く（全体に対する割合が件数で39.1%、支払金額で57.9%）、次いで、「21 契約実績、経験を有する」となっている。

そして、随意契約全体の個別の事態と比較すると、「19 専門的又は高度な知識、知見、技術を有する」の件数割合が、全体では2割強であるのに対して公益法人を契約相手方とする場合は4割弱あり、「20 秘密性、安全性の保持」及び「22 公平性、中立性を有している」の件数割合も公益法人の方が相当高くなっており、公益法人に係る個別の事態の特徴となっている。

図表3-12 随意契約とした理由別の業務の性質等区分（公益法人分）

上段：件数(単位：件)

下段：割合(単位：%)

随意契約とした理由	(7) 共通的业务			(1) 行政補助的业务	(9) 調査研究等業務	合計		
	物品	役務	計	役務	役務	物品	役務	合計
契約の性質又は目的が競争を許さない場合	6 (85.7)	51 (85.0)	57 (85.1)	31 (100)	35 (100)	6 (85.7)	117 (92.9)	123 (92.5)
A								
1 企画競争を実施（企画案の提案者）	-	-	-	1 (3.2)	-	-	1 (0.8)	1 (0.8)
B								
2 法令、条約、閣議決定の取決め等に基づく	-	1 (1.7)	1 (1.5)	-	-	-	1 (0.8)	1 (0.8)
6 供給元が一の場合の出版元等からの書籍の購入	3 (42.9)	-	3 (4.5)	-	-	3 (42.9)	-	3 (2.3)
11 情報システムの（当初の）開発者	-	1 (1.7)	1 (1.5)	2 (6.5)	1 (2.9)	-	4 (3.2)	4 (3.0)
計	3 (42.9)	2 (3.3)	5 (7.5)	2 (6.5)	1 (2.9)	3 (42.9)	5 (4.0)	8 (6.0)
C								
17 連絡体制（ネットワーク、組織）を有している	-	-	-	-	1 (2.9)	-	1 (0.8)	1 (0.8)
19 専門的又は高度な知識、知見、技術を有する	-	15 (25.0)	15 (22.4)	16 (51.6)	21 (60.0)	-	52 (41.3)	52 (39.1)
20 秘密性、安全性の保持	-	3 (5.0)	3 (4.5)	3 (9.7)	-	-	6 (4.8)	6 (4.5)
21 契約実績、経験を有する	-	12 (20.0)	12 (17.9)	5 (16.1)	7 (20.0)	-	24 (19.0)	24 (18.0)
22 公平性、中立性を有している	-	6 (10.0)	6 (9.0)	1 (3.2)	1 (2.9)	-	8 (6.3)	8 (6.0)
23 特殊な施設・設備を有する	-	-	-	-	1 (2.9)	-	1 (0.8)	1 (0.8)
24 「7」以外の書籍、新聞の購入	1 (14.3)	-	1 (1.5)	-	-	1 (14.3)	-	1 (0.8)
計	1 (14.3)	36 (60.0)	37 (55.2)	25 (80.6)	31 (88.6)	1 (14.3)	92 (73.0)	93 (69.9)
25 その他	2 (28.6)	13 (21.7)	15 (22.4)	3 (9.7)	3 (8.6)	2 (28.6)	19 (15.1)	21 (15.8)
競争に付することが国に不利と認められる場合	-	6 (10.0)	6 (9.0)	-	-	-	6 (4.8)	6 (4.5)
少額随契	1 (14.3)	2 (3.3)	3 (4.5)	-	-	1 (14.3)	2 (1.6)	3 (2.3)
その他	-	1 (1.7)	1 (1.5)	-	-	-	1 (0.8)	1 (0.8)
合計	7 <5.3> (100)	60 <45.1> (100)	67 <50.4> (100)	31 <23.3> (100)	35 <26.3> (100)	7 <5.3> (100)	126 <94.7> (100)	133 <100> (100)

(注) ( ) 書きは最下段の理由別合計に対する構成比である。また、< > 書きは業務の性質等区分別の構成比である。 の表においても同じ。

支払金額

上段：支払金額(単位：百万円)

下段：割合(単位：%)

随意契約とした理由		(ア) 共通的业务			(イ) 行政補 助的业务	(ウ) 調査研 究等业务	合計		
		物品	役務	計	役務	役務	物品	役務	合計
契約の性質又は目的が競争を許さない場合		225 (99.0)	3,653 (98.7)	3,879 (98.7)	4,335 (100)	996 (100)	225 (99.0)	8,985 (99.5)	9,211 (99.5)
A	1 企画競争を実施(企画案の提案者)	-	-	-	3 (0.1)	-	-	3 (0.0)	3 (0.0)
	2 法令、条約、閣議決定の取決め等に基づく	-	7 (0.2)	7 (0.2)	-	-	-	7 (0.1)	7 (0.1)
B	6 供給元がーの場合の出版元等からの書籍の購入	186 (81.8)	-	186 (4.7)	-	-	186 (81.8)	-	186 (2.0)
	11 情報システムの(当初の)開発者	-	3 (0.1)	3 (0.1)	3 (0.1)	4 (0.5)	-	11 (0.1)	11 (0.1)
計		186 (81.8)	10 (0.3)	197 (5.0)	3 (0.1)	4 (0.5)	186 (81.8)	18 (0.2)	205 (2.2)
C	17 連絡体制(ネットワーク、組織)を有している	-	-	-	-	30 (3.0)	-	30 (0.3)	30 (0.3)
	19 専門的又は高度な知識、知見、技術を有する	-	624 (16.9)	624 (15.9)	4,149 (95.7)	590 (59.3)	-	5,365 (59.4)	5,365 (57.9)
	20 秘密性、安全性の保持	-	18 (0.5)	18 (0.5)	46 (1.1)	-	-	64 (0.7)	64 (0.7)
	21 契約実績、経験を有する	-	392 (10.6)	392 (10.0)	98 (2.3)	222 (22.3)	-	713 (7.9)	713 (7.7)
	22 公平性、中立性を有している	-	22 (0.6)	22 (0.6)	6 (0.2)	49 (5.0)	-	78 (0.9)	78 (0.8)
	23 特殊な施設・設備を有する	-	-	-	-	5 (0.5)	-	5 (0.1)	5 (0.1)
24 「7」以外の書籍、新聞の購入	5 (2.3)	-	5 (0.1)	-	-	5 (2.3)	-	5 (0.1)	
計		5 (2.3)	1,057 (28.6)	1,062 (27.0)	4,301 (99.2)	898 (90.2)	5 (2.3)	6,256 (69.3)	6,262 (67.6)
25 その他	34 (14.9)	2,585 (69.8)	2,619 (66.7)	28 (0.7)	93 (9.3)	34 (14.9)	2,706 (30.0)	2,740 (29.6)	
競争に付することが国に不利と認められる場合		-	42 (1.2)	42 (1.1)	-	-	-	42 (0.5)	42 (0.5)
少額随契		2 (1.0)	4 (0.1)	6 (0.2)	-	-	2 (1.0)	4 (0.1)	6 (0.1)
その他		-	1 (0.0)	1 (0.0)	-	-	-	1 (0.0)	1 (0.0)
合計		228 <2.5> (100)	3,701 <40.0> (100)	3,929 <42.4> (100)	4,335 <46.8> (100)	996 <10.8> (100)	228 <2.5> (100)	9,033 <97.5> (100)	9,262 <100> (100)

次に、公益法人に係る個別の事態を、第2-2-(4)におけると同様に、(ア)共通的业务、(イ)行政補助的业务及び(ウ)調査研究等业务の区分ごとに示すとともに、19年8月1日現在において当局が個別の事態に対して講じた見直し状況を示すと次のとおりである。

(ア) 共通的业务

随意契約とした理由の妥当性に関して検討の余地があった契約のうち、共通的业务

務に係る個別の事態は、図表3-13のとおりである。

図表3-13 契約内容区分別の件数、支払金額等（共通業務）（公益法人分）  
（単位：件、百万円）

契約内容の区分	契約年度	件数	支払金額	見直し状況（19年8月1日現在）				
				契約済み件数		未契約件数	当該年度限り等件数	
				措置済み	措置未済			
物品	備品・消耗品の購入	17	3	20	1	-	-	2
		17,18	4	207	4	-	-	-
		18	-	-	-	-	-	-
		小計	7	228	5	-	-	2
役務	清掃、警備等の庁舎等維持管理	17	4	15	3	-	-	1
		17,18	19	2,562	18	-	-	1
		18	-	-	-	-	-	-
		小計	23	2,578	21	-	-	2
	庁舎機械設備の保守・管理等	17	2	4	1	-	-	1
		17,18	4	823	4	-	-	-
		18	-	-	-	-	-	-
		小計	6	828	5	-	-	1
	その他の役務	17	11	93	10	-	-	1
		17,18	20	200	12	3	5	-
		18	-	-	-	-	-	-
		小計	31	294	22	3	5	1
計	17	20	134	15	-	-	5	
	17,18	47	3,795	38	3	5	1	
	18	-	-	-	-	-	-	
合計		67	3,929	53	3	5	6	

(注) 「契約年度」の「17,18」は、平成17,18両年度において対応する契約が締結されているものである。図表3-14及び3-15においても同じ。

上記について主な事例を示すと次のとおりである。

< 事例 >

〔備品・消耗品の購入〕

(公a) 環境省関東地方環境事務所では、17年度に、車馬乗り入れ規制標識の購入について、14日間の短期間に3回に分けて、同一の公益法人とそれぞれ少額随契（契約金額は、それぞれ311千円、999千円、981千円）を行っていた。しかし、これらの契約については、標識の納入年月日、支払年月日及び供給先が一部を除き同一であり、一括して競争契約を行うべきであると認められる。

〔清掃、警備等の庁舎等維持管理〕

(公b) 財務省関東財務局では、17、18両年度に、国家公務員宿舎の維持管理業務について、入居者の負担範囲等を定めた関係法令等にあらかじめ習熟し、管理人に対して研修・指導を行える者に委託する必要があるなどの理由により、特定の公益法人と随意契約（契約金額：17年度86,100千円、18年度83,686千円）を行っていた。しかし、当該業務は関係法令等に習熟した業者であれば実施できるものであることから、競争契約が可能であると認められる。

(公c) 厚生労働省山梨労働局甲府公共職業安定所では、17、18両年度に、駐

車場整理業務について、前年度の契約業者であり業務に習熟していることを理由に、特定の公益法人と随意契約（契約金額：17年度4,175千円、18年度4,168千円）を行っていた。しかし、当該業務は一般の警備会社等においても実施できるものであることから、競争契約が可能であると認められる。

〔庁舎機械設備の保守・管理等〕

(公d) 国土交通省関東地方整備局鹿島港湾・空港整備事務所では、17、18両年度に、気象・海象等の観測装置の保守管理及び観測記録の整備業務について、気象に関する豊富な業務経験と高度の専門技術を有していることを理由に、特定の公益法人と随意契約（契約金額：17年度4,830千円、18年度10,227千円）を行っていた。しかし、業務内容は風向風速計や気圧・雨量等測量計の点検保守業務と記録紙の交換整理、記録データの記録簿への転記及び異常値の発生時の調査職員への報告であり、気象に関する高度な知識・技術を求める内容となっておらず、機器の保守点検に関しては他の業者でも実施できるものであることから、競争契約が可能であると認められる。

〔その他の役務〕

(公e) 国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部室蘭港湾事務所では、17、18両年度に、監督測量船の運航、保守点検及び管理等の業務について、道内において業務の遂行を担い得る高い信頼性を有している唯一の法人であることを理由に、特定の公益法人と随意契約（契約金額：17年度14,709千円、18年度14,358千円）を行っていた。しかし、業務の内容からみて、他の業者でも、必要とされる技術水準や組織体制を有し、必要な免許を持った船員がいれば、業務を履行できるものであることから、競争契約が可能であると認められる。

(公f) 防衛省陸上自衛隊八戸駐屯地では、17、18両年度に、水質検査業務について、青森県内に所在する厚生労働大臣の唯一の指定検査機関であることを理由に、特定の公益法人と随意契約（契約金額：17年度3,763千円、18年度3,640千円）を行っていた。しかし、当該業務は厚生労働大臣の登録業者でも実施できるものであることから、競争契約が可能であると認められる。

上記の事例について当局の見直し状況を示すと、17年度限りの契約のもの（公a）及び19年度に競争契約に移行したもの（公b、公c、公d、公e、公f）となっている。

(1) 行政補助的業務

随意契約とした理由の妥当性に関して検討の余地があった契約のうち、行政補助的業務に係る個別の事態は、図表3-14のとおりである。

図表3-14 契約内容区分別の件数、支払金額等（行政補助的業務）（公益法人分）  
（単位：件、百万円）

契約内容の区分	契約年度	件数	支払金額	見直し状況（19年8月1日現在）			
				契約済み件数		未契約件数	当該年度限り等件数
				措置済み	措置未済		
役 データ入力、情報提供	17	2	17	1	-	-	1
	17、18	5	48	5	-	-	-
	18	1	1	1	-	-	-
	小計	8	67	7	-	-	1
務 その他の役務	17	12	178	7	-	-	5
	17、18	10	4,083	7	-	-	2
	18	1	6	-	-	-	1
	小計	23	4,268	14	-	1	8
計	17	14	196	8	-	-	6
	17、18	15	4,132	12	-	1	2
	18	2	7	1	-	-	1
合計		31	4,335	21	-	1	9

上記について主な事例を示すと次のとおりである。

< 事例 >

〔データ入力、情報提供〕

(公g) 総務本省では、17、18両年度に、公益法人に関するデータベースを運用する業務について、当該データベースの開発業者でありシステムの内容を熟知していることなどを理由に、特定の公益法人と随意契約（契約金額：17年度8,662千円、18年度8,610千円）を行っていた。しかし、業務の内容からみて、データベースを運用している他の業者でも実施できることから、競争契約が可能であると認められる。

(公h) 資源エネルギー庁では、17、18両年度に、ガス事業生産動態統計調査におけるデータ入力及び調査票回収、集計作業等の業務について、調査対象事業者の事業内容や実態等を常時把握しており、信頼関係が構築されていることなどを理由に、特定の公益法人と随意契約（契約金額：17年度2,625千円、18年度2,625千円）を行っていた。しかし、当該業務は単純作業であり、他の業者でも実施できるものであることから、競争契約が可能であると認められる。

〔その他の役務〕

(公i) 法務本省では、17、18両年度に、司法試験用法文の印刷について、版下を有しており大幅に経費の節減ができることを理由に、特定の公益法人と随意契約（契約金額：17年度4,769千円、18年度3,305千円）を行っていた。しかし、印刷は他の業者でも実施できることから、競争契約が可能であると認められる。

上記の事例について当局の見直し状況を示すと、19年度に競争契約に移行したもの（公g、公h、公i）となっている。

(ウ) 調査研究等業務

随意契約とした理由の妥当性に関して検討の余地があった契約のうち、調査研究等業務に係る個別の事態は、図表3-15のとおりである。

図表3-15 契約内容区分別の件数、支払金額等（調査研究等業務）（公益法人分）  
（単位：件、百万円）

契約内容の区分	契約年度	件数	支払金額	見直し状況（19年8月1日現在）				
				契約済み件数		未契約件数	当該年度限り等件数	
				措置済み	措置未済			
役 務	調査検討	17	11	155	1	-	2	8
		17、18	9	308	1	2	4	2
		18	1	7	-	-	-	1
		小計	21	471	2	2	6	11
	研究	17	2	46	1	-	-	1
		17、18	1	27	-	1	-	-
		18	-	-	-	-	-	-
		小計	3	74	1	1	-	1
	広報	17	9	344	7	-	-	2
		17、18	2	105	1	1	-	-
		18	-	-	-	-	-	-
		小計	11	449	8	1	-	2
計	17	22	547	9	-	2	11	
	17、18	12	440	2	4	4	2	
	18	1	7	-	-	-	1	
合計		35	996	11	4	6	14	

上記について主な事例を示すと次のとおりである。

< 事例 >

〔調査検討〕

(公j) 総務本省では、17年度に、効率的・効果的な電子自治体のシステムを構築するための調査研究事業を管理するプロジェクトマネジメント業務について、中立的な立場で行えることを理由に、特定の公益法人と随意契約（契約金額50,190千円）を行っていた。しかし、仕様書にその旨を明記し中立性が確保されれば、業者を特定する必要はなく、競争契約が可能であると認められる。

〔研究〕

(公k) 消防庁では、17年度に、消防救急無線の広域化、共同化等に関する調査研究について、専門的な知識及びノウハウを有していること、前年度に実施した調査の知見が必要になることを理由に、特定の公益法人と随意契約（契約金額11,358千円）を行っていた。しかし、当該業務は消防救急無線に関する技術、ノウハウを有する他の業者でも実施できることから、総合評価方式による競争契約が可能であると認められる。

〔広報〕

(公l) 内閣本府では、17年度に、京都迎賓館の一般参観に対応する業務につ

いて、特定の公益法人から提案を受けて、当該公益法人と随意契約（契約金額15,543千円）を行っていた。しかし、他にも同様の業務を行う業者がいることから、競争契約が可能であると認められる。

(公m) 資源エネルギー庁では、17年度に、電源立地推進調整事業の一環として実施する「原子力の日」ポスターコンクールについて、教育関係者との調整能力を有し、専門的知見を活用できることを理由に、特定の公益法人と随意契約（契約金額81,995千円）を行っていた。しかし、この業務は「原子力の日」に関するイベント的な企画事業の要素に加え、教育関係者等との調整を要するものであるが、イベント的な企画事業を行う業者は他にも多数いることから、企画競争が可能であると認められる。

上記の事例について当局の見直し状況を示すと、18年度に一部を除いて競争契約に移行したもの（公j）、18年度には企画競争を実施し、19年度から総合評価方式による競争契約に移行することを検討中のもの（公k）、18年度に競争契約に移行したもの（公l）及び18年度に企画競争を実施したもの（公m）となっている。

#### (5) 公益法人による再委託と随意契約とした理由との整合性

公益法人に係る個別の事態のうち、契約相手方である公益法人が契約対象業務を再委託しているもので、随意契約とした理由との整合性に関して疑義がある個別の事態について事例を示すと、次のとおりである。

##### < 事例 >

(公n) 国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所では、17、18両年度に、防雪対策施設の健全度評価、効果的管理手法の検討等の業務について、雪対策等に関する高度な専門的知識と豊富な経験を有する唯一の法人であることを理由に、特定の公益法人と随意契約（契約金額：17年度47,880千円、18年度32,025千円）を行っていた。そして、仕様書等では、簡易な業務については再委託の承認の必要がないとされていることから、契約相手方である公益法人は、調査結果の整理、機器の設置及び撤去等の業務を簡易な業務であるとして同事務所の承認を得ずに民間のコンサルタント会社等に随意契約金額の過半を再委託していた。しかし、再委託されていた業務の中には技術的に高度なものが含まれると考えられることなどから、当該公益法人を随意契約の相手方とした理由との整合性に疑義がある。

上記の事例については、18年度限りの契約となっている。

#### 4 契約の透明性の向上に向けた体制整備の状況

前項2、3においては、随意契約とした理由の妥当性に関して検討の余地があったと認められる事態が多数見受けられた。その背景として、限られた時間の中で多数の契約を処理する必要があることから、契約事務の負担軽減が可能な随意契約に依存しがちになる面があると考えられ、このことが結果的に随意契約とする理由の妥当性の検討に影響するとも考えられる。そこで、各省庁の内部部局を対象として、契約担当職員の配置状況、随意契約とした理由の審査体制、契約情報の公表状況等について検査した。

##### (1) 契約担当職員の配置状況

各省庁における契約は、各部局課からの調達要求に基づき、契約担当部局において締結されるが、契約締結事務に携わる内部部局の契約担当官等を含む契約担当職員の配置状況（18年4月1日現在）は、図表4-1のとおりである。

これによると、各省庁の内部部局における契約担当職員の数（実員）は、全体では契約担当官等166人を含めて1,248人であり、各省庁別ではそれぞれ予算規模、所掌事務等が異なることなどもあり、最小3人から最大164人（全体の平均31.2人）となっている。

一方、各府省等においては、公共調達の適正化に向けた政府の取組の一環として実施した随意契約点検の結果、可能なものについては公告等の手続が必要となる競争契約等に移行することとしており、これに伴い、従来に比べ契約事務量の増加が予想される。このような状況の下、省庁によっては、定員増が望めないため、契約担当部局において各部局課に対し調達要求を早期に行うよう周知したり、システムを利用し契約事務に要する調書等を作成したりするなどの工夫をしながら、これに対応しているところもある。

図表4-1 省庁別の内部部局における契約担当職員の配置状況（平成18年4月1日現在）

(単位：人、%)

省庁	区分	内部部局における契約担当官等の数(A)	左を含む契約担当職員数(B)	参 考	
				内部部局の定員数(C)	左のうち契約担当職員の占める割合(B)/(C)
内閣	内閣官房	5	17	680	2.5
	内閣法制局	1	3	77	3.9
	人事院	1	9	473	1.9
内閣府	内閣本府	10	41	930	4.4
	宮内庁	1	58	904	6.4
	公正取引委員会	1	4	564	0.7
	警察庁	1	14	1,768	0.8
	金融庁	2	8	978	0.8
	総務省	総務本省	8	37	2,549
総務省	公害等調整委員会	1	4	38	10.5
	消防庁	1	3	147	2.0
	法務省	法務本省	2	10	810
法務省	公安調査庁	1	7	354	2.0
	外務省	3	38	2,140	1.8
財務省	財務本省	6	27	1,677	1.6
	国税庁	1	17	675	2.5
文部科学省	文部科学本省	12	85	1,729	4.9
	文化庁	1	31	230	13.5
厚生労働省	厚生労働本省	30	94	2,968	3.2
	中央労働委員会	2	7	113	6.2
	社会保険庁	1	8	296	2.7
農林水産省	農林水産本省	8	114	3,404	3.3
	林野庁	2	11	622	1.8
	水産庁	6	20	775	2.6
経済産業省	経済産業本省	10	164	2,419	6.8
	資源エネルギー庁	2	28	447	6.3
	特許庁	1	18	2,716	0.7
	中小企業庁	1	5	193	2.6
国土交通省	国土交通本省	15	102	4,156	2.5
	気象庁	1	16	1,210	1.3
	海上保安庁	1	13	1,062	1.2
	海難審判庁	1	5	39	12.8
環境省		11	48	732	6.6
防衛省	防衛本省	1	17	698	2.4
	防衛施設庁	2	10	550	1.8
国会	衆議院	3	53	1,786	3.0
	参議院	1	10	1,364	0.7
	国立国会図書館	5	37	934	4.0
裁判所		1	38	1,044	3.6
会計検査院		3	17	1,293	1.3
合計		166 (4.1)	1,248 (31.2)	45,544	(2.7)

注(1) 契約担当職員とは、契約担当官等のほか、これらの代行機関や契約事務を担当する補助者として任命されている者（実員）及びこれら以外で事務分担表等において契約事務を担当することとされている者（実員）をいう。

注(2) ( ) 書きは省庁全体の平均である。

## (2) 随意契約とした理由の審査体制

随意契約とした理由の妥当性に関する事前の審査体制については、図表4-2のとおり、19年4月1日現在で、すべての省庁において、契約担当部局が通常の契約締結事務の決裁を行う中で審査を行っている。また、これに加えて、23省庁においては内部規程等に基づき設置された審査委員会等が、14省庁においては監査担当部局が、それぞれ又は重ねて審査を行っているとしている。また、契約権限を大臣官房会計課等以外の他の部局にも委任するなどしている11省庁においては、大臣官房会計課等やそれ以外の審査組織において重ねて審査を行っている。

契約の審査において、内部牽制機能の充実を図っている事例を参考に示すと次のとおりである。

### <参考事例>

海上保安庁では、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」<sup>(注5)</sup>  
(昭和55年政令第300号)に規定する特定調達契約に係る随意契約とした理由の妥当性について、契約担当部局である総務部政務課予算執行管理室が審査するほか、内部監査機関としての職責も有する総務部主計管理官や総務部政務課長を委員長とし他部課の課長等を委員として構成された随意契約審査委員会もこれを審査する重層的な審査体制を採っている。

17年度において、上記随意契約審査委員会の審査の結果、特定調達契約において随意契約を実施することが不相当と判断され、一般競争契約に移行した例がある。

(注5) 特定調達契約 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)に掲げるサービスに係る役務等の調達のため締結される契約をいう。

審査に当たっての審査基準等についてみると、基本的に会計法令や「公共調達の適正化について」(平成18年財計第2017号)等の共通的な基準に従い審査を実施しているが、図表4-2のとおり、法務本省、文部科学本省及び文化庁の3省庁においては、工事請負契約について、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」等の条項を適用して随意契約を行う場合に、これに該当する具体的なケースをあらかじめ例示しておき、これらに基づいた審査を行っている。また、15省庁においては、上記の財務省通知において随意契約が可能とされている場合をより具体化するなどして独自の審査基準を作成し、審査を実施している。

図表4-2 省庁別の随意契約に関する審査体制等の状況

省庁	区分	随意契約とした理由の妥当性に関する事前審査の体制（19年4月1日現在）					随意契約に関する内部監査		
		審査を実施している組織				独自に作成した審査基準等の有無	実施年度		監査結果のデータベース化の有無（19年4月1日現在）
		契約担当部局	審査委員会等	監査担当部局	その他の審査組織		17年度	18年度	
内閣	内閣官房			-	-	-			
	内閣法制局		-	-	-	-	-		-
	人事院				-				-
内閣府	内閣本府			-	-	-			
	宮内庁		-	-	-	-			-
	公正取引委員会			-	-	-			-
	警察庁			-	-	-			-
	金融庁			-	-	-			-
総務省	総務本省		-	-	-	-			-
	公害等調整委員会		-	-	-	-	本省で実施		-
	消防庁		-	-	-	-	-	-	-
法務省	法務本省								-
	公安調査庁		-		-	-			-
外務省			-	-	-				-
財務省	財務本省		-	-	-	-			
	国税庁		-	-	-	-	本省で実施		
文部科学省	文部科学本省		-	-	-				一部
	文化庁		-	-	-		本省で実施		一部
厚生労働省	厚生労働本省		-	-	-				-
	中央労働委員会		-	-	-		本省で実施		-
	社会保険庁				-				-
農林水産省	農林水産本省			-					一部
	林野庁			-					一部
	水産庁			-					一部
経済産業省	経済産業本省			-					-
	資源エネルギー庁		-	-			本省で実施		-
	特許庁		-	-	-		本省で実施		-
	中小企業庁		-	-			本省で実施		-

区分	随意契約とした理由の妥当性に関する事前審査の体制（19年4月1日現在）					随意契約に関する内部監査		
	審査を実施している組織				独自に作成した審査基準等の有無	実施年度		監査結果のデータベース化の有無（19年4月1日現在）
	契約担当部局	審査委員会等	監査担当部局	その他の審査組織		17年度	18年度	
省庁								
国土交通省	国土交通本省			-				-
	気象庁				-			
	海上保安庁				-			
	海難審判庁			-	-	-	本省で実施	-
環境省				-				
防衛省	防衛本省			-	-			-
	防衛施設庁		-	-	-			-
国会	衆議院			-	-	-	-	-
	参議院			-	-	-		-
	国立国会図書館			-	-			
裁判所				-	-			
会計検査院				-				一部
合計		40	23	14	11	18		

注(1) 「その他の審査組織」とは、契約権限が大臣官房会計課等以外の他の部局にも委任されている場合の審査を行うこととされている大臣官房会計課等及び大臣官房会計課等が契約担当部局である場合の審査を行うこととされている総括審議官、官房参事官等をいう。

注(2) 「随意契約に関する内部監査」の「」は、監査計画上、随意契約に関する監査を重点事項に掲げて監査を実施したことを示し、「」は、同計画上、一般的な監査項目として取り扱い監査を実施したことを示す。また、「一部」は、蓄積したデータについて監査担当部局等一部の職員のみが閲覧可能な状況を示す。

### (3) 内部監査の実施状況

各省庁の内部部局の内部監査機関が、17年度又は18年度に実施した随意契約に関する内部監査の状況をみると、図表4-2のとおり、内部監査を行った省庁はすべて、随意契約に関する監査を実施している。特に、23省庁においては、17、18両年度共に随意契約とした理由の妥当性の検証を重点事項とし、監査計画、監査方針等において具体的にその取扱いを定めている。その事例を参考に示すと次のとおりである。

< 参考事例 >

財務省会計課監査室では、平成18年度会計監査計画上、監査項目を「最重点項目」、「重点項目」及び「その他の項目」に区分し、「最重点項目」においては、例えば、「随意契約の合規性」、「同一の者との複数回の契約」等を監査項目と

し、また、「重点項目」においては、例えば、「企画競争の可能性の検討等」、「委託契約の再委託」及び「随意契約理由の審査・決裁体制」等を監査項目としている。そして、これらの監査項目ごとに更に詳細な評価項目を記載したチェックリストを作成し、監査の際に使用している。

一方、内部監査の結果による指示・指摘事項や見直し事例については、一部の関係者だけにとどめず、当該省庁の他部署における執務の参考とさせて適切な会計事務処理に資するようすることが重要である。そのためには、各省庁において事例のデータベース化を行うなどして情報の蓄積と共有化を図ることが望ましいと考えられる。

このような取組の事例としては、8省庁においては、内部監査の結果をイントラネットに掲示し、全職員が閲覧可能な状況としており、6省庁においては、監査担当部局等一部の職員が閲覧できる状況としている。一方、データベース化には至っていない省庁も相当数見受けられる。

#### (4) 随意契約等の公表状況

各省庁が締結する契約内容の事後の公表については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」、「公共調達の適正化について」等の根拠法令等において定められている。これらの根拠法令等ごとに、公表対象の契約、公表時期、公表方法及び公表項目を比較すると、図表4-3のとおりであり、根拠法令等において公表すべきと定められている項目（以下「各種契約情報」という。）は、おおむね公表されている。

図表4-3 各種契約情報の公表（契約締結後の公表）状況

根拠法令等	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」	「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」	「随意契約に関する事務の取扱い等について」	「公共調達の適正化について」	「行政効率化推進計画」
公表対象の契約	公共工事	物品等又は特定役務（特定調達契約）	特定調達契約に該当しないすべての随意契約（少額随契等を除く。）	すべての契約（少額随契等を除く。）	すべての契約（少額随契を除く。）
公表時期	遅滞なく	落札者等決定日の翌日から起算して72日以内	契約締結後72日以内	契約締結後72日以内	競争...毎年度随契...指定なし
公表方法	公衆の見やすい場所に掲示、公衆の閲覧に供する方法又はインターネット	官報により公示	ホームページにおいて公表	ホームページにおいて公表	競争...指定なし随契...ホームページにおいて公表
公表項目					
物品役務等の名称及び数量					
公共工事の名称、場所、概要及び種別					
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地					
入札参加者の名称					
入札金額					
入札参加資格					
落札決定日					
落札者					
落札金額					
低入札価格調査制度を適用した場合の経緯					
総合評価方式により落札者を決定した場合におけるその者を落札者とした理由					
契約を締結した日					
契約の相手方の名称及び住所					
契約の相手方を決定した手続					
契約金額					
工期(着手・完成)					
入札公告日又は公示日					
随意契約の理由					
一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）					
予定価格					
落札率					(一定金額以上、一覧表)
所管公益法人が随意契約の相手方である場合、当該法人の役員のうち所管府省退職者の再就職者の数					
一般競争入札の状況(一般競争/競争入札)					
公募型指名競争入札の状況(公募型指名競争/指名競争入札)					

注(1) は、根拠法令等において、公表すべきとされている項目である。これらの項目については、おおむね公表されている。

注(2) は、随意契約について公表することとされている項目である。

公表方法についてみると、根拠法令等によって、公衆の閲覧に供する方法、官報により公示する方法又はホームページに掲載する方法などの違いがあるが、近年インターネットが広く普及し、これを利用した情報の入手が一般的になっている。

そこで、各種契約情報の公表方法のうち、各省庁のホームページを用いた公表状況（19年5月末現在）をみると、図表4-4のとおり、ホームページ上で公表することとされている各種契約情報については、ほとんどの省庁において記載されているが、ごく一部の省庁では全部又は一部が掲載されていなかった。また、ホームページでの公表が義務づけられていない「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に基づく各種契約情報についても、23省庁においてホームページに掲載する方法が採られている。

図表4-4 各省庁のホームページを用いた公表状況（平成19年5月末現在）

省庁		「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」	「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」	「随意契約に関する事務の取扱い等について」	「公共調達の適正化について」	「行政効率化推進計画」
内閣	内閣官房	-				
	内閣法制局	-	官報		-	
	人事院	-				
内閣府	内閣本府	-				
	宮内庁			×		
	公正取引委員会	-	×			
	警察庁	・ 掲示				
	金融庁	-				
総務省	総務本省	-				
	公害等調整委員会	-	-			
	消防庁	-	官報			
法務省	法務本省	掲示				
	公安調査庁	-				
外務省		掲示				
財務省	財務本省					
	国税庁					
文部科学省	文部科学本省					
	文化庁					
厚生労働省	厚生労働本省					
	中央労働委員会	-	-			
	社会保険庁	-	官報			
農林水産省	農林水産本省					
	林野庁		官報			
	水産庁	×	官報			
経済産業省	経済産業本省		官報			
	資源エネルギー庁	-	官報			
	特許庁		官報			
	中小企業庁	-	官報			
国土交通省	国土交通本省	・ 掲示				
	気象庁					
	海上保安庁	掲示	官報			
	海難審判庁	-	-			
環境省		掲示	官報			
防衛省	防衛本省	-	官報			
	防衛施設庁	-	-			
国会	衆議院					対象外
	参議院					対象外
	国立国会図書館					対象外
裁判所		・ 掲示				対象外
会計検査院						対象外
合計（「 」）		13	23	39	38	19

(注) 各省庁の調達情報に関するホームページ上で公表されている情報をまとめたものである。

なお、凡例は以下のとおりである。

「 」...根拠法令等どおりに公表しているもの 「 」...一部を除いて公表しているもの

「 - 」...公表対象となる契約がないもの

「 掲示 」...公衆の見やすい場所に掲示しているが、ホームページでは公表していないもの

「 官報 」...官報により公示はしているが、ホームページでは公表していないもの

「 × 」...公表していないもの（以前は公表していたが、19年5月末時点では公表していないものも含む。）

「 対象外 」...公表の対象となっていない省庁

これらのホームページによる各種契約情報の公表については、透明性の向上の面から、アクセスのしやすさ、情報入手の利便性が重要であると考えられる。そこで、各省庁におけるホームページでの掲載状況をみると、ほとんどの省庁ではトップページに「調達情報」等の掲載項目を設け、そこからリンク先のページで公表を行っている。しかし、リンク先ページの掲載項目名からは、掲載されている各種契約情報がどのような根拠法令等に基づいて公表されたものなのかが分かりにくいものがあるなど、契約情報へのアクセスの面で利便性に欠けるものも見受けられた。

前記の「公共調達の適正化について」では、少額随契等を除くすべての契約について公表することとされているが、上記の状況について、この財務省通知に基づく契約情報を例にとると、図表4-5のとおりである。これによると、最初のリンク先ページの掲載項目名で直ちに「公共調達の適正化について」に基づく契約情報であることが分かる省庁がある一方、複数回のクリック操作を繰り返さないとそのことが分からない省庁や公表の根拠法令等を示していない省庁もある。また、一部の省庁の外局の中には、本省のホームページで掲載しているがその旨の説明を記載していないものもみられる。

図表4-5 「公共調達の適正化について」に基づく各省庁の契約状況の公表状況（平成19年7月末現在）

省庁		区分	トップページ上での表示	最初のリンク先ページの掲載項目名	「公共調達の適正化について」に基づく契約情報であることが示されているページ	左に至るまでのクリック回数
内閣	内閣官房		調達情報	内閣官房の調達情報	内閣本府の「調達情報」へリンク	4
	内閣法制局		調達情報・電子入札	公共調達の適正化に係る情報の公表	同左	1
	人事院		政府調達	競争入札の実施状況 随意契約の実施状況	一覧表	2
内閣府	内閣本府		調達情報	公共調達に関する公表	公共調達の適正化についてに基づく競争入札に係る情報の公表 公共調達の適正化についてに基づく随意契約に係る情報の公表	2
	宮内庁		調達情報について	公共調達の適正化について	同左	1
	公正取引委員会		調達情報	公共調達の適正化に係る情報の公表	同左	1
	警察庁		調達情報	調達情報	一覧表	3
	金融庁		予算・決算・調達	公共調達の適正化に基づく情報の公表	同左	1
	総務省	総務本省(本省会計課) (統計局)		調達情報・電子入札	調達情報	公共調達の適正化に基づく公表 公共調達の適正化に基づく公表
	公害等調整委員会		公共調達に係る公表	公共調達の適正化に基づく公表	同左	1
	消防庁		随意契約に関する公表	平成18年度の随意契約	一覧表	3
法務省	法務本省		政府調達情報	(公共調達の適正化)契約に係る情報の公表について	同左	1
	公安調査庁		ホームページ上に記載が無い(本省で掲載)。			
外務省			調達・入札	公共調達の公表	一覧表	3
財務省	財務本省		調達情報	公共調達の適正化に係る情報の公表について	同左	1
	国税庁		調達情報・公売情報	公共調達の適正化に係る情報の公表について	同左	1
文部科学省	文部科学本省		調達総合案内(工事・物品等)	公共調達の適正化について	同左	1
	文化庁		ホームページ上に記載が無い(本省で掲載)。			
厚生労働省	厚生労働本省		調達情報	契約締結状況	一覧表	5
	中央労働委員会		調達関係情報	契約締結状況	一覧表	4
	社会保険庁		調達関係情報	契約締結状況	一覧表	3
農林水産省	農林水産本省		調達情報・その他公表事項	契約に係る情報の公表	一覧表	4
	林野庁(国有林野事業特別会計)			国有林野事業特別会計に関する調達関係情報	一覧表	3
	(一般会計、森林保険特別会計)		調達関係情報	ホームページ上に記載が無い(本省で掲載)。		
	水産庁		調達情報	ホームページ上に記載が無い(本省で掲載)。		

省庁		区分		左に至るまでのクリック回数	
		トップページ上での表示	最初のリンク先ページの掲載項目名		「公共調達の適正化について」に基づく契約情報であることが示されているページ
経済産業省	経済産業本省	調達情報	調達情報の案内・落札情報一覧等	落札情報一覧等・公共調達の適正化についてに基づく競争入札に係る情報の公表	2
	資源エネルギー庁	調達情報	随意契約締結状況	一覧表	3
	特許庁(委託情報)	調達情報・公募情報 (請負契約等)	契約締結状況・委託情報	一覧表[記載無し]	3
			契約締結状況・請負契約等	一覧表	4
	中小企業庁	入札・調達・公募案内	公共調達の適正化に係る情報の公表	同左	1
国土交通省	国土交通本省	調達情報	政府調達	一覧表[記載無し]	5
	気象庁	調達情報	落札情報	一覧表[記載無し]	3
	海上保安庁	随意契約の公表	海上保安庁一般競争契約等の公表・一覧表による公表	一覧表	2
	海難審判庁	入札・契約情報	契約情報	随意契約結果書[記載無し]	3
環境省		調達情報	契約締結情報の公表	契約締結情報の公表：平成19年度契約	3
防衛省	防衛本省	調達情報	内部部局 政府調達関連公告等	公共調達の適正化についてに基づく情報の公表について	3
	防衛施設庁	調達関係情報	契約に係る情報	一覧表	5
国会	衆議院	衆議院入札・契約情報	調達情報・各種ドキュメント	一覧表	3
	参議院(物品・役務)	調達関連情報 (公共工事)	物品・役務の発注、契約情報	一覧表	3
			公共工事などの発注、契約情報	公共調達の適正化についてに基づく競争入札に係る情報の公表 公共調達の適正化についてに基づく随意契約に係る情報の公表	2
	国立国会図書館	調達情報	契約情報	競争入札に係る情報 随意契約に係る情報	3
裁判所		調達・公募情報	公示・公表	一覧表	6
会計検査院		調達情報	公共調達の公表	予算執行関係(随意契約の公表) 物品、役務等関係(競争入札の公表)	4

(注) 「「公共調達の適正化について」に基づく契約情報であることが示されているページ」とは、当該ページの掲載項目名、一覧表の標題又は掲載項目の説明の中で、「公共調達の適正化について」の契約情報であることが示されているページである。また、同欄の「[記載無し]」は、「公共調達の適正化について」に基づくことが示されていないものである。

#### (5) 契約の適正化に向けた政府の取組

国の契約は、これを公正かつ厳正に運用すべきことは当然として、競争性及び透明性を確保することもそれに劣らず重要である。しかし、昨今、各府省等における公益法人等との契約の運用実態に関しては、安易に随意契約を行うなどの問題があるとの指摘がなされている。

このような状況等を踏まえ、政府においては、現在、随意契約の適正化（競争性、

透明性の向上)に向けた取組を進めており、前記第1-3-(2)で記述した随意契約点検もその一環として行われたものである。また、前記の「公共調達に適正化について」においても、随意契約の適正化を図るための措置、再委託の適正化を図るための措置、契約に係る情報の公表、随意契約についての内部監査の措置等を講じることとされている。

また、各府省等は、上記の随意契約点検を踏まえて「随意契約見直し計画」(改訂)を作成しているが、この見直し状況については、現在フォローアップが行われているところである。

## 5 随意契約先公益法人における所管府省退職者の再就職者数

対象随意契約のうち各府省が所管公益法人と締結している契約の件数、金額等は、前記の第2-3-(1)に記述したとおり（図表3-3参照）であるが、これらの契約の相手方となっている所管公益法人（以下「随契先公益法人」という。）の数は、図表5-1のとおりである。

これによると、所管公益法人の全体数は、18年4月1日現在で6,789法人であるが、このうち18.0%の1,223法人が随契先公益法人となっている。これを所管府省（公益法人の指導監督等に係る事務を実施している府省（地方支分部局を含む。）をいう。以下同じ。）別にみると、随契先公益法人の数が多いのは、厚生労働省、国土交通省、経済産業省等であり、所管公益法人の半数以上が随契先公益法人となっているのは、環境省及び防衛省である。

これらの随契先公益法人1,223法人について、18年4月1日現在における所管府省退職者<sup>(注6)</sup>の再就職者の状況をみると、調査の協力を得て提出された調査票等から把握できた範囲では、図表5-1及び5-2のとおりとなっている。

これによると、所管府省退職者の再就職者が在籍有りとしているのは、1,223法人の78.7%に当たる962法人である。そして、この962法人における所管府省退職者の再就職者数は9,993人であるとしており、1法人当たり平均10.3人となっている。これを所管府省別にみると、再就職者数が多いのは、国土交通省、厚生労働省等であり、所管府省退職者の再就職者が在籍している随契先公益法人数が多いのは、国土交通省、厚生労働省、経済産業省等となっている。

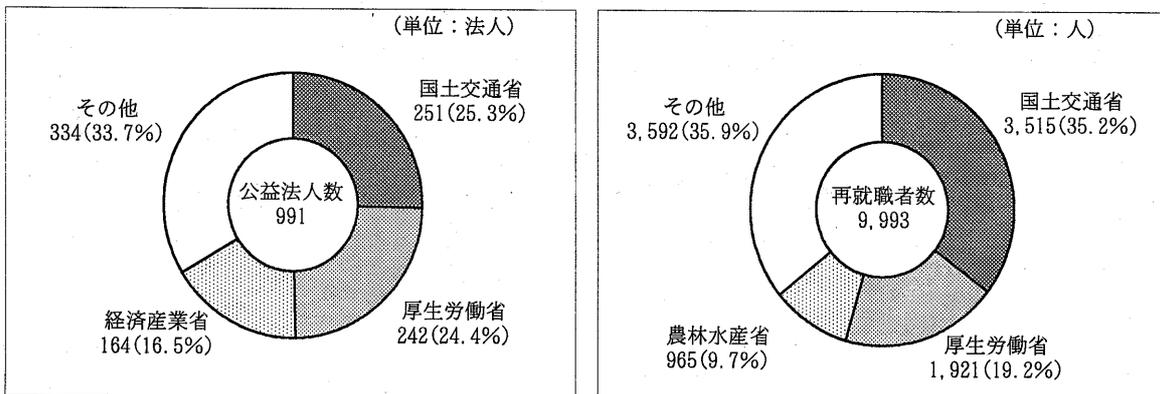
（注6） 所管府省退職者の再就職者 国の行政機関に常勤の職員として職務に従事した者で、国家公務員を退職し、随契先公益法人（次項6においては、随契先公益法人からの再委託先）に再就職した者をいい、人事交流による出向等は含まない。

図表5-1 随契先公益法人への所管府省退職者の再就職者の状況(平成18年4月1日現在)  
(単位：法人、人、百万円)

区分 所管府省	所管公益 法人数(A)	随契先公益 法人数(B)	(B)のうち所管府省退 職者の再就職者の在籍 の有無別法人数		(C)におけ る所管府省 退職者の再 就職者数 (D)	1法人当た りの平均再 就職者数 (D)/(C)	(C)の随契先公益法 人への随契支払額	
		((B)/(A))	「有」(C) ((C)/(B))	「無」			17年度	18年度(12 月まで)
内閣府	89	35 (39.3%)	27 (77.1%)	8	120	4.4	4,750	1,912
警察庁	48	6 (12.5%)	6 (100%)	-	72	12.0	54	5
金融庁	133	2 (1.5%)	1 (50.0%)	1	3	3.0	1	-
総務省	309	38 (12.3%)	33 (86.8%)	5	296	8.9	5,111	1,381
法務省	138	54 (39.1%)	11 (20.4%)	43	893	81.1	23,322	16,016
外務省	223	31 (13.9%)	22 (71.0%)	9	60	2.7	4,806	2,045
財務省	709	13 (1.8%)	11 (84.6%)	2	101	9.1	4,221	1,296
文部科学省	1,940	160 (8.2%)	82 (51.3%)	78	246	3.0	12,972	7,908
厚生労働省	1,128	288 (25.5%)	242 (84.0%)	46	1,921	7.9	28,812	18,680
農林水産省	443	94 (21.2%)	90 (95.7%)	4	965	10.7	11,037	4,300
経済産業省	829	192 (23.2%)	164 (85.4%)	28	750	4.5	68,807	19,323
国土交通省	1,155	285 (24.7%)	251 (88.1%)	34	3,515	14.0	186,474	50,470
環境省	94	55 (58.5%)	38 (69.1%)	17	135	3.5	6,419	1,183
防衛省	22	13 (59.1%)	13 (100%)	-	916	70.4	1,992	620
合計	6,789	1,223 (18.0%)	962 (78.7%)	261	9,993	10.3	358,786	125,144

注(1) 「所管公益法人数」、「随契先公益法人数」及び「(B)のうち所管府省退職者の再就職者の在籍の有無別法人数」の合計は、共管公益法人の重複を除く実数である。  
注(2) 「(C)の随契先公益法人への随契支払額」は、国から再就職者が在籍している随契先公益法人への随意契約に係る支払金額である。

図表5-2 所管府省退職者の在籍公益法人数及び再就職者数



(注) 公益法人数の991法人は、共管公益法人の重複(29法人)を含んだ数である。

これら所管府省退職者の再就職者数を従業員及び役員に区分すると、図表5-3のとおり、従業員は全体で6,301人（うち常勤数5,932人）、役員は3,692人（同1,290人）となっている。ただし、1法人当たりの平均再就職者数をみると、役員の方が多くなっている所管府省もある。また、所管府省退職者の再就職者数を規模別にみると、図表5-4のとおり、再就職者数が1人しかいない法人が全体の2割近くを占めている一方、10人以上いる法人も同様に2割程度を占めている。

図表5-3 随契先公益法人への所管府省退職者の再就職者数の内訳(平成18年4月1日現在)  
(単位：法人、人)

区分 所管府省	所管府省退職者の再就職者が在籍している随契先公益法人数(A)	随契先公益法人における所管府省退職者の再就職者数						1法人当たりの平均再就職者数		
		合計		従業員数		役員数		(B)/(A)	(C)/(A)	(D)/(A)
		(B)	常勤数	(C)	常勤数	(D)	常勤数			
内閣府	27	120	44	54	27	66	17	4.4	2.0	2.4
警察庁	6	72	64	50	50	22	14	12.0	8.3	3.6
金融庁	1	3	2	-	-	3	2	3.0	-	3.0
総務省	33	296	202	166	160	130	42	8.9	5.0	3.9
法務省	11	893	838	852	827	41	11	81.1	77.4	3.7
外務省	22	60	21	9	9	51	12	2.7	0.4	2.3
財務省	11	101	71	60	58	41	13	9.1	5.4	3.7
文部科学省	82	246	86	60	50	186	36	3.0	0.7	2.2
厚生労働省	242	1,921	1,626	1,418	1,338	503	288	7.9	5.8	2.0
農林水産省	90	965	601	494	462	471	139	10.7	5.4	5.2
経済産業省	164	750	431	251	229	499	202	4.5	1.5	3.0
国土交通省	251	3,515	2,515	2,148	2,063	1,367	452	14.0	8.5	5.4
環境省	38	135	46	25	18	110	28	3.5	0.6	2.8
防衛省	13	916	675	714	641	202	34	70.4	54.9	15.5
合計	962	9,993	7,222	6,301	5,932	3,692	1,290	10.3	6.5	3.8

(注) 「所管府省退職者の再就職者が在籍している随契先公益法人数」の合計は、共管公益法人の重複を除く実数である。以下の図表においても同じ。

図表5-4 随契先公益法人への所管府省退職者の再就職者数の規模別法人数(平成18年4月1日現在)

(単位：法人、%)

区分 所管府省	所管府省退職者の再就職者が在籍している随契先公益法人数	再就職者数の規模別法人数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上
内閣府	27	4	9	7	3	-	-	2	-	-	2
警察庁	6	-	1	2	-	-	-	-	-	-	3
金融庁	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
総務省	33	3	4	4	-	2	4	3	-	3	10
法務省	11	7	-	1	-	-	-	-	-	-	3
外務省	22	8	3	6	2	1	1	-	-	1	-
財務省	11	3	-	1	-	2	2	-	-	-	3
文部科学省	82	33	14	14	3	6	3	3	2	2	2
厚生労働省	242	48	31	26	29	25	17	19	10	5	32
農林水産省	90	8	3	4	6	7	12	11	2	9	28
経済産業省	164	38	31	21	16	13	13	6	5	7	14
国土交通省	251	28	21	21	17	15	13	17	14	18	87
環境省	38	11	7	6	6	3	-	1	2	-	2
防衛省	13	-	-	-	-	1	1	-	-	-	11
合計	962	191	124	114	82	75	66	62	35	45	197
	(構成比)	(19.3)	(12.5)	(11.5)	(8.3)	(7.6)	(6.7)	(6.3)	(3.5)	(4.5)	(19.9)

(注) 「再就職者数の規模別法人数」の合計の法人数は、共管公益法人の重複を含んだ数であり、( )書きは、この重複を含めた延べ991法人に対する構成比である。

6 再委託先への所管府省及び当該公益法人それぞれの退職者の再就職者数

随契先公益法人を相手方とする対象随意契約で予定価格が300万円を超えるもののうち、17年度又は18年度のいずれかの年度の再委託支払金額が年間合計1000万円を超えている再委託先の数をみると、図表6-1のとおりである。

これによると、再委託先は全体で528者（再委託元の随契先公益法人は122法人）であり、所管府省別にみると、経済産業省所管及び国土交通省所管の随契先公益法人からの再委託先だけで77.6%（再委託先の重複を含めた延べ数による比率）を占めている。

図表6-1 随契先公益法人からの再委託の状況

(単位：法人、百万円)

所管府省	内閣府	総務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省
再委託元の随契先公益法人数	1	4	1	1	2	5
再委託元の随契先公益法人への随契支払額	17年度	2,844	-	2,619	635	1,309
	18年度(12月まで)	925	166	77	1,136	211
再委託先の数	7	15	1	35	19	5

農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省	合計
10	54	32	10	3	122
1,361	34,674	5,293	1,582	157	50,478
774	445	18,947	352	-	23,363
20	275	165	19	6	(567) 528

注(1) 「再委託元の随契先公益法人への随契支払額」は、国からの再委託元である随契先公益法人への随意契約に係る支払金額であり、再委託支払額の財源となる。

注(2) 「再委託元の随契先公益法人数」の合計は、共管公益法人の重複を除く実数である。

注(3) 「再委託先の数」の合計は、再委託先の重複を除く実数であり、( )書きは重複分を含む延べ数である。図表6-2及び6-3においても同じ。

(1) 再委託先への所管府省退職者の再就職者数

上記の再委託先528者について、前項5と同様に、調査票等で把握できた範囲で18年4月1日現在における所管府省退職者の再就職者の状況をみると、図表6-2のとおり、在籍無しとしているのは29者、在籍有りとしているのは27者、所管府省より調査困難等との回答があったものは472者である。そして、この27者における所管府省退職者の再就職者数は96人であるとしており、1者当たり平均3.5人となっている。

図表6-2 再委託先への所管府省退職者の再就職者の状況(平成18年4月1日現在)

(単位:法人、人)

区分 所管府省	再委託先の数	左のうち所管府省退職者の再就職者の在籍の有無別数			(A)における所管府省退職者の再就職者数(B)	1者当たりの平均再就職者数(B)/(A)
		「有」(A)	「無」	「調査困難等」		
内閣府	7	1	6	-	1	1.0
総務省	15	-	-	15	-	-
外務省	1	-	-	1	-	-
財務省	35	-	-	35	-	-
文部科学省	19	5	14	-	9	1.8
厚生労働省	5	1	1	3	4	4.0
農林水産省	20	3	-	17	15	5.0
経済産業省	275	13	1	261	52	4.0
国土交通省	165	1	-	164	5	5.0
環境省	19	3	16	-	10	3.3
防衛省	6	-	1	5	-	-
合計	528	27	29	472	96	3.5

注(1) 「左のうち所管府省退職者の再就職者の在籍の有無別数」の合計は、再委託先の重複を除く実数である。

注(2) 「調査困難等」は、所管府省より、資料がないなどのため再委託先への所管府省退職者の再就職の調査が困難、不能との回答があった再委託先の数である。図表6-3においても同じ。

これら所管府省退職者の再就職者数を従業員及び役員に区分すると、図表6-3のとおり、従業員は全体で32人(うち常勤数25人)、役員は64人(同32人)となっている。ただし、1者当たりの平均再就職者数をみると、役員の方が多くなっている所管府省もある。

図表6-3 再委託先への所管府省退職者の再就職者数の内訳(平成18年4月1日現在)  
(単位:法人、人)

区分 所管府省	所管府省退職者の再就職者が在籍している再委託先の数(A)	再委託先への所管府省退職者の再就職者数									<参考>	
		合計		従業員数		役員数		1者当たりの平均再就職者数			再委託先の数	左のうち「調査困難等」
		(B)	常勤数	(C)	常勤数	(D)	常勤数	(B)/(A)	(C)/(A)	(D)/(A)		
内閣府	1	1	1	1	1	-	-	1.0	1.0	-	7	-
総務省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	15
外務省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
財務省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35	35
文部科学省	5	9	7	8	7	1	-	1.8	1.6	0.2	19	-
厚生労働省	1	4	3	-	-	4	3	4.0	-	4.0	5	3
農林水産省	3	15	9	6	4	9	5	5.0	2.0	3.0	20	17
経済産業省	13	52	28	13	9	39	19	4.0	1.0	3.0	275	261
国土交通省	1	5	5	2	2	3	3	5.0	2.0	3.0	165	164
環境省	3	10	4	2	2	8	2	3.3	0.6	2.6	19	-
防衛省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	5
合計	27	96	57	32	25	64	32	3.5	1.1	2.3	528	472

(2) 再委託先への随契先公益法人退職者の再就職者数

前記の再委託先528者について、調査票等で把握できた範囲で18年4月1日現在における随契先公益法人退職者の再就職者の状況をみると、<sup>(注7)</sup>図表6-4のとおり、在籍無しとしているのは405者、在籍有りとしているのは30者、随契先公益法人より調査困難等との回答があったものは93者である。そして、この30者における随契先公益法人退職者の再就職者数は84人であるとしており、1者当たり平均2.8人となっている。

(注7) 随契先公益法人退職者の再就職者 随契先公益法人に常勤の役員又は職員として職務に従事した者で、当該公益法人を退職し、再委託先に再就職した者をいい、人事交流による出向等は含まない。

図表6-4 再委託先への随契先公益法人退職者の再就職者の状況(平成18年4月1日現在)  
(単位:法人、人)

所管府省	再委託先の数	左のうち随契先公益法人退職者の再就職者の在籍の有無別数			(A)における随契先公益法人退職者の再就職者数(B)	1者当たりの平均再就職者数(B)/(A)	(B)のうち所管府省退職者
		「有」(A)	「無」	「調査困難等」			
内閣府	7	2	5	-	2	1.0	1
総務省	15	-	15	-	-	-	-
外務省	1	-	1	-	-	-	-
財務省	35	-	-	35	-	-	-
文部科学省	19	-	19	-	-	-	-
厚生労働省	5	-	3	2	-	-	-
農林水産省	21	-	21	-	-	-	-
経済産業省	339	4	287	48	38	9.5	-
国土交通省	186	30	153	3	44	1.4	40
環境省	20	-	20	-	-	-	-
防衛省	6	-	1	5	-	-	-
合計	528	30	405	93	84	2.8	41

注(1) 各「所管府省」の「再委託先の数」は、一つの再委託先に対して複数の再委託元の随契先公益法人がある場合、それぞれ別個の再委託先としてカウントしているため、図表6-1、6-2及び6-3の「再委託先の数」とは異なる。図表6-5においても同じ。

注(2) 「再委託先の数」の合計及び「左のうち随契先公益法人退職者の再就職者の在籍の有無別数」の合計は、再委託先の重複を除く実数である。図表6-5においても同じ。

注(3) 「調査困難等」は、随契先公益法人より、資料がないなどのため再委託先への随契先公益法人退職者の再就職の調査が困難、不能との回答があった再委託先の数である。図表6-5においても同じ。

これら随契先公益法人退職者の再就職者数を従業員及び役員に区分すると、図表6-5のとおり、従業員は全体で49人(うち常勤数27人)、役員は35人(同25人)となっている。

図表6-5 再委託先への随契先公益法人退職者の再就職者数の内訳(平成18年4月1日現在)  
(単位:法人、人)

区分 所管府省	随契先公益法人退職者の再就職者が在籍している再委託先の数(A)	再委託先への随契先公益法人退職者の再就職者数						1者当たりの平均再就職者数			(B)のうち所管府省退職者		<参考>	
		合計		従業員数		役員数		(B)/(A)	(C)/(A)	(D)/(A)	合計		再委託先の数	左のう ち「調 査困難 等」
		(B)	常勤数	(C)	常勤数	(D)	常勤数				常勤数	常勤数		
内閣府	2	2	2	1	1	1	1	1.0	0.5	0.5	1	1	7	-
総務省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	-
外務省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
財務省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35	35
文部科学省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	-
厚生労働省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	2
農林水産省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	-
経済産業省	4	38	27	18	15	20	12	9.5	4.5	5.0	-	-	339	48
国土交通省	30	44	23	30	11	14	12	1.4	1.0	0.4	40	19	186	3
環境省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	-
防衛省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	5
合計	30	84	52	49	27	35	25	2.8	1.6	1.1	41	20	528	93

(注) 「随契先公益法人退職者の再就職者が在籍している再委託先の数」の合計は、再委託先の重複を除く実数である。以下の図表においても同じ。

7 5、6についてそれぞれの公益法人及び再委託先の従業員に占める再就職者の比率、役員に占める比率

(1) 随契先公益法人の従業員及び役員に占める再就職者の比率

前項5において、所管府省退職者の再就職者が従業員又は役員で在籍有りとの回答があった962法人（図表5-1参照）について、前項5、6と同様に、調査票等で把握できた範囲で、従業員数に占める所管府省退職者の再就職者数の比率、役員数に占める所管府省退職者の再就職者数の比率を示すと、図表7-1のとおりである。

これによると、従業員については、従業員としての再就職者が「該当者無し」の法人を除くと、再就職者の占める比率が10%未満となっている随契先公益法人が233法人と最も多く、全体の23.5%を占めている。一方、8所管府省においては、再就職者の占める比率が50%以上となっている随契先公益法人があり、その数は全体の7.1%に当たる70法人となっている。

また、役員については、再就職者に占める比率が10%未満となっている随契先公益法人が379法人と最も多く、全体の38.2%を占めている。一方、10所管府省においては、再就職者の占める比率が50%以上となっている随契先公益法人があり、その数は全体の6.5%に当たる64法人となっている。

図表7-1 随契先公益法人への所管府省退職者の再就職者数の比率(平成18年4月1日現在)  
(単位:法人、%)

所管府省	区分	所管府省退職者の再就職者が在籍している随契先公益法人数(A)	従業員・役員の別	所管府省退職者の占める比率別随契先公益法人数( A)に対する割合)									
				該当者無し	10%未満	10%以上20%未満	20%以上30%未満	30%以上40%未満	40%以上50%未満	50%以上60%未満	60%以上70%未満	70%以上80%未満	80%以上90%未満
内閣府	27		従業員	13 (48.1)	6 (22.2)	2 (7.4)	2 (7.4)	2 (7.4)	-	2 (7.4)	-	-	-
			役員	2 (7.4)	8 (29.6)	7 (25.9)	7 (25.9)	-	-	2 (7.4)	1 (3.7)	-	-
警察庁	6		従業員	3 (50.0)	1 (16.7)	-	2 (33.3)	-	-	-	-	-	-
			役員	-	1 (16.7)	2 (33.3)	1 (16.7)	1 (16.7)	-	1 (16.7)	-	-	-
金融庁	1		従業員	1 (100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			役員	-	1 (100)	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	33		従業員	8 (24.2)	11 (33.3)	3 (9.1)	2 (6.1)	3 (9.1)	1 (3.0)	1 (3.0)	3 (9.1)	-	1 (3.0)
			役員	2 (6.1)	6 (18.2)	6 (18.2)	4 (12.1)	7 (21.2)	4 (12.1)	2 (6.1)	1 (3.0)	1 (3.0)	-
法務省	11		従業員	5 (45.5)	-	2 (18.2)	2 (18.2)	2 (18.2)	-	-	-	-	-
			役員	2 (18.2)	5 (45.5)	2 (18.2)	-	-	-	1 (9.1)	-	1 (9.1)	-
外務省	22		従業員	15 (68.2)	5 (22.7)	1 (4.5)	1 (4.5)	-	-	-	-	-	-
			役員	-	10 (45.5)	5 (22.7)	6 (27.3)	-	1 (4.5)	-	-	-	-
財務省	11		従業員	3 (27.3)	4 (36.4)	1 (9.1)	-	2 (18.2)	-	1 (9.1)	-	-	-
			役員	1 (9.1)	2 (18.2)	3 (27.3)	2 (18.2)	-	2 (18.2)	-	-	-	1 (9.1)
文部科学省	82		従業員	61 (74.4)	16 (19.5)	3 (3.7)	1 (1.2)	1 (1.2)	-	-	-	-	-
			役員	3 (3.7)	44 (53.7)	16 (19.5)	12 (14.6)	7 (8.5)	-	-	-	-	-
厚生労働省	242		従業員	85 (35.1)	50 (20.7)	45 (18.6)	33 (13.6)	10 (4.1)	6 (2.5)	7 (2.9)	3 (1.2)	2 (0.8)	-
			役員	10 (4.1)	138 (57.0)	50 (20.7)	21 (8.7)	17 (7.0)	3 (1.2)	1 (0.4)	1 (0.4)	1 (0.4)	1 (0.4)
農林水産省	90		従業員	17 (18.9)	19 (21.1)	17 (18.9)	10 (11.1)	7 (7.8)	7 (7.8)	6 (6.7)	2 (2.2)	1 (1.1)	2 (2.2)
			役員	2 (2.2)	11 (12.2)	15 (16.7)	33 (36.7)	14 (15.6)	8 (8.9)	4 (4.4)	2 (2.2)	-	-
経済産業省	164		従業員	94 (57.3)	56 (34.1)	8 (4.9)	3 (1.8)	1 (0.6)	-	-	1 (0.6)	-	1 (0.6)
			役員	2 (1.2)	84 (51.2)	40 (24.4)	21 (12.8)	9 (5.5)	5 (3.0)	1 (0.6)	1 (0.6)	1 (0.6)	-
国土交通省	251		従業員	79 (31.5)	59 (23.5)	38 (15.1)	26 (10.4)	19 (7.6)	5 (2.0)	10 (4.0)	6 (2.4)	1 (0.4)	6 (2.4)
			役員	4 (1.6)	52 (20.7)	50 (19.9)	42 (16.7)	47 (18.7)	23 (9.2)	17 (6.8)	4 (1.6)	2 (0.8)	4 (1.6)
環境省	38		従業員	30 (78.9)	6 (15.8)	1 (2.6)	1 (2.6)	-	-	-	-	-	-
			役員	1 (2.6)	16 (42.1)	12 (31.6)	7 (18.4)	1 (2.6)	1 (2.6)	-	-	-	-
防衛省	13		従業員	1 (7.7)	-	2 (15.4)	1 (7.7)	-	-	-	1 (7.7)	4 (30.8)	2 (15.4)
			役員	-	1 (7.7)	-	2 (15.4)	3 (23.1)	-	1 (7.7)	2 (15.4)	1 (7.7)	2 (15.4)
合計	962		従業員	415 (41.9)	233 (23.5)	123 (12.4)	84 (8.5)	47 (4.7)	19 (1.9)	27 (2.7)	16 (1.6)	8 (0.8)	11 (1.1)
			役員	29 (2.9)	379 (38.2)	208 (21.0)	158 (15.9)	106 (10.7)	47 (4.7)	30 (3.0)	12 (1.2)	7 (0.7)	7 (0.7)

(注) 「所管府省退職者の占める比率別随契先公益法人数」の合計の公益法人数は、共管公益法人の重複を含んだ数であり、合計の( )書きは、この重複を含めた延べ991法人に対する割合である。

(2) 再委託先の従業員及び役員に占める再就職者の比率

前項6において、所管府省退職者の再就職者が従業員又は役員で在籍有りとの回答があった再委託先27者（図表6-2参照）について、調査票等で把握できた範囲で、従業員数に占める所管府省退職者の再就職者数の比率、役員数に占める所管府省退職者の再就職者数の比率を示すと、図表7-2のとおりである。

これによると、従業員、役員共に、再就職者の占める比率が10%未満となっている再委託先が最も多く、再就職者の占める比率が高いものも従業員の場合は10%未満、役員の場合も50%未満となっている。

図表7-2 再委託先への所管府省退職者の再就職者数の比率(平成18年4月1日現在)  
(単位:法人、%)

区分 所管府省	所管府省 退職者の 再就職者 が在籍し ている再 委託先の 数(A)	従業 員・役 員の別	所管府省退職者の占める比率別再委託先数 (A)に対する割合)											
			該当者 無し	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上	
内閣府	1	従業員	-	1 (100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	1 (100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	-	従業員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外務省	-	従業員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務省	-	従業員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
文部科学省	5	従業員	1 (20.0)	4 (80.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	4 (80.0)	-	1 (20.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
厚生労働省	1	従業員	1 (100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	-	-	-	1 (100)	-	-	-	-	-	-	-	-
農林水産省	3	従業員	1 (33.3)	2 (66.7)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	-	1 (33.3)	-	-	2 (66.7)	-	-	-	-	-	-	-
経済産業省	13	従業員	9 (69.2)	4 (30.8)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	-	8 (61.5)	1 (7.7)	2 (15.4)	1 (7.7)	1 (7.7)	-	-	-	-	-	-
国土交通省	1	従業員	-	1 (100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	-	1 (100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
環境省	3	従業員	1 (33.3)	2 (66.7)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	1 (33.3)	1 (33.3)	-	1 (33.3)	-	-	-	-	-	-	-	-
防衛省	-	従業員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	27	従業員	13 (48.1)	14 (51.9)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	6 (22.2)	11 (40.7)	2 (7.4)	4 (14.8)	3 (11.1)	1 (3.7)	-	-	-	-	-	-

次に、随契先公益法人退職者の再就職者が在籍有りとの回答があった再委託先30者（図表6-4参照）について、調査票等で把握できた範囲で、従業員数に占める随契先公益法人退職者の再就職者数の比率、役員数に占める随契先公益法人退職者の再就職者数の比率を示すと、図表7-3のとおりである。

これによると、従業員については、再就職者の占める比率が10%未満となっている再委託先が25者（69.4%）と最も多く、その一方で、役員については、50%以上を占める再委託先は6者（16.7%）となっている。

図表7-3 再委託先への随契先公益法人退職者の再就職者数の比率(平成18年4月1日現在)  
(単位:法人、%)

区分 所管府省	随契先公益法人退職者の再就職者が在籍している再委託先の数(A)	従業員・役員の別	随契先公益法人退職者の占める比率別再委託先数( A)に対する割合)										
			該当者無し	10%未満	10%以上20%未満	20%以上30%未満	30%以上40%未満	40%以上50%未満	50%以上60%未満	60%以上70%未満	70%以上80%未満	80%以上90%未満	90%以上
内閣府	2	従業員	1 (50.0)	1 (50.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	1 (50.0)	-	1 (50.0)	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	-	従業員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外務省	-	従業員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務省	-	従業員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
文部科学省	-	従業員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
厚生労働省	-	従業員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農林水産省	-	従業員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
経済産業省	4	従業員	1 (25.0)	3 (75.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	1 (25.0)	-	-	-	-	-	-	1 (25.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	-
国土交通省	30	従業員	8 (26.7)	21 (70.0)	1 (3.3)	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	18 (60.0)	1 (3.3)	4 (13.3)	4 (13.3)	-	-	3 (10.0)	-	-	-	-
環境省	-	従業員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
防衛省	-	従業員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	30	従業員	10 (27.8)	25 (69.4)	1 (2.8)	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	20 (55.6)	1 (2.8)	5 (13.9)	4 (11.1)	-	-	3 (8.3)	1 (2.8)	1 (2.8)	1 (2.8)	-

(注) 「随契先公益法人退職者の占める比率別再委託先数」の合計の再委託先数は、再委託先の重複を含んだ数であり、合計の( )書きは、この重複を含めた延べ36者に対する割合である。

### 第3 検査の結果に対する所見

ア 各府省等が締結している随意契約等について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、契約全般の状況を把握するとともに、契約事務が適切に行われ、公正性、競争性及び透明性が確保されているかなどに着眼して会計実地検査を行った。また、随意契約先公益法人等への再就職者数については、所管府省及び随意契約先公益法人の協力を得て調査を実施し、提出された調査票等から把握できた範囲でその結果を記述した。

検査の結果は、次のとおりである。

#### (ア) 契約方式について

a 契約方式については、18年度対象契約全体でみると、随意契約の割合（件数56.5%、支払金額62.2%）の方が競争契約の割合（同43.5%、同37.8%）より高く、平均落札率も競争契約は86.3%、随意契約は97.3%で、随意契約の方が競争契約より11.0ポイント高くなっており、競争性及び経済性の面で十分ではない状況となっている。また、契約相手方別にみると、競争契約の割合は、民間企業が最も高く（件数55.2%、支払金額55.1%）、公益法人はそれに比べて件数で41.1ポイント、支払金額で51.6ポイント低い状況となっている。

b 随意契約としている理由については、法令上の適用理由を「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するためとしている契約が8割以上を占める。その具体的な理由をみると、「専門的又は高度な知識、知見、技術を有する」、「契約実績、経験を有する」など他に履行可能な者がいないことが必ずしも明確にされていないものが相当数見受けられる。

そして、契約の一部を抽出して随意契約とした理由の妥当性を実際に検証したところ、「専門的又は高度な知識、知見、技術を有する」などを具体的な理由として契約相手方を選定している随意契約の中には、その理由の妥当性に関して検討の余地があったものが多く見受けられる。また、随意契約の理由の妥当性に関して検討の余地があったものについて、19年8月1日現在における見直し状況をみると、措置未済や措置予定なしのものが残されているほか、競争契約等に移行済みのものうち約半数は応札者（応募者）が1者しかおらず、その平均落札率は移行前とほぼ同水準となっている。

c 随意契約に当たって企画競争が実施されている場合もあるが、各府省等によっては統一的な実施基準を作成していない省庁もあり、企画競争の実施方法においても

公平性及び透明性の確保が十分でないものがある。

(イ) 公益法人を契約相手方とする随意契約について

a 公益法人を契約相手方とする契約については、随意契約の割合が18年度対象契約全体でみた場合よりも件数で29.4ポイント、支払金額で34.3ポイント高く、企画競争を経ない随意契約の割合についても、同様に契約全体でみた場合よりも件数で20.1ポイント高い。また、随意契約としている理由については、法令上の適用理由を「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するためとしている契約が100%近くを占めており、その具体的な理由をみると、「専門的又は高度な知識、知見、技術を有する」としているものの割合が随意契約全体でみた場合よりも23.2ポイント高くなっている。

b 契約相手方が公益法人である随意契約における再委託については、契約条項において再委託に関する規定を設けていないものが1割強見受けられる。また、事前の承認を必要とする旨の契約条項を定めているにもかかわらず、実際には書面による申請及び承認がなされないまま再委託が行われているものも見受けられる。さらに、再委託が行われている契約のうち17年度分の再委託率をみると、再委託率が50%以上となっているものの割合が件数で20.3%、支払金額で44.4%を占めており、再委託率が50%以上の契約の中には、契約相手方を唯一の者であるとしている随意契約の具体的な理由との整合性に疑義のあるものが見受けられる。

(ウ) 契約の透明性の向上に向けた取組について

契約の透明性の向上に向けた体制整備については、各省庁ともおおむね随意契約の理由の妥当性を審査する際の具体的な基準等を作成している。しかし、各種契約情報のホームページでの公表において、掲載方法や掲載項目に関し、契約情報へのアクセスの面で利便性に欠ける状況が見受けられる。

このように、国の支出の原因となる契約については、公正性、競争性、透明性等の面で様々な課題が見受けられる。そして、これらの課題に対しては、現在、政府においても、公共調達の適正化に向けた取組が行われている。

イ 国においては、行政事務の遂行上、引き続き、多様な内容の契約を実施する必要があるが、その支出が国民の貴重な財源をもって充てられることにかんがみ、契約の締結に当たっては、より一層経済的及び効率的に行っていくことが要請される。

したがって、各府省等においては、今般の随意契約点検の結果を踏まえて作成した

「随意契約見直し計画」（改訂）の着実な実施と的確なフォローアップ及び必要に応じた計画内容の見直しを図るとともに、新たな契約の締結に当たっては、競争契約を原則とする会計法令の趣旨に則り厳格な運用を行うほか、次の点に留意することにより、契約の公正性、競争性及び透明性の確保に努める必要がある。

(7) 契約方式について

- a 他府省等や他部署の契約実例を調査して参考にするとともに、発注する業務の内容を仕様書等においてより具体的かつ詳細に定めるほか、少額購入等を予定している調達についてもこれを計画的に集約することにより一括契約を可能とするなどして競争契約を拡大し、契約の透明性の向上を図る。併せて、競争契約を実施する場合においては、国民生活に対する安全性等への配慮を十分行った上で、実質的な競争性の確保を図る。
- b やむを得ず随意契約によらざるを得ないとき、特に「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」という理由を適用する場合には、他に履行可能な者がいないかの把握等を厳格に行う。
- c 仕様書等の内容を具体的に提示できる場合は、総合評価方式を含む競争契約に移行することに努める。そして、仕様書等の内容の具体的な提示が困難で随意契約によらざるを得ない場合でも、可能な限り企画競争の可能性を検討するとともに、企画競争については、審査員の構成、審査方法等に関して統一的な実施基準を作成し、これに基づいて実施するなどして公平性及び透明性の一層の向上を図る。

(1) 公益法人を契約相手方とする随意契約について

- a 従来から公益法人を契約相手方としてきた随意契約について、契約の具体的な業務内容を精査し、他に履行可能な者がおらず、真に随意契約によらざるを得ない場合に該当するもの以外は、速やかに競争契約に移行する。
- b 再委託については、禁止する又は承認を要する旨の契約条項を設けるとともに、再委託の承認に当たっては、契約条項を遵守して書面により申請させるほか、随意契約とした理由との整合性に留意する。

(ウ) 契約の透明性の向上に向けた取組について

契約の透明性の向上に向けて一層の体制整備に努めるとともに、契約情報をホームページで公表する場合には、掲載方法や掲載項目名を工夫するなどして、必要な情報へのアクセスを容易にし、その利便性を向上させる。

会計検査院としては、本報告の取りまとめに際して、時間的制約等から各府省等の見直し状況に係る検証を終えるに至っていない部分があることから、これを中心に引き続き検査を実施し、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとする。